

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月31日

【計算期間】 第6期（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

【ファンド名】 メロン・オフショア・ファンズ -
日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（注1）
（Mellon Offshore Funds -
NIKKO BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly
Distribution Type）

【発行者名】 B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
（BNY Mellon International Management Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
（Scott Lennon, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
エルジン・アベニュー190、
インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッ
ド気付
（c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited,
190 Elgin Avenue, George Town,
Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）ファンド名は、平成26年11月1日付で「メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファン
ド毎月分配型（円建ヘッジありクラスA/B、円建ヘッジなしクラスA/B）（Mellon Offshore Funds - NIKKO BNY
Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type（Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged
Unit））」から「メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（Mellon
Offshore Funds - NIKKO BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type）」に変更さ
れた。

（注2）メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型は、ケイマン諸島の法律に
基づいて設立されているが、ファンド証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行
う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致
しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、
必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは2月1日に始まり翌年1月31日に終了する一年
を指す。ただし、第一会計年度は、平成21年6月22日（補足信託証書締結日）から平成22年1月31日までの期間を指
す。なお、ファンドの運用開始日は平成21年7月30日である。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型^{（注）}（以下「**ファンド**」または「**シリーズ・トラスト**」と総称する。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「**トラスト**」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

（注）ファンド名は、平成26年11月1日付で「メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（円建ヘッジありクラスA/B、円建ヘッジなしクラスA/B）」から「メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型」に変更された。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券および転換社債の3つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。

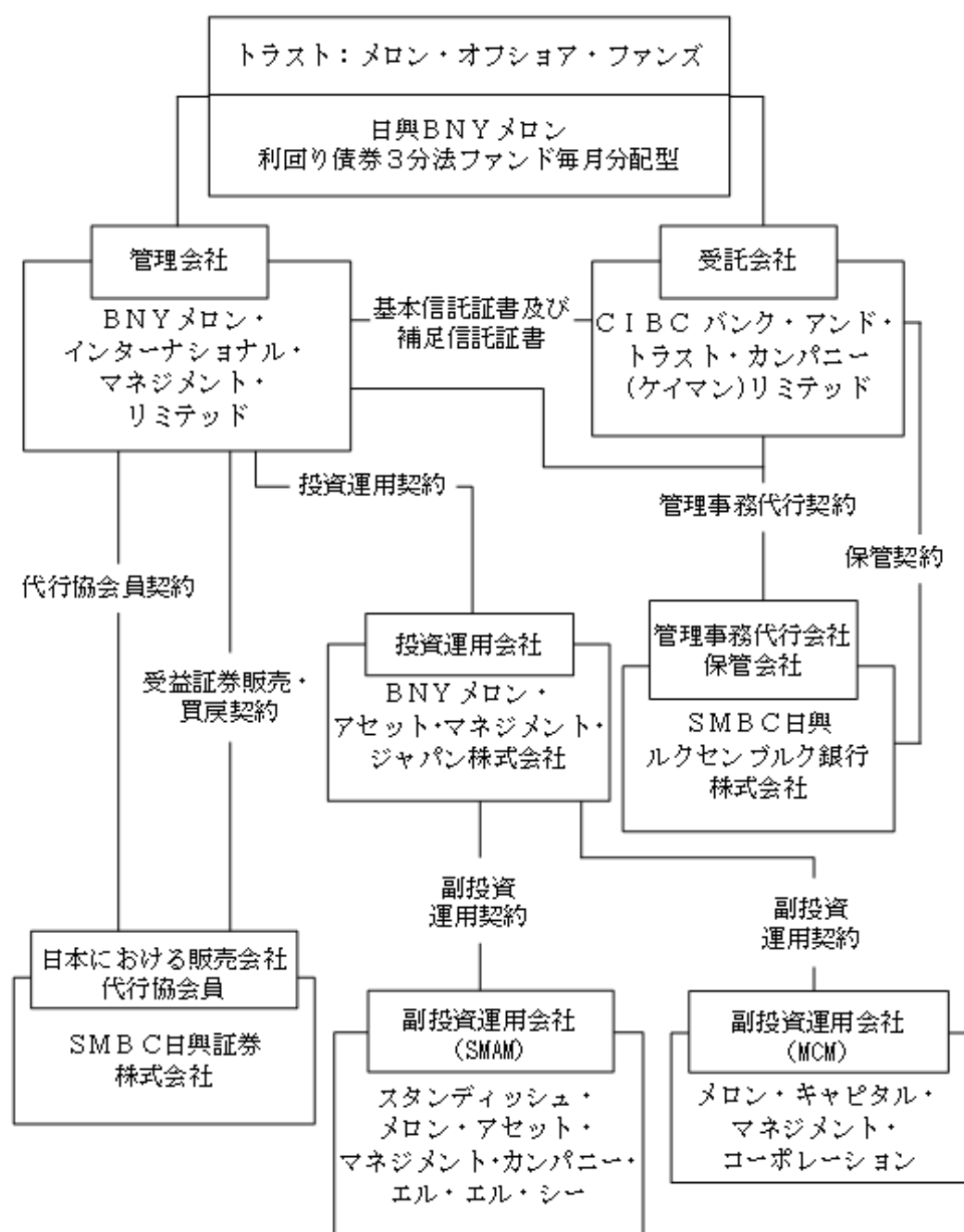
投資運用会社は、ファンドの資産の3つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者として日興グローバルラップ株式会社（以下「**NGW**」という。）を任命している。配分は、NGWの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。投資運用会社は、ファンドのハイイールド債券および新興国ソブリン債券のポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社（SMAM）に委託している。投資運用会社は、ファンドの転換社債のポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社（MCM）に委託している。投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資助言会社または投資運用会社を任命することができる。

（２）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	補足信託証書締結
2009年6月22日	補足信託証書締結
2009年7月13日	日本におけるファンドの募集開始
2009年7月30日	運用開始（設定日）
2014年10月3日	補足信託証書締結
2014年11月1日	ファンドの名称変更
2015年7月31日	補足信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2009年6月22日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約（注1）を締結することにより管理事務代行契約を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2009年6月22日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2009年7月29日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー	副投資運用会社（SMAM）	2009年7月29日に、投資運用会社との間で、SMAM副投資運用契約（注4）を締結。
メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	副投資運用会社（MCM）	2009年7月29日に、投資運用会社との間で、MCM副投資運用契約（注5）を締結。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2009年6月25日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注6）を締結し、2009年6月26日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改訂済）（注7）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

- （注４）SMAM副投資運用契約とは、副投資運用会社（SMAM）が、投資運用会社に対し、ハイイールド債券および新興国ソブリン債券に対するファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。
- （注５）MCM副投資運用契約とは、副投資運用会社（MCM）が、投資運用会社に対し、転換社債に対するファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。
- （注６）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券１口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- （注７）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

（ ）資本金の額

2014年12月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。

管理会社の授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式の総数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2014年12月末日現在、約62億4,903万円である。

定款およびケイマン諸島法会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

（ ）会社の沿革

1979年12月21日設立

（ ）大株主の状況

（2014年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 19711 デラウェア州、ニューアーク、 ホワイト・クレイ・センター・ドライブ100番102号	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）（以下「**基本信託証書**」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2009年6月22日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（2014年10月3日付補足信託証書および2015年7月31日付補足信託証書により改訂済）（以下「**補足信託証書**」という。）（以下、基本信託証書と併せて「**信託証書**」という。）に基づき日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型をファンドとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型の受益証券の保有者（以下「**受益者**」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「**信託法**」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

後記（６）「監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2012年改訂）により改訂済。）（以下、総称して「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わなければならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）CIMAへの開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、トラストの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むトラストの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

(b) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、**交付目論見書**（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、**請求目論見書**（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会であるS M B C日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券および転換社債の３つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。

投資運用会社は、ファンドの資産の３つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者として日興グローバルラップ株式会社（NGW）を任命している。配分は、NGWの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。投資運用会社は、ファンドのハイイールド債券および新興国ソブリン債券のポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社（SMAM）に委託している。投資運用会社は、ファンドの転換社債のポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社（MCM）に委託している。投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資助言会社または投資運用会社を任命することができる。

ハイイールド債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、相対的に魅力的なリスク調整後利回りの米ドル建のハイイールド債券およびそのデリバティブで構成されている。米ドル以外の通貨により表示されるハイイールド債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、Merrill Lynch High Yield Master II Constrained Index（米ドルベース）である。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配金を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

新興国ソブリン債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、米ドル建の新興国ソブリン債券、その他の債券およびそれらのデリバティブで構成されている。新興国通貨の先渡しおよび現地通貨建て債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、JPMorgan EMBI Global Index（米ドルベース）である。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配金を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

転換社債

この資産クラスへの投資目的は主に、毎月の分配金支払いのためのインカムを上げる一方で、トータル・リターンを最大化することである。この資産クラスの投資銘柄はほぼ、米ドル建の転換社債およびその他の債券から成る分散ポートフォリオで構成されている。米ドル以外の通貨により表示される転換証券およびその他の債務証券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。使用される定量モデルは、信用力に対する市場の誤った認識に基づく利回りを付した転換社債を特定するためのもので、この資産クラスの投資銘柄は一般的に、その信用力に応じた値付けのなされていないと判断される高利回り債券で構成されている。利回りと信用力の関係は、常時監視され管理される。なお、転換社債のうちで、利回りの高いものを「利回りCB」ということがある。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、Merrill Lynch All Convertibles Excluding Mandatory, All Quality Index（米ドルベース）である。

投資運用会社、副投資運用会社（SMAM）および副投資運用会社（MCM）は、ファンドの全資産またはその一部を、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団的投資スキームを含む他の集団的投資スキームを通じて上記のいずれかの資産クラスに投資することができる。

ヘッジあり受益証券は、円と（ファンドの投資対象の大部分が表示されている）米ドルの為替変動によるヘッジあり受益証券に帰属する部分の純資産価額の変動を最小限に抑えるために、円に対してヘッジされる。その場合、ヘッジ関連のコストは、ヘッジあり受益証券の関連クラスに配分される。投資運用会社は、円と米ドルの為替変動に対するヘッジあり受益証券の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。が、ファンドの投資対象の将来の価格は変動するため、必ずしも当該エクスポージャーが常時100%ヘッジされることにはならない。ヘッジなし受益証券の通貨エクスポージャーはヘッジされない。

上記の為替取引に関連し、為替ヘッジ取引の相手方（2015年7月21日より前は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含むことがあるが、これに限らない。）が複数となることがある。

ファンドの投資目的が達成される保証はない。

ファンドの特徴

■3つの高利回り債券を投資対象とし、高い利子収入の確保とともに中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

- 高利回り債券への投資配分は、ハイイールド債券51%、新興国ソブリン債券23%、利回りCB26%を2015年5月末日時点の目標投資配分とし、分散することで長期的に安定した収益の確保を目指します。

注1：投資配分は、日興グローバルラップ株式会社からの目標投資配分に関する助言をもとに投資運用会社が決定します。

注2：目標投資配分は運用上の目安となる配分であり、実際の投資配分とは異なることがあります。また、今後予告なく変更される可能性があります。

注3：なお、転換社債のうち、利回りが高いものを「利回りCB」ということがあり、ファンドは、転換社債については、利回りCBを主な投資対象とすることを投資方針とします。

■原則として毎月分配を行うことを目指します。

- 毎月最終ファンド営業日を分配基準日とし、原則として利子収入等を中心に安定分配を行うことを目指します。

注1：ファンド営業日とは、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が別途決定する日をいいます。

注2：将来の投資成果、1口当たり純資産価格の水準によっては分配を行わないこともあります。

■「円建ヘッジありクラスA/B」と「円建ヘッジなしクラスA/B」の2種類からお選びいただけます。

- 「円建ヘッジありクラスA/B」と「円建ヘッジなしクラスA/B」の各2クラスをご用意しており、投資者の運用ニーズに合わせて、お選びいただけます。

- 「円建ヘッジありクラスA/B」と「円建ヘッジなしクラスA/B」のクラスA間またはクラスB間で転換手数料なしでスイッチングが可能です。

- クラスB受益証券のご購入より7年経過後、投資者の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券はクラスA受益証券に転換手数料なしで転換されます。

注：クラスA受益証券とクラスB受益証券は手数料・費用等に相違があります。

ファンドの投資対象

3つの高利回り債券にバランスよく投資することで、高い利回りおよび値上がり益の獲得を目指します。



（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

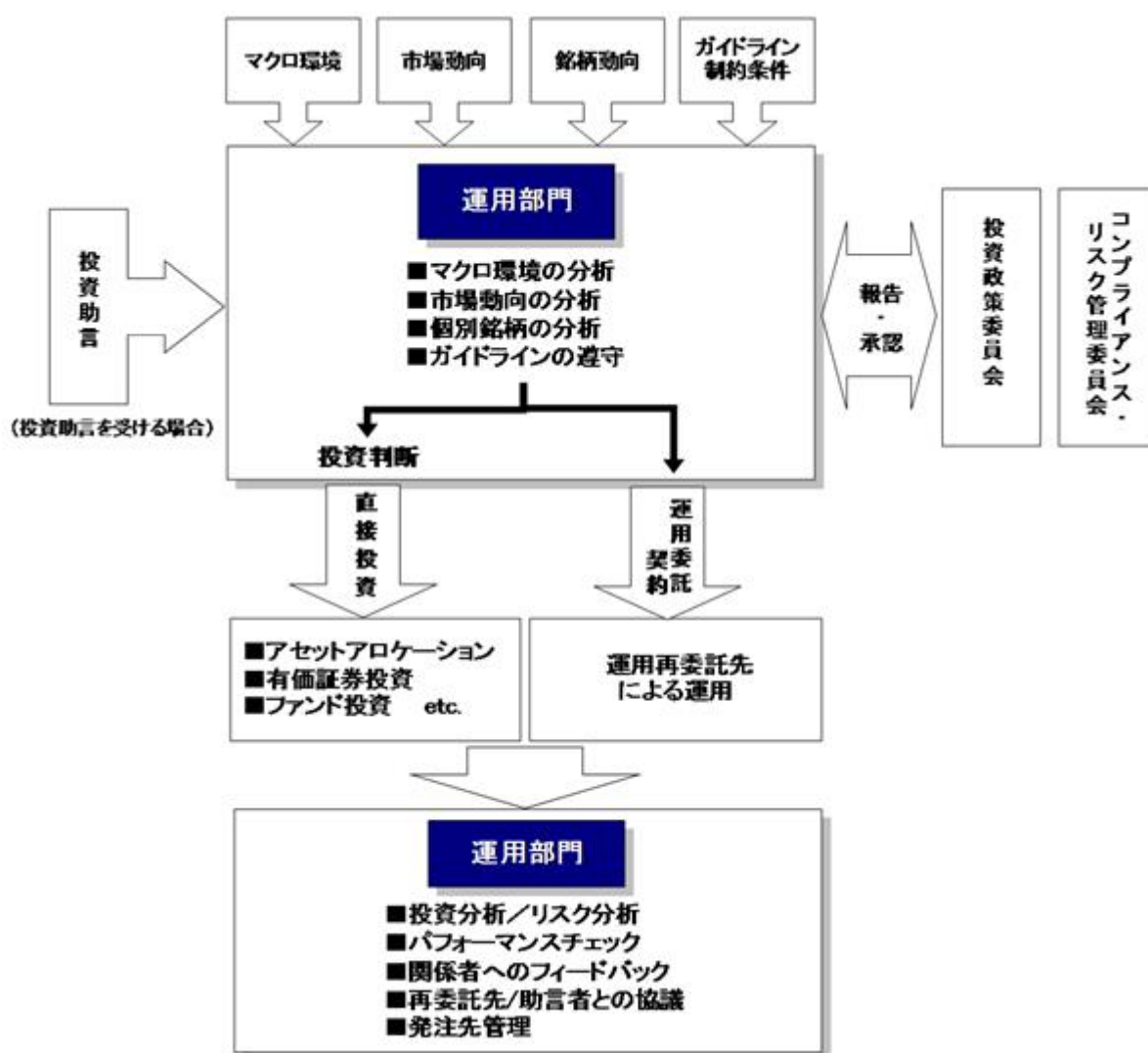
投資運用会社

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関する運用の業務を、基本信託証書に基づき、投資運用会社であるB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、同社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「**金融商品取引法**」という。）に基づく登録を受けた投資運用業者である。

投資運用会社の運用体制図

< 投資運用会社における運用体制 >



- a. 運用部門では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行う。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施する。
- c. 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が執行されていることを確認する。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告される。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告される。
- e. 運用部門では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施する。
- f. 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的を実施する。

資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織

投資運用会社の投資方針の決定は、マクロ環境、市場動向、銘柄動向等の分析及びガイドラインの遵守に基づき運用部門が行う。

投資方針の作成、実施にあたっては、投資運用会社独自の分析・調査のほかにB N Yメロン・グループ各社等の調査・分析を活用する。また、投資方針の決定は、月に二度開催される投資政策委員会に運用部門から報告され、同委員会は投資方針の決定が適切に行われているか監督し、確認している。

社内規程

以下の規程等に基づき運営している。

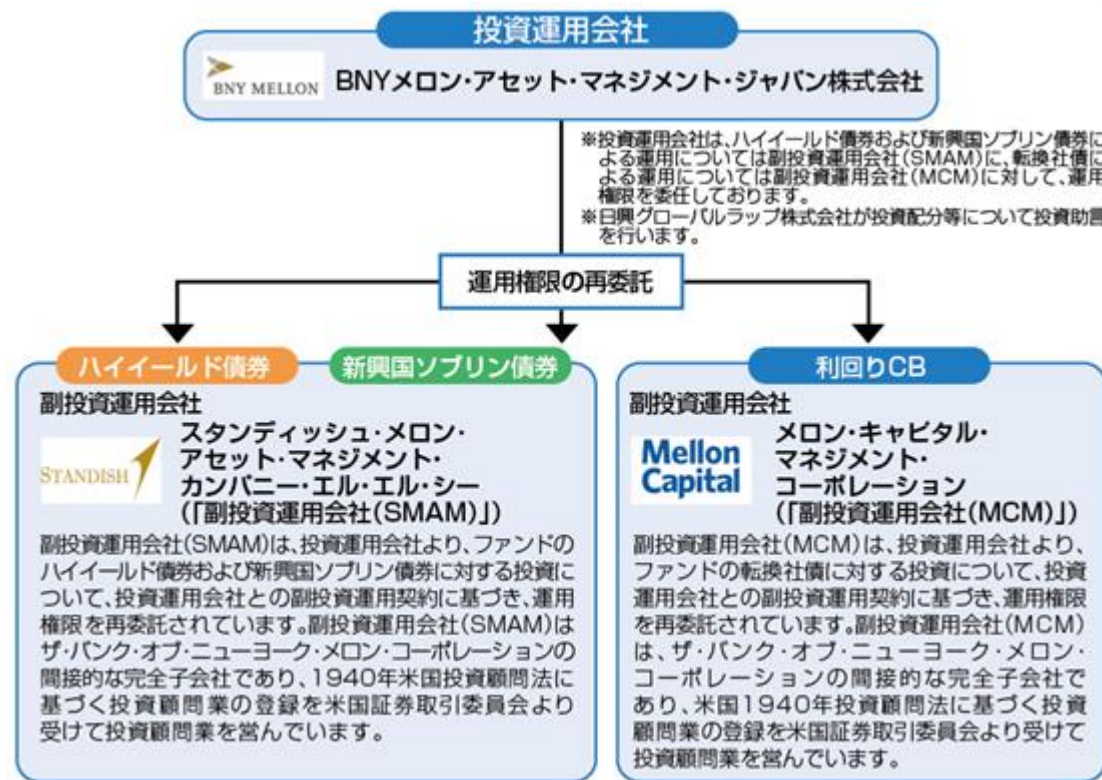
- 「投資政策委員会」運営規程
- コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ファンド・マネージャー服務規程
- 運用業務規程
- 運用の再委託等についての規程
- 投資一任契約に係る議決権行使に関する規程
- 投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

その他

投資運用契約に従い、投資運用会社は、投資運用契約に関連して投資運用会社が行った業務の結果として生じる訴訟、経費、手数料、損失、損害または費用につき何ら責任を負わないものとする。ただし、当該訴訟、経費、手数料、損失、損害または費用が投資運用会社の悪意、重大な過失、故意の不履行、詐欺、投資運用契約に定める投資運用会社の義務の重大な不履行、または投資運用契約に基づく投資運用会社の表明もしくは保証の違反の結果として生じた場合はこの限りでない。管理会社は、投資運用会社が自らの職務の適切な遂行において負担するまたは被るすべての訴訟、経費、手数料、損失、損害および費用（ただし、投資運用会社の悪意、重大な過失、故意の不履行、詐欺、投資運用契約に定める投資運用会社の義務の重大な不履行、または投資運用契約に基づく投資運用会社の表明もしくは保証の違反の直接的結果として生じるものを除く。）につき、投資運用会社を補償する。管理会社は投資運用会社に30日前までの書面による通知を行うことにより、また、投資運用会社は管理会社に90日前までの書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができる。また、投資運用契約は、同契約に定める一定の状況下において終了される場合もある。

運用権限の再委託

投資運用会社はファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務（以下「**運用権限**」という。）を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委任することができ、ハイイールド債券および新興国ソブリン債券による運用については副投資運用会社（SMAM）に、転換社債による運用については副投資運用会社（MCM）に対して、運用権限を委任している。



副投資運用会社（SMAM）

副投資運用会社（SMAM）は、投資運用会社より、ファンドのハイイールド債券および新興国ソブリン債券に対する投資について、SMAM副投資運用契約に基づき、運用権限を再委託されている。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイ・イールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2015年3月末現在、債券運用のみに注力する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。

2015年3月末現在で約1,693億米ドル（約21兆円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

（注）米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成27年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝123.73円）による。以下同じ。

副投資運用会社（MCM）

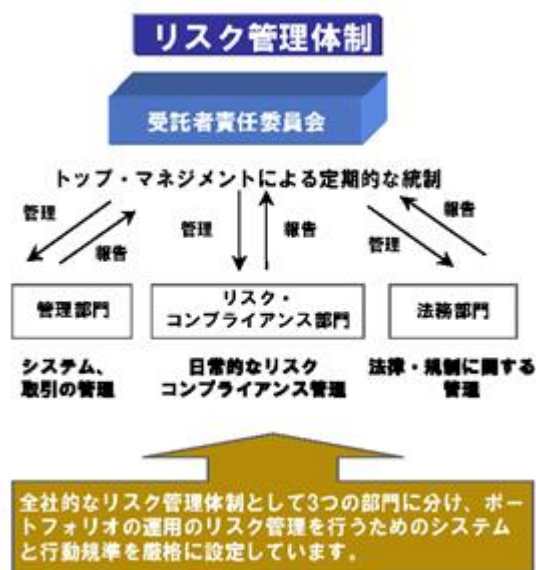
副投資運用会社（MCM）は、投資運用会社より、ファンドの転換社債に対する投資について、MCM副投資運用契約に基づき、運用権限を再委託されている。

副投資運用会社（MCM）は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、米国1940年投資顧問法に基づく投資顧問業の登録を米国証券取引委員会より受けて投資顧問業を営んでいる。

内部統制およびリスク管理

副投資運用会社（MCM）では、全社的なリスク管理体制として3つの部門に分け、ポートフォリオの運用のリスク管理を行うためのシステムと行動基準を厳格に設定している。

- 1) 管理部門は、情報システム、注文の発注・執行、デリバティブ取引の管理、リコンシリエーションなど発注前から、受渡までの管理を行う。
- 2) コンプライアンス・リスク管理部門は、日々の会社全般のコンプライアンス・リスクの把握、統制を行う。
- 3) 法務部門は、各種法律・規制、その他契約などの管理を行う。



その他

投資運用会社は副投資運用会社（MCM）に対して30日前の書面による通知をすることにより、また、副投資運用会社（MCM）は投資運用会社に対して90日前に書面による通知をすることにより、MCM副投資運用契約を終了させることができる。また、MCM副投資運用契約は、同契約に定めるその他の事由の発生および／またはこれに伴う解除権の行使により、終了する。

< ボルカー・ルール >

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、2010年7月に米国議会により制定された。DFAが定める規定を履行するため、金融規制機関は規則を発議し、採択する必要がある。規則の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「B N Yメロン」ということがある。）およびファンドのような金融組織に対し、多数の制約を課している。

2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択した。B N Yメロンは、当該ルールを、規制に応じて、一般的に2017年7月21日より前に履行しなければならない。ただし、2013年12月31日以降に設定された対象ファンド（カバード・ファンド）への投資またはそれとの関係については2015年7月21日までに遵守する必要がある。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係する規定につき要約するものである。

ファンド、ファンドの管理会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社（SMAM）および副投資運用会社（MCM）は、ボルカー・ルールの適用対象である。

ボルカー・ルールにより、管理会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社（SMAM）および副投資運用会社（MCM）によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じる。また、ボルカー・ルールは、B N Yメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびB N Y支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制している。

B N Yメロン支配事業体のファンド投資への規制

B N Yメロン支配事業体は、2017年7月21日までに当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができる（以下「3%ファンド制限」という。）。さらに、B N Yメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、B N YメロンのTier1資本の3%を超えることはできない（以下「3%総額制限」という。）。現在、B N Yメロン支配事業体は3%ファンド制限に適合しており、B N Yメロン支配事業体が3%総額制限によりファンドの保有持分の売却を要求されることはない想定されている。

B N Yメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ファンドの持分を取得した時点で直接ファンドに対し投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、2015年7月21日以降、B N Yメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととする。したがって、適格でない取締役または従業員による投資はその日までに売却されなければならない。ただし、2013年12月31日以前に行われた投資についての売却期限は2017年7月になる。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B N Yメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社（SMAM）および副投資運用会社（MCM）を含む。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されている。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合がある。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定である。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止している。これにより、ファンドとB N Yメロン支配事業体との間の既存のサービス提供の取決め（ファンドとザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の為替ヘッジの取決めを含む。）の変更が必要とされる可能性がある。

保証を行わないことおよびその他の開示

管理会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社（SMAM）および副投資運用会社（MCM）を含むいかなるB N Yメロン支配事業体も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またはその他の約束をすることができない。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B N Yメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていない。

いかなるファンドの損失も、B N Yメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負う。したがって、B N Yメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定される。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要がある。

分配金額は管理会社が決定するものとし、原則として、毎月、最終ファンド営業日を分配基準日として、継続的に分配を行うことを目指す。分配を行う場合には、受託会社は、管理会社の指示に従って、各分配期間（以下「**現分配期間**」という。）に関して、次の分配期間中における分配日に、ヘッジありクラスA受益証券、ヘッジなしクラスA受益証券、ヘッジありクラスB受益証券および／またはヘッジなしクラスB受益証券の各受益者に、管理会社が決定した金額を分配する。かかる金額は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金であり、かつ、関係する受益証券のクラスに帰属する資金の中から支払われる。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日においてトラストの受益者名簿にその者の名前で受益証券の関係するクラスの受益証券が登録されている受益者に対して行われ、かつ、かかる分配は、1円未満の端数を切り捨てる。

日本においては、通常、分配日の日本における2営業日後に支払いを行う。なお、分配金の再投資は行われない。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

分配について

分配金受取りのイメージ

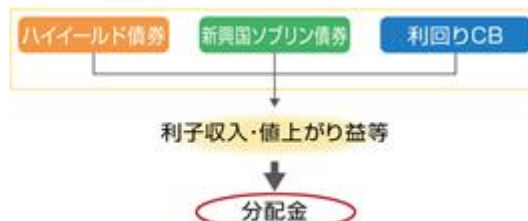
- 毎月最終ファンド営業日を「分配基準日」とします。主に投資している債券からの利子収入と値上がり益を原資とし毎月分配を目指します。



注：将来の投資成果、1口当たり純資産価格の水準によっては分配を行わないこともあります。

分配原資のイメージ

- 今後期待される債券の利子収入等から安定的に分配を行うことを目指します。
- 今後期待される値上がり益等からも分配を行うことがあります。



分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

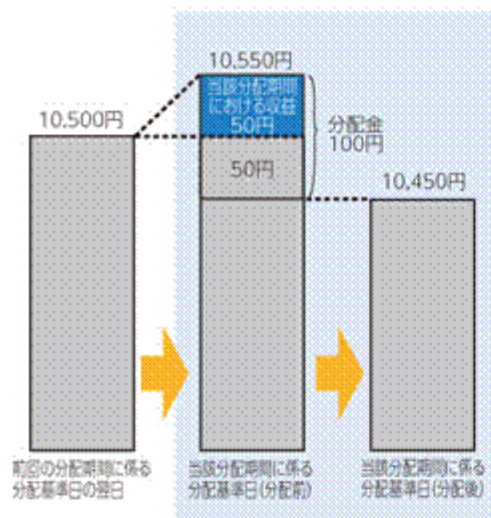
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

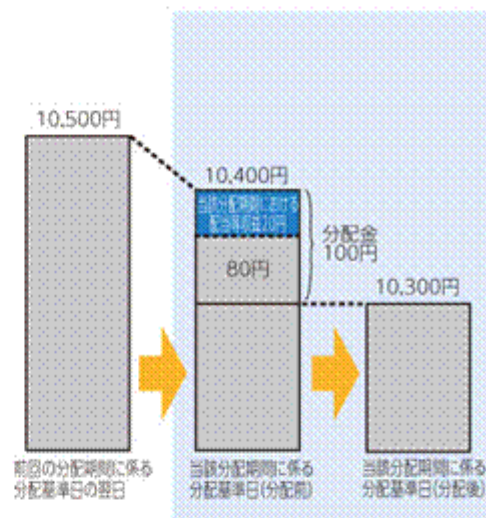
分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から50円を取り崩す

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



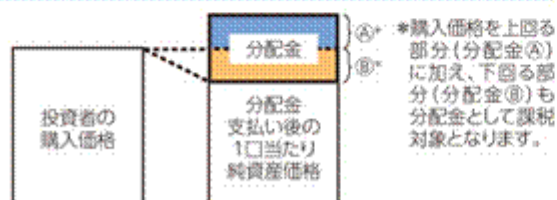
(注) 当該分配期間に生じた収益以外から80円を取り崩す

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。

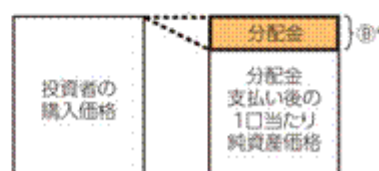
※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、後記「4 手数料及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （ a ）ファンドは、投資の結果として、ファンドが純資産価額の100%を超える価値を有する証券または単一の発行体が発行した純資産価額の10%を超える価値を有する証券を引き渡す義務を負うことになる場合、ファンドは現物証券を空売りしてはならない。
- （ b ）ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、（ i ）管理会社が運用するすべての投資ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の全発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、または（ ）管理会社が運用するすべての投資ファンドが保有する当該会社の議決権総数が当該会社の全議決権総数の50%を超えることになる場合、ファンドはかかる会社の株式を取得してはならない。
- （ c ）ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した投資の結果として、ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、かかる会社の株式を取得してはならない。
- （ d ）ファンドは、証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない私募形式で販売された有価証券に投資してはならない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。
- （ e ）ファンドは、証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した投資の結果として、ファンドが保有するすべての当該投資対象の総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産価額の15%を超えることになる場合、かかる投資対象を取得してはならない。
- （ f ）ファンドは、土地建物に投資してはならない（ただし、不動産会社の株式または不動産投資信託の持分はこの限りではない。）。
- （ g ）ファンドは、融資を行ってはならない。ただし、投資対象の取得または預金の預入が融資を構成する場合はこの限りではない。
- （ h ）ファンドは、借入金に関するいずれかの者の債務または負債を引き受け、保証し、裏書きし、またはその他の方法で直接的もしくは偶発的な債務を負ってはならない。
- （ i ）投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはいかなる投資対象も購入または追加してはならない。
- （ j ）ファンドは、現物商品、商品オプションまたは商品に基づく投資対象に投資してはならない。
- （ k ）ファンドは、法律上または経営上の支配権を行使する目的で会社に投資してはならない。ただし、投資運用会社は、ファンドのために、ファンドが取得した有価証券に関するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、ファンドのために、

- （ a ）本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
- （ b ）管理会社自身またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。

上記の制限に加えて、投資運用会社は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ってはならない。

特に、ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の理由などの結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社は、直ちに投資対象を売却する義務はない。ただし、投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、受益者の利益に配慮した合理的に実務上可能な措置を講じる。

借入制限

投資運用会社はファンドの投資目的および投資方針を実行し、諸費用を支払い、または受益証券の買戻資金を調達するために望ましいと判断する場合、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。ただし、その時点のファンドの借入総額の元本金額が純資産価額の10%を超えないことを条件とする。投資運用会社は、借入金、借入金の利息および費用の支払いを担保するためにファンドの資産の一部または全部に担保権を設定することができる。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴う。投資運用会社は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えるために組み立てられた戦略を実行する予定であるが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性がある。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要がある。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは、以下を含む。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および通貨の本国送金の制限、為替変動その他投資先の国々の法規の発達などの不確実性によって影響を受ける可能性がある。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法的基盤ならびに会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般に適用されるものと同等の投資者保護または投資者への情報の提供が行われない可能性がある。

ポートフォリオ管理のリスク

投資運用会社および／または副投資運用会社は、効率的なポートフォリオ管理のために派生商品を利用して、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を取ることができる。投資運用会社は、ファンドの投資戦略を利用するために、その裁量において、広範囲な派生商品（先物、オプションおよびスワップを含むが、これらに限られない。）において適切なポジションを取ることができる。

新興国市場のリスク

ファンドは、直接的または間接的に新興国市場の会社の利付証券に投資することができる。かかる証券には、大きなリスクが伴い、投機的と見なすべきである。リスクには、（a）接收、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な安定性についてより大きいリスクがあること、（b）現時点において新興国市場の発行体の証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資制限など、投資機会が制限される場合があること、および（d）民間投資または外国投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれる。

利付証券に関する信用リスク

ファンドは、債券その他の利付証券に投資すること、かつ、直接的または間接的に格付の低い利付証券および／または無格付の利付証券に投資することができる。格付の低い利付証券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「**ムーディーズ**」という。）による格付がBaa未満、スタンダード＆プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「**S&P**」という。）による格付がBBB未満の証券をいう。無格付の利付証券とは、ムーディーズまたはS&Pによる格付を得ていない証券をいう。格付の低いまたは無格付の利付証券は、「投資適格格付け」未満であることがあり、継続的な不確実性や、

発行体が適時に元利金を支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる危険に直面する場合がある。

ファンドが保有する証券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済情勢またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、利息と元本を支払う発行体の能力が損なわれる可能性が高くなる。かかる証券には、大きなデフォルト・リスクが伴い、当該リスクは、投資対象の資産価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が適時に利息と元本を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、証券の価値は、当該証券の表示価格にまで近づくことがある。証券の流動性のある取引市場がない場合、かかる証券の適正価格を設定できないことがある。

ムーディーズまたはS&Pが証券に付与した格付に、証券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性の評価は織り込まれていない。証券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、必ずしも換金できるとは限らない。

転換社債

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で転換社債に投資することができる。転換社債は、特定期間内に、特定の価格または算式で、同一または異なる発行体の一定口数の株式に転換するかまたはこれと交換することができる。転換社債は、様々な転換価値を有する。転換社債は、債券投資と株式投資の両方の性質を有する。ファンドの勘定で投資された転換社債について償還請求がなされた場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、発行体による当該証券の償還を承認すること、または当該証券を株式に転換することを要求される場合がある。かかる場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの投資目的と合致する場合にその限りにおいて、ファンドの勘定で当該株式を保有することを決定することができる。投資運用会社および／または副投資運用会社はまた、ファンドの勘定で転換価格修正条項付転換社債（以下「MSCB」という。）に投資することもできる。事前に定められた一定の転換比率を有する通常の転換社債とは異なり、MSCBは変動する転換比率を有し、当該転換社債の保有者は転換時に、その市場価格を割り引いた額の株式を受け取る。MSCBまたは転換された関連する株式への投資はリスクが高いものとなっているが、これは、MSCBが困難な財政状況に陥っている会社により一般に用いられる資金調達的一种であり、その発行が時として関連する株式の空売りおよびかかる株式の市場価格の大幅な下落を助長することによる。転換社債への投資に伴うリスクには、市場価格の変動、金利の変動、当該証券の信用格付けに悪影響を及ぼす事象、および特定の発行体に対し、または元利金の支払いを行う発行体の能力に対し悪影響を及ぼす事象が含まれる。

集合投資ファンド

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で、集合投資ファンドに投資することができる。ある集合投資ファンドのマネジャーが採用した戦略または当該ファンドの特性は、時を経て変化することがあり、これによって当該ファンドの投資対象の収益または投資期間が悪影響を受けることがある。投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で投資する集合投資ファンドのパフォーマンスが低いか、または投資運用会社および／または副投資運用会社の予想に基づいて当該ファンドのパフォーマンスが上がらない可能性があるというリスクがある。

ソブリン債

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で、政府およびその機関（新興国市場の政府を含む。）が発行した債務証券に投資することができる。新興国市場の政府発行体の証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合がある。一部の新興国市場証券の保有者は、当該債務の再編および返済繰延べへの参加ならびに発行体への追加貸付の供与を要請される場合がある。新興国市場証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性がある。投資運用会社お

よび／または副投資運用会社がファンドの勘定で投資することができるソブリン債務証券の発行体は、過去において、その対外債務を返済する際に深刻な困難に陥ったことがある。これらの困難により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済の繰延べおよび特定の負債の再編を余儀なくされた。債務の返済繰延べおよび再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことが含まれていた。ムーディーズおよびS&Pにより投資適格未満の格付けを付与されたソブリン債は、発行体が当該債務の条件に従って利息の支払いおよび元本の返済を行う能力に関して圧倒的に投機的であるとみなされる。

株式

ファンドは、転換社債を保有していることにより株式を随時保有する場合がある。株式への投資に付随するリスクには、市場価格の変動、特定の発行体に悪影響を及ぼす事象の発生、および株式持分は債務証券等の他の社債への弁済に劣後することが含まれる。

空売り

ファンドは、「空売り」取引を行うことができる。空売りは、ファンドが保有していない証券について、後日これと同一の証券（または当該証券と交換可能な証券）をより安価で買い付けることを期待して当該証券を売却する。買い手に引き渡すために、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で当該証券を借り入れなければならない、貸し手に当該証券を返却する義務を負い、かかる義務は、後日ファンドの勘定で当該証券を買い付けることにより遂行される。空売りは、空売りされた証券の価格が下落した場合に結果として利益を得ることができる。全体的に相場が上昇している場合、ファンドの空売りポジションは損失を被る可能性が高いが、これは、かかる環境が空売りされた証券の価値の上昇を更に助長するからである。空売りは、理論上、空売りされた証券の市場価格が無制限に上昇するリスクを伴う。

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で先物契約、店頭為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができる。かかる空売りによってファンドは、追加的なリスクにさらされることがある。

先物

先物の価格は、変動することがある。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがある。

先物取引は、流動性に欠けることがある。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および／または副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物において個人またはグループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドのアウトライトの先物ポジションを投資運用会社もしくは副投資運用会社が所有し、または支配するすべての先物ポジションまたは投資運用会社もしくは副投資運用会社の元本と合計することが求められることがある。その結果、投資運用会社および／または副投資運用会社は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定で特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定で適時に投資対象を売却する投資運用会社および／または副投資運用会社の能力に関係する。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて変動性が大きい傾向がある。比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が「一日の値幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることと清算することもできない。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算することを禁止されることがあり、かつ、ファンドが多額の損失を被ることがある。更に、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引は清算目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生する。先物契約の規制された市場はなく、買い呼び値と売り呼び値を設定するのは先物のディーラーだけである。非市場性証券への投資には流動性リスクが伴い、評価が難しいほか、投資者保護のための規制市場の規則は、発行体に適用されない。

外国為替市場とヘッジ

ファンドが米ドル建ての投資対象または円以外の通貨建ての債務に投資する場合、ファンドは、為替レートの変動に対するエクスポージャーを有する。投資運用会社は、ヘッジあり受益証券に関して、外国為替取引による円と米ドル間の為替変動に対する通貨エクスポージャーに伴うリスクの吸収を試みる。外国為替取引を実行する市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的である。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短期間に、大抵は数分の間に発生することがある。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスクおよび現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

投資運用会社は、かかる為替リスクをヘッジするために、為替先渡契約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができる。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、かかるポジションの価値の下落に対してヘッジしても、ポジションの価値の変動を解消すること、また

は損失を防ぐことはできないが、同じ動向から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポートフォリオのポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引では、ポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限されることがある。

ファンドのヘッジ取引の成功は、通貨と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用する商品の値動きとヘッジ対象のポートフォリオのポジションの値動きとの相関の度合いは変化することがある。投資運用会社は、かかるヘッジ商品とヘッジ対象の米ドル建てポートフォリオのポジションとの間に完全な相関性を確立することはできない。かかる不完全な相関性により投資運用会社は、ヘッジあり受益証券に関して、意図するヘッジを達成することができないか、または損失のリスクにさらされる可能性がある。

外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもある。そのため、同じ時期に取引を行うなど類似するヘッジ取引を行った場合でも使用する価格またはレートが同一でないことがある。

派生商品

派生商品には、価値がひとつ以上の原証券、金融ベンチマークまたは金融指数にリンクした商品および契約が含まれる。派生商品によって投資者は、原資産に投資するコストのほんの一部で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きに投機することができる。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大いに依存している。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、派生商品取引にも当てはまることが多い。ただし、それ以外にも派生商品取引には数多くのリスクがある。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預け入れる金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小さな不利な市場変動によってすべての投資元本を失うばかりでなく、ファンドが当初の投資額を上回る損失を被ることがある。更に、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を、満足できる条件の特定の時点で、またはいかなる時期においても入手できるという保証はない。

レバレッジ、利息および証拠金

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドのために、投資に利用する資本の額を増やすために、証券会社、銀行およびその他の金融機関から資金を借り入れることができる。その結果として、投資運用会社および／または副投資運用会社が借入を行う利息の水準がファンドの運用実績に影響を及ぼす。また、投資運用会社および／または副投資運用会社は、先物、店頭為替先渡契約、オプションおよびその他の派生契約などの商品を使ってファンドの投資リターンを引き上げる（「レバレッジをかける」）ことができる。投資運用会社がファンドの勘定で借入を利用する結果として、一定の追加的リスクが発生する。例えば、ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには「追い証」が発生し、ブローカーに追加の資金を預け入れるか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の強制的清算を行わなければならないことがある。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に清算できないことがある。またレバレッジによって投資者が被る損失が増大することがある。先物市場では、預け入れる証拠金が小額である場合が多い。預け入れる証拠金が小額であるということは、先物契約の比較的小さな値動きでも直ちに多額の損失を被る危険性があるということである。例えば、購入の時点で先物契約の価格の10%を証拠金として預けた場合、先物契約の価格が10%下落し、その時点で取引を手仕舞う場合、結果的に仲介手数料を差し引く前に預け入れた証拠金をすべて失うことになる。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、買戻しに必要な資金を調達するために望ましいペースよりも早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性がある。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（誠実に行われるものとは限らない。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなる。受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていない。更に、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財政的能力について有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

ファンドは、非上場派生商品に関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合があるが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所における派生商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がかかる非上場派生商品の取引には与えられないことによる。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不適当である可能性がある。

最近、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含む。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっている。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっている。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もない。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、投資運用会社および／または副投資運用会社は、競争入札を募る必要はなく、利用可能な最低手数料を追求する義務も負わない。投資運用会社および／または副投資運用会社は、調査またはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引の実行について他のブローカーまたはディーラーが請求しうる価格よりも高い価格の手数料を支払うことができる。

清算ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の清算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一つが支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性がある。

保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。かかる市場で取引され、かつ、副保管人に委託されたファンドの資産は、当該副保管人の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがある。かかるリスクには、物理的市場で代金決済と引換えに現物の引渡しが行われないこと、偽造有価証券の結果として有価証券の入手に影響を及ぼす企業行為および登録手続に関する情報が乏しいこと、適当な法律／財務に関する基盤が不足していること、および中央預託機関に賠償制度／リスク基金がないことが含まれるがこれらに限られない。

金利の変動

金利の変動は、債務証券の発行体のファンダメンタルズに対する見通しおよびその他の投資者の決定に影響するため、ファンドが投資した債務証券の価値に影響を及ぼすことがある。更に、金利の変動は、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で購入するか、または空売りする派生商品の価値および価格設定にも影響を与えることがある。

経済状況

その他の経済状況（例として、インフレ率、業界の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法およびその他の無数の要因を含む。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる状況は、いずれも投資運用会社の支配が及ばない。ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および／または副投資運用会社の能力を損ない、ファンドは、損失のリスクにさらされることがある。

為替先渡契約と為替取引

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ヘッジする目的で、様々な国の通貨と国際的通貨との間で店頭為替先渡契約および通貨または為替先渡契約のオプションを取引することができる。店頭為替先渡契約については、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で買い、または売って別の通貨と交換する契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

投資運用会社が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、ディーラーは、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負わない。これまでも店頭為替先渡契約のディーラーが取引の値段を付けることを拒絶したり、買い呼び値と売り呼び値の間に異常に広いスプレッドがある値段を付けた期間があった。取引相手は、こうした取引の値段を付けることをいつでも拒絶することができる。投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約を取引する際に、ディーラーの信用破綻または取引に関するディーラーの履行不能もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が履行を怠った場合、取引の期待される利益を失う結果となる。

為替ヘッジ取引の相手方（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含むが、これに限らない。）が複数となることがある。

買戻契約

投資運用会社は、ファンドの勘定で、政府および機関が発行した有価証券に関する買戻契約を締結することができる。買戻契約は、ファンドの取引相手が破産手続または支払不能手続においてかかる義務を否認することができる場合は信用リスクを伴い、それによりファンドが予期せぬ損失を被ることとな

る。ファンドが特定の買戻契約に関して被る信用リスクの額は、一つには、ファンドの取引相手が十分な担保により保全されている程度に左右される。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として、店頭市場は、組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。更に、一部の組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。投資運用会社が取引をある一つの取引相手に集中させることに関して制限はないため、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは、支払不能、破産、政府による禁止等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定である。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。更に、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券および派生商品の規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）により、ファンドがFATCAに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはFATCAに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてFATCAに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、定期的に報告する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は関係する副投資運用会社により適切に評価される。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」という。）については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内

部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とする。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1万口当たり純資産価格の推移

円建ヘッジありクラスA



円建ヘッジありクラスB



円建ヘッジなしクラスA



円建ヘッジなしクラスB



*分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。
*年間騰落率は2010年7月から2015年5月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。なお、ファンドの設定日は2009年7月30日のため、2010年7月から2015年5月の数値であり、単純な比較はできません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。（ファンドの設定日は、2009年7月30日です。）

○各資産クラスの指数

日 本 株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東京証券取引所市場一部に上場する全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

先進国株・・・MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)

MSCI Inc. が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)

MSCI Inc. が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

野村證券株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債・・・シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）

Citigroup Index LLC が算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Index

J.P.Morgan Securities LLC が算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA受益証券 最大3%（税抜）

クラスB受益証券 なし

日本国内における申込手数料

クラスA受益証券の申込金額に対して、以下の申込手数料が課せられる。

申込口数		申込手数料
1億口以上	10億口未満	申込金額の1.62%（税抜1.50%）
10億口以上		申込金額の0.54%（税抜0.50%）

（注）管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込手数料は、申込時に頂戴するもので、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価となる。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、クラスB受益証券については条件付後払申込手数料（以下「CDSC」という。）が発生する。本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「日本の消費税」という。）はCDSCに対し課せられない。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

海外における買戻手数料は徴収されない。

日本国内における買戻手数料

クラスA受益証券については買戻手数料は発生しない。

クラスB受益証券については、当該ファンド受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（CDSC）が以下のとおり買戻額に課せられる。CDSCは、換金（買戻し）時に頂戴するもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価となる。本書の日付現在では、日本の消費税はCDSCに対し課せられない。

ファンド受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

（ ）上記の「ファンド受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が平成27年7月30日であり国内における買戻約定日が平成30年7月29日であった場合、当該買戻しについては3.0%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が平成27年7月30日であり国内における買戻約定日が平成30年7月30日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

- （注１）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、７年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。
- （注２）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスＢ受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。
- （注３）クラスＢ受益証券の１口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。
- （注４）条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるべきであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて清算される。

（３）【管理報酬等】

（ａ）管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.87パーセントを上限とする管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日ごとに以下の料率で発生し、評価日時点で計算され、毎月後払いされる管理報酬を受領する権利を有する。更に、管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に計算されたクラスＢ受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされるものとする。更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社（SMAM）、副投資運用会社（MCM）およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された投資運用会社の受任者またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

（ｂ）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

（c）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管会社に支払われる。

（d）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産からファンドの日々の純資産価額に対して年率0.01%（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

（e）販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、以下の料率の報酬を受領する権利を有する。

（a）クラスA 受益証券に関しては、クラスA 受益証券に帰属する部分の純資産価額に対して年率0.70パーセントを上限とする。

（b）クラスB 受益証券に関しては、クラスB 受益証券に帰属する部分の純資産価額に対して年率0.50パーセントを上限とする。

かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

（f）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の日本証券業協会への提出業務、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（a）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（b）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ ）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該経費および費用を負担する。

ファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用は目論見書および説明書類の作成および印刷費用を含み約240,000米ドルであった。かかる費用は、受託会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却される。

その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。上記手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるので表示することができない。

（注）弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

平成27年６月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年１月１日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（受益者の請求による転換の場合および7年経過によるクラスB受益証券からクラスA受益証券への転換の場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成27年6月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。

ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（B）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

(2015年 5 月末日現在)

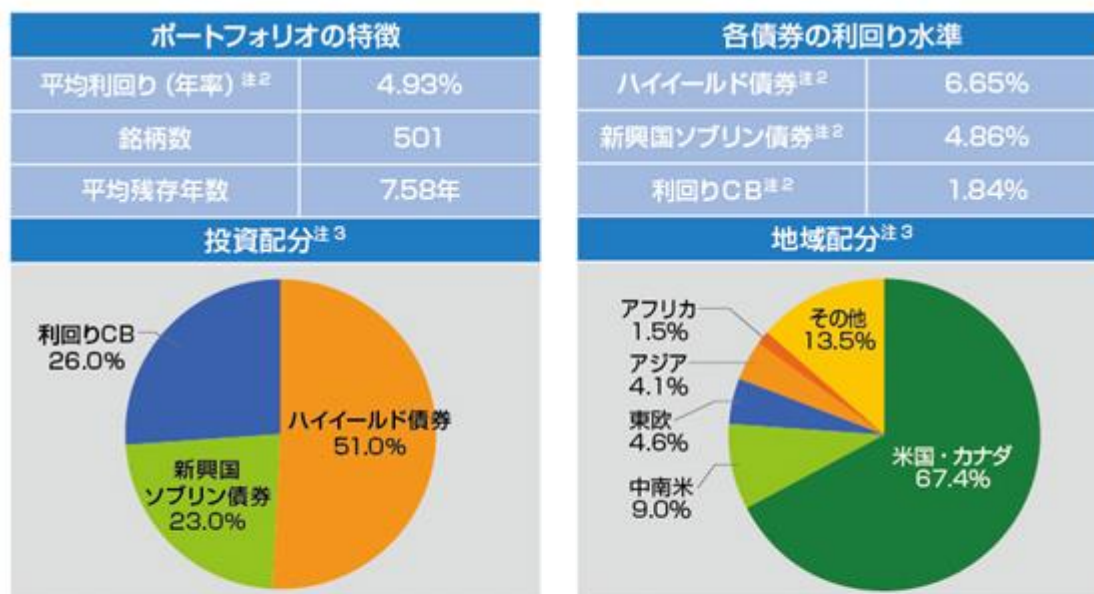
資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	64,453,836,822	66.87
	ルクセンブルグ	4,238,275,351	4.40
	メキシコ	2,695,582,043	2.80
	インドネシア	2,081,159,519	2.16
	トルコ	1,940,121,854	2.01
	イギリス	1,589,692,220	1.65
	ブラジル	1,246,268,203	1.29
	英領ヴァージン諸島	1,125,214,329	1.17
	オランダ	925,776,055	0.96
	チリ	924,062,428	0.96
	コロンビア	827,503,100	0.86
	マーシャル諸島	799,699,643	0.83
	ペルー	712,090,969	0.74
	ケイマン諸島	695,287,439	0.72
	ハンガリー	642,284,989	0.67
	カザフスタン	641,486,199	0.67
	カナダ	640,656,682	0.66
	バーミューダ諸島	639,557,635	0.66
	パナマ	622,719,820	0.65
	アイルランド	622,325,338	0.65
	ロシア	579,191,016	0.60
	ルーマニア	540,678,246	0.56
	ウルグアイ	473,807,632	0.49
	コートジボワール	420,698,279	0.44
	モロッコ	349,778,706	0.36
	スペイン	331,179,357	0.34
	フランス	310,682,048	0.32
	ベトナム	306,790,060	0.32
	ポーランド	286,083,624	0.30
	ドイツ	262,333,118	0.27
	スリランカ	234,277,380	0.24
	ドミニカ	230,656,775	0.24
	コスタリカ	217,636,579	0.23
	クロアチア	199,380,650	0.21

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券	オーストリア	180,430,189	0.19
	オーストラリア	164,756,933	0.17
	ベネズエラ	162,239,172	0.17
	南アフリカ	121,039,547	0.13
	アルゼンチン	114,062,235	0.12
	インド	109,542,073	0.11
	セルビア	84,047,621	0.09
	エルサルバドル	79,007,701	0.08
	ケニア	68,123,618	0.07
	トリニダード・トバゴ	64,282,146	0.07
	ナミビア	55,437,421	0.06
	グアテマラ	52,535,111	0.05
	パラグアイ	50,667,940	0.05
	モンゴル	22,669,929	0.02
中期債券	ルクセンブルグ	741,359,879	0.77
	カザフスタン	483,860,991	0.50
	南アフリカ	371,641,431	0.39
	インド	309,401,942	0.32
	アメリカ合衆国	261,676,339	0.27
	トルコ	118,243,289	0.12
先物取引	アメリカ合衆国	- 402,226	0.00
小計		96,421,397,389	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		- 41,704,073	- 0.04
合計 （純資産価額）		96,379,693,316	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）先物取引については、対象証券の評価損益で評価されている。

< 参考情報 >

ポートフォリオの状況^{注1}

注1：上記は2015年5月末日現在のポートフォリオのデータを示したものであり、将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。

注2：上記平均利回りおよび平均残存年数の数値は、2015年5月末日現在の各資産クラスの利回りを、各資産クラスの評価額のウェイトで加重平均したもので、ファンドの管理報酬等および費用等の控除前のものです。

注3：投資配分および地域配分は2015年5月末日現在の各資産クラスおよび各地域の時価総額をそれぞれファンドの純資産価額（現金を除きます。）で除した値です。小数点第2位を四捨五入している関係で、必ずしも合計が100にならない場合があります。

（２）【投資資産】（2015年５月末日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

< 債券 >

順位	銘柄名	国・地域名	種類	利率 (%)	償還日	額面価額	取得価額 (円)	時価 (円)	投資比 率 (%)
1	VPI ESCROW CORP 6.375 15OCT20 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.375	2020/10/15	4,245,000 米ドル	425,290,997	558,968,906	0.58
2	INTL LEASE FIN 8.25 15DEC20	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	8.250	2020/12/15	3,715,000 米ドル	336,540,457	558,760,093	0.58
3	BWAY HOLDING CO 9.125 15AUG21 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	9.125	2021/ 8 / 15	4,370,000 米ドル	444,142,425	558,648,030	0.58
4	PERUSAHAAN LISTRI 5.5 22NOV21 REGS	インドネシア	新興国ソブリン債券	5.500	2021/11/22	3,985,000 米ドル	450,575,367	531,752,648	0.55
5	INTELSAT LUX SA 7.75 01JUN21	ルクセンブルグ	ハイイールド債券	7.750	2021/ 6 / 1	4,780,000 米ドル	491,765,489	527,501,181	0.55
6	ALBEA BEAUTY HLDG 8.375 11NOV19 144A	ルクセンブルグ	ハイイールド債券	8.375	2019/11/ 1	3,850,000 米ドル	306,759,660	514,587,080	0.53
7	LLOYDS BANKING GP FRN PERP	イギリス	ハイイールド債券	7.500	2049/12/31	3,869,000 米ドル	402,299,350	508,070,653	0.53
8	COMISION FED DE 4.875 15JAN24 REGS	メキシコ	新興国ソブリン債券	4.875	2024/ 1 / 15	3,870,000 米ドル	389,721,103	503,442,442	0.52
9	SCIENTIFIC GAMES 10 01DEC22	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	10.000	2022/12/ 1	4,055,000 米ドル	426,186,510	487,158,209	0.51
10	EURASIAN DVPT BK 4.767 20SEP22 REGS	カザフスタン	新興国ソブリン債券	4.767	2022/ 9 / 20	4,030,000 米ドル	331,932,104	483,860,991	0.50
11	TENET HEALTHCARE CORP 8.125 01APR22	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	8.125	2022/ 4 / 1	3,465,000 米ドル	364,429,586	470,979,249	0.49
12	INEOS GRP HLDG 6.125 15AUG18 144A	ルクセンブルグ	ハイイールド債券	6.125	2018/ 8 / 15	3,655,000 米ドル	357,234,783	466,021,788	0.48
13	GILEAD SCIENCES 1.625 CV 01MAY16 D	アメリカ合衆国	利回りCB	1.625	2016/ 5 / 1	750,000 米ドル	232,783,751	460,753,751	0.48
14	MICRON TECHNOLOGY 2.375 CV 01MAY32	アメリカ合衆国	利回りCB	2.375	2032/ 5 / 1	1,200,000 米ドル	215,782,459	436,642,790	0.45
15	COMPASS INV USIH 7.75 15JAN21 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	7.750	2021/ 1 / 15	3,410,000 米ドル	285,989,071	428,535,807	0.44
16	JLL DELTA DUTCH NEW 7.5 1FEB22 144A	オランダ	ハイイールド債券	7.500	2022/ 2 / 1	3,310,000 米ドル	350,750,908	428,266,829	0.44
17	BANCO NAC DESEN 5.75 26SEP23 REGS	ブラジル	新興国ソブリン債券	5.750	2023/ 9 / 26	3,210,000 米ドル	397,959,996	417,551,066	0.43
18	ADS WASTE HLDGS 8.25 01OCT20	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	8.250	2020/10/ 1	3,110,000 米ドル	251,508,947	407,127,524	0.42
19	KING POWER CAPITAL 5.625 03NOV24	英領ヴァージン諸島	新興国ソブリン債券	5.625	2024/11/ 3	3,010,000 米ドル	375,393,577	396,453,225	0.41
20	TURKIYE EXIMBANK 5.875 24APR19 REGS	トルコ	新興国ソブリン債券	5.875	2019/ 4 / 24	3,010,000 米ドル	272,770,023	394,958,252	0.41
21	VNESHECONOMBANK 6.8 22NOV25 REGS	アイルランド	新興国ソブリン債券	6.800	2025/11/22	3,280,000 米ドル	309,467,465	389,052,260	0.40
22	URUGUAY REPUBLIC 7.875 15JAN33	ウルグアイ	新興国ソブリン債券	7.875	2033/ 1 / 15	2,240,000 米ドル	305,254,571	388,991,893	0.40
23	PALO ALTO NETWKS 0 CV 01JUL19 144A	アメリカ合衆国	利回りCB	0.000	2019/ 7 / 1	2,000,000 米ドル	207,294,311	388,621,984	0.40
24	RUSSIAN FEDERATION 5 29APR20 REGS	ロシア	新興国ソブリン債券	5.000	2020/ 4 / 29	3,000,000 米ドル	346,386,761	383,599,602	0.40
25	TRANSNET LTD 4 26JUL22 REGS	南アフリカ	新興国ソブリン債券	4.000	2022/ 7 / 26	3,125,000 米ドル	305,999,165	371,641,431	0.39
26	PENN NATL GAMING 5.875 11NOV21	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.875	2021/11/ 1	2,915,000 米ドル	287,405,050	366,364,713	0.38
27	INTEL CORP 3.25 CV 01AUG39	アメリカ合衆国	利回りCB	3.250	2039/ 8 / 1	1,750,000 米ドル	328,219,355	364,139,727	0.38
28	CARRIZO OIL AND GAS INC 7.5 15SEP20	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	7.500	2020/ 9 / 15	2,775,000 米ドル	284,487,796	363,704,666	0.38
29	JURAS HLDG III 6.875 15FEB21 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.875	2021/ 2 / 15	3,500,000 米ドル	366,363,552	361,847,352	0.38
30	SIGNODE IND GP 6.375 01MAY22 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.375	2022/ 5 / 1	2,925,000 米ドル	304,008,543	361,367,410	0.37

【投資不動産物件】

該当事項なし（2015年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2015年5月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2015年5月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() 円建ヘッジありクラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 （2010年1月末日）	1,220,719,507	1.0519
第2会計年度末 （2011年1月末日）	2,401,610,999	1.0671
第3会計年度末 （2012年1月末日）	2,638,522,756	0.9771
第4会計年度末 （2013年1月末日）	2,968,972,874	0.9758
第5会計年度末 （2014年1月末日）	1,345,824,987	0.9221
第6会計年度末 （2015年1月末日）	955,803,863	0.8646
2014年6月末日	1,348,512,483	0.9329
7月末日	1,326,983,507	0.9180
8月末日	1,331,843,863	0.9214
9月末日	1,109,379,928	0.8907
10月末日	1,113,744,084	0.8942
11月末日	1,107,132,875	0.8889
12月末日	957,480,189	0.8661
2015年1月末日	955,803,863	0.8646
2月末日	966,200,775	0.8740
3月末日	1,060,307,565	0.8680
4月末日	1,061,735,433	0.8692
5月末日	1,060,965,153	0.8686

（ ）円建ヘッジなしクラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 （2010年1月末日）	500,170	1.0003
第2会計年度末 （2011年1月末日）	466,495	0.9330
第3会計年度末 （2012年1月末日）	220,048,245	0.7909
第4会計年度末 （2013年1月末日）	261,353,934	0.9393
第5会計年度末 （2014年1月末日）	148,964,294	1.0182
第6会計年度末 （2015年1月末日）	231,136,957	1.1142
2014年6月末日	195,751,635	1.0219
7月末日	195,645,832	1.0214
8月末日	301,836,555	1.0353
9月末日	308,580,958	1.0584
10月末日	217,433,729	1.0845
11月末日	229,178,939	1.1430
12月末日	234,465,392	1.1303
2015年1月末日	231,136,957	1.1142
2月末日	237,126,137	1.1431
3月末日	237,835,476	1.1465
4月末日	236,106,173	1.1382
5月末日	246,024,666	1.1860

（ ）円建ヘッジありクラスB受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 （2010年1月末日）	21,306,392,091	1.0494
第2会計年度末 （2011年1月末日）	63,570,244,149	1.0603
第3会計年度末 （2012年1月末日）	94,921,477,022	0.9654
第4会計年度末 （2013年1月末日）	117,733,319,477	0.9589
第5会計年度末 （2014年1月末日）	107,488,507,905	0.9002
第6会計年度末 （2015年1月末日）	87,627,559,218	0.8402
2014年6月末日	102,730,519,701	0.9085
7月末日	100,262,508,326	0.8935
8月末日	99,755,413,145	0.8965
9月末日	96,522,881,227	0.8673
10月末日	95,610,158,539	0.8706
11月末日	93,879,419,712	0.8649
12月末日	89,131,241,667	0.8420
2015年1月末日	87,627,559,218	0.8402

2月末日	87,358,931,928	0.8488
3月末日	85,467,779,784	0.8426
4月末日	84,131,398,158	0.8433
5月末日	82,365,192,768	0.8422

（ ）円建ヘッジなしクラスB 受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 （2010年1月末日）	13,109,707,171	0.9975
第2会計年度末 （2011年1月末日）	7,036,903,139	0.9247
第3会計年度末 （2012年1月末日）	5,965,473,589	0.7791
第4会計年度末 （2013年1月末日）	9,557,167,467	0.9195
第5会計年度末 （2014年1月末日）	9,632,060,990	0.9901
第6会計年度末 （2015年1月末日）	12,600,072,143	1.0764
2014年6月末日	10,493,151,001	0.9910
7月末日	10,647,306,264	0.9900
8月末日	10,698,999,015	1.0029
9月末日	11,381,052,096	1.0247
10月末日	12,059,486,402	1.0494
11月末日	12,757,650,954	1.1054
12月末日	12,889,013,733	1.0925
2015年1月末日	12,600,072,143	1.0764
2月末日	12,990,853,325	1.1037
3月末日	12,857,699,138	1.1064
4月末日	12,472,693,178	1.0977
5月末日	12,707,510,729	1.1432

< 参考情報 >

純資産価額および1万口当たり純資産価格の推移

(2009年7月30日(設定日)～2015年5月末日)

円建ヘッジありクラスA



円建ヘッジありクラスB



円建ヘッジなしクラスA



円建ヘッジなしクラスB



(注)分配金込み純資産価格および純資産価格は、1万口当たりの数値です。

また、分配金込み純資産価格とは、分配金（税引き前）を加算した純資産価格です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

（ ）円建ヘッジありクラスA 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0405円
第2会計年度	0.1030円
第3会計年度	0.1080円
第4会計年度	0.1080円
第5会計年度	0.0990円
第6会計年度	0.0720円

（ ）円建ヘッジなしクラスA 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0400円
第2会計年度	0.0960円
第3会計年度	0.0960円
第4会計年度	0.0960円
第5会計年度	0.0900円
第6会計年度	0.0720円

（ ）円建ヘッジありクラスB 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0405円
第2会計年度	0.1030円
第3会計年度	0.1080円
第4会計年度	0.1080円
第5会計年度	0.0990円
第6会計年度	0.0720円

（ ）円建ヘッジなしクラスB 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0400円
第2会計年度	0.0960円
第3会計年度	0.0960円
第4会計年度	0.0960円
第5会計年度	0.0900円
第6会計年度	0.0720円

< 参考情報 >

分配の推移

円建ヘッジありクラスA/B

< 分配金実績（税引き前・1万口当たり）（分配基準日ベース） >

	設定来合計	直近12か月計	2014/6	2014/7	2014/8	2014/9	2014/10
クラスA	5,605円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	5,605円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
	2014/11	2014/12	2015/1	2015/2	2015/3	2015/4	2015/5
クラスA	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

円建ヘッジなしクラスA/B

< 分配金実績（税引き前・1万口当たり）（分配基準日ベース） >

	設定来合計	直近12か月計	2014/6	2014/7	2014/8	2014/9	2014/10
クラスA	5,200円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	5,200円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
	2014/11	2014/12	2015/1	2015/2	2015/3	2015/4	2015/5
クラスA	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【収益率の推移】

（ ）円建ヘッジありクラスA 受益証券

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	9.24%
第2会計年度	11.24%
第3会計年度	1.69%
第4会計年度	10.92%
第5会計年度	4.64%
第6会計年度	1.57%

（ ）円建ヘッジなしクラスA 受益証券

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	4.03%
第2会計年度	2.87%
第3会計年度	- 4.94%
第4会計年度	30.90%
第5会計年度	17.98%
第6会計年度	16.50%

（ ）円建ヘッジありクラスB 受益証券

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	8.99%
第2会計年度	10.85%
第3会計年度	1.24%
第4会計年度	10.51%
第5会計年度	4.20%
第6会計年度	1.33%

（ ）円建ヘッジなしクラスB 受益証券

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	3.75%
第2会計年度	2.33%
第3会計年度	- 5.36%
第4会計年度	30.34%
第5会計年度	17.47%
第6会計年度	15.99%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）
（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

< 参考情報 >

収益率の推移

円建ヘッジありクラスA/B



円建ヘッジなしクラスA/B



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b=当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

※第1会計年度の場合、当初発行価格（1円）です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（ ）円建ヘッジありクラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,160,500,000 (1,160,500,000)	0 (0)	1,160,500,000 (1,160,500,000)
第2会計年度	1,930,000,000 (1,930,000,000)	840,000,000 (840,000,000)	2,250,500,000 (2,250,500,000)
第3会計年度	1,259,996,821 (1,259,996,821)	810,000,000 (810,000,000)	2,700,496,821 (2,700,496,821)
第4会計年度	1,677,000,000 (1,677,000,000)	1,335,000,000 (1,335,000,000)	3,042,496,821 (3,042,496,821)
第5会計年度	400,000,000 (400,000,000)	1,982,996,821 (1,982,996,821)	1,459,500,000 (1,459,500,000)
第6会計年度	285,000,000 (285,000,000)	639,000,000 (639,000,000)	1,105,500,000 (1,105,500,000)

（ ）円建ヘッジなしクラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
------	------	------	-------

第 1 会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)
第 2 会計年度	0 (0)	0 (0)	500,000 (500,000)
第 3 会計年度	387,955,909 (387,955,909)	110,213,826 (110,213,826)	278,242,083 (278,242,083)
第 4 会計年度	0 (0)	0 (0)	278,242,083 (278,242,083)
第 5 会計年度	457,458,352 (457,458,352)	589,399,700 (589,399,700)	146,300,735 (146,300,735)
第 6 会計年度	252,189,731 (252,189,731)	191,047,921 (191,047,921)	207,442,545 (207,442,545)

() 円建ヘッジありクラス B 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	22,133,343,484 (22,133,343,484)	1,830,850,000 (1,830,850,000)	20,302,493,484 (20,302,493,484)
第 2 会計年度	54,639,200,255 (54,639,200,255)	14,984,853,801 (14,984,853,801)	59,956,839,938 (59,956,839,938)
第 3 会計年度	66,136,179,372 (66,136,179,372)	27,771,651,718 (27,771,651,718)	98,321,367,592 (98,321,367,592)
第 4 会計年度	71,857,204,837 (71,857,204,837)	47,399,909,167 (47,399,909,167)	122,778,663,262 (122,778,663,262)
第 5 会計年度	45,718,640,493 (45,718,640,493)	49,098,300,948 (49,098,300,948)	119,399,002,807 (119,399,002,807)
第 6 会計年度	17,757,214,533 (17,757,214,533)	32,864,219,554 (32,864,219,554)	104,291,997,786 (104,291,997,786)

（ ）円建ヘッジなしクラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	13,660,239,381 (13,660,239,381)	517,530,000 (517,530,000)	13,142,709,381 (13,142,709,381)
第2会計年度	3,024,856,483 (3,024,856,483)	8,557,822,864 (8,557,822,864)	7,609,743,000 (7,609,743,000)
第3会計年度	3,983,938,333 (3,983,938,333)	3,937,264,224 (3,937,264,224)	7,656,417,109 (7,656,417,109)
第4会計年度	7,052,926,352 (7,052,926,352)	4,314,987,473 (4,314,987,473)	10,394,355,988 (10,394,355,988)
第5会計年度	5,480,093,525 (5,480,093,525)	6,145,923,686 (6,145,923,686)	9,728,525,827 (9,728,525,827)
第6会計年度	5,026,885,382 (5,026,885,382)	3,049,542,488 (3,049,542,488)	11,705,868,721 (11,705,868,721)

（注1）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注2）第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券のクラス

ヘッジありクラスA受益証券、ヘッジなしクラスA受益証券、ヘッジありクラスB受益証券およびヘッジなしクラスB受益証券を発行することができる。クラスA受益証券は、購入価格の3%（適用ある税金（もしあれば）を除く。）を上限として申込手数料が発生する。クラスB受益証券は、申込手数料ではなく、条件付後払申込手数料が発生する。

申込み

以下に記載される場合を除き、適格投資家は各取引日において該当する購入価格で受益証券を申込みことができる。受益証券1口当たりの購入価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、当該評価日時点で発行されている当該クラスの受益証券の口数で除して計算される。

手続き

受益証券の申込者および受益証券の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を関連する取引日の午後4時（日本時間）までに販売会社へ送付しなければならない。清算用資金は、関連する取引日後4ファンド営業日以内（すなわち、T+4）に、ファンドの口座に受領されなければならない。販売会社は、当該記入済み申込書をその受領後2時間以内に管理事務代行会社へ転送する。送付されなかった場合、当該申込みは、買付申込書と申込代金を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する購入価格で発行される。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、円貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは、円に転換され、かつ、転換した収益を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当する。通貨の転換には、遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は、発行されない。

管理会社は、その独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は、申込者のリスクと費用で、できる限り速やかに返金される。

必要事項を記入した申込書を一旦管理事務代行会社を受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は、買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行する。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため言及すると、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類とともに当該申込者の申込代金が全額清算された旨の通知を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が関連する取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、場合に応じて、管理事務代行会社は、申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者のリスクと費用で支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は、場合に応じて、関連する取引日に発行されたとみなされる。

最低初回申込口数と最低追加申込口数

申込者1人当たりの最低初回申込口数は、クラスA受益証券の場合は関連するクラスのクラスA受益証券1億口、クラスB受益証券の場合は関連するクラスのクラスB受益証券50万口とする。同一クラスの受益証券について受益者1人当たりの最低追加申込口数は1万口とする。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、または負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および/または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。発行する場合には、これを請求した受益者の経費と費用で発行される。受益証券は、1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しに関して、管理事務代行会社がいずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、純資産価額の計算が停止される状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2014年改訂）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

（２）日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。

日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「**口座約款**」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出する。

適格投資家（注：本書の別紙A「定義」参照）は、受益証券を、以下に定める場合を除き、各取引日に1口当たり純資産価格で申込みことができる。

受益証券1口当たり純資産価格は、関係する取引日に該当する評価日における関係する受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「約定日」という。通常、取引日の日本における翌営業日）であり、日本の投資者と日本における販売会社との受渡しは、約定日から起算して日本における4営業日目である。

クラスA受益証券については、1億口以上10億口未満の申込みの場合、申込金額の1.62%（税抜き1.50%）、10億口以上の申込みの場合、申込金額の0.54%（税抜き0.50%）の申込手数料が申込金額に加算される。

クラスB受益証券の申込には申込時点においては申込手数料が加算されない。ただし、クラスB受益証券については買戻し時に条件付後払申込手数料（CDSC）が発生する。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払は、円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「（１）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができる。

受益者は、必要事項を記入した買戻請求書を関連する買戻日の午後４時（日本時間）までに販売会社が受領するよう、販売会社へ送付する必要がある。販売会社は、当該記入済み買戻請求書を、その受領後２時間以内にまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時期に管理事務代行会社に転送する。送付されなかった場合、買戻請求は、次の買戻日まで持ち越され、受益証券は、次の買戻日の関連する買戻価格で買い戻される。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

下記「**買戻しの延期**」と題する項に定める規定に従い、受益証券１口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、当該評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の口数で除して計算する。受益証券１口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券１口当たり純資産価格から、買戻請求書を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した財務および販売費用を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

決済

英文目論見書に定める規定に従って、買戻代金は、可能な限り、関係する買戻日後４ファンド営業日以内（すなわちT + 4）に、またはそれ以降のできる限り早い日に支払うものとする。支払いは、受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社へ与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとする。受益証券の買戻しは、（受益証券の買戻しを請求した受益者の承認を得ることを条件として）管理会社の裁量に従って、買戻価格に相当する価値を有するファンドの資産を使用することによって正貨で実施することができる。かかる資産の使用は、継続受益者の利益を大幅に損なわない方法で実施されるものとする。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は１口で、それ以上は受益証券１口の整数倍とする。

買戻しの延期

いずれかの買戻日に関して受け取った買戻請求書がすべての受益証券クラスの受益証券口数の10%を超える場合、管理会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、関連する受益証券の買戻しを延期することができる。その際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後において関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額を、当該時点における当該クラスの発行済み受益証券口数で除して得た額に相当する買戻価格で買い戻される。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、純資産価額の計算が停止される状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買い戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した関係するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、日本における販売会社に対して行われる。

買戻し請求は、買戻日の午後4時（日本時間）までに日本における販売会社へ送付し、日本における販売会社は管理事務代行会社へ送付する。買戻代金の支払いは、円貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

クラスA受益証券については買戻手数料は発生しない。クラスB受益証券については、本書の該当条項に従って当該ファンド受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（CDSC）が課せられる。なお、本書の日付現在、CDSCに対して日本の消費税は課せられない。

ファンド受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

（ ）上記の「ファンド受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が平成27年7月30日であり国内における買戻約定日が平成30年7月29日であった場合、当該買戻しについては3.0%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が平成27年7月30日であり国内における買戻約定日が平成30年7月30日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

（注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。

（注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

（注３）クラスＢ受益証券の１口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

（注４）条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるべきであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて清算される。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「約定日」という。通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、約定日から起算して日本における４営業日目に行われる。

前記「（１）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

３【転換（スイッチング）手続等】

（１）海外における転換（スイッチング）手続等

受益者の選択に応じて、各転換日に、ある種類のクラスＡ受益証券から他の種類のクラスＡ受益証券へ、ある種類のクラスＢ受益証券から他の種類のクラスＢ受益証券へ転換を行うことができる。

販売会社は、転換を請求する場合は該当する転換日の午後６時（日本時間）または管理事務代行会社が決定したその他の時まで、管理事務代行会社へ転換の申込みを行う必要がある。上記の期限までに受領されなかった転換通知書は、次の転換日まで繰り越され、受益証券は、次の転換日に転換される。販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後４時（日本時間）までに販売会社が指定する転換手続を完了しなければならない。

一旦提出した転換通知は、取消不能である。

すべてのヘッジありクラスＢ受益証券は、当該受益証券の購入日から７年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日にヘッジありクラスＡ受益証券に転換され、すべてのヘッジなしクラスＢ受益証券も同様にヘッジなしクラスＡ受益証券に転換される。ただし、販売会社が、管理事務代行会社に対し、通知を行って別段の決定をした場合はこの限りでない。

以下の算式に従って（またはできる限り従って）、いずれかの転換日（以下「関連転換日」という。）に、ヘッジありまたはヘッジなしのいずれかの種類の受益証券（以下「既存受益証券」という。）からそれぞれヘッジなしまたはヘッジありの別の種類の受益証券（以下「転換後受益証券」という。）への転換が行われる。

転換算式

$$N = \frac{E \times R}{S}$$

この場合、

Nは、発行する転換後受益証券の口数とする。ただし、転換後受益証券１口未満の口数は、四捨五入されるものとする。かかる処理によって利益または負担が発生した場合、転換後受益証券の保有者がこれを享受し、または負う。

Eは、転換する既存受益証券の口数とする。

Rは、関連転換日に適用される既存受益証券の１口当たりの買戻価格とする。

Sは、関係する転換日に該当する取引日に適用される転換後受益証券の１口当たりの購入価格とする。

クラスＡ受益証券からクラスＢ受益証券への転換は行われない。純資産価額の算定が停止されている期間および受益証券の特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「２ 買戻し手続等（１）海外における

買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

受益証券は、1口の整数倍である場合に限り転換することができる。

転換手数料は、課されない。

（２）日本における転換（スイッチング）手続等

日本における受益証券の転換は、各転換日に、毎月分配型円建ヘッジありクラスA受益証券と毎月分配型円建ヘッジなしクラスA受益証券の相互間、および／または、毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券と毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券の相互間の転換を転換手数料なしで行うことができる。

日本における販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後4時（日本時間）までに日本における販売会社が指定する転換手続を完了しなければならない。上記の期限までに受領されなかった転換申込みは、次の転換日まで繰り越され、受益証券は、次の転換日に転換される。

受益証券は、クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換を除き、1万口以上1口単位で転換することができる。

転換に際して手数料はない。

転換の算式については、前記「（１）海外における転換（スイッチング）手続等」を参照のこと。

転換に際し、譲渡益について課税がある場合には、当該金額が転換に係る金額から控除されることがある。

日本においては、上記転換にかかる最小転換口数は1万口以上1口単位とする。転換後の受益証券1口未満の口数は、小数点以下四捨五入される。

代行協会が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

すべてのヘッジありクラスB受益証券は、クラスB受益証券の日本における買付約定日から7年経過後の応当日またはその直後の転換日に、日本における受益者による反対の意思表示が日本における販売会社に対してなされない限り、ヘッジありクラスA受益証券に転換され、すべてのヘッジなしクラスB受益証券も同様にヘッジなしクラスA受益証券に転換される。転換に際し、手数料はかからない。

ここで、「受益証券の購入日から7年経過後の応当日」とは、該当する受益証券の購入にかかる国内買付約定日（同日を含む。）から、当該受益証券の転換に係る国内約定日（同日を含む。）までの期間を意味する。

（注）クラスB受益証券の保有期間（購入後経過年数）は、毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券と毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券のクラスの相互間において転換された後も継続される。

クラスA受益証券からクラスB受益証券への転換は行われない。純資産価額の算定が停止されている期間および受益証券の特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「２ 買戻し手続等（１）海外における買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、基本信託証書に従って純資産価額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後３時（ルクセンブルグ時間）とする。円建ての純資産価額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産価額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

各ファンドの１口当たり純資産価格は、基本信託証書に規定される原則に従い、各評価日に該当するファンドにつき当該ファンドの表示通貨により計算される。

各ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- （a）下記（b）が適用される投資信託の持分を除き、かつ、下記（c）および（f）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、当該ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （b）下記（c）および（f）の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、当該ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された１口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （c）純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されたとおり利用できなかった場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （d）上記（b）が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における当該ファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- （e）手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われる。ただし全額の支払または受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- （f）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

- (g) 当該ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものを問わない）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない）により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

純資産価額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産価額の決定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、当該ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) 当該ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除く）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) 当該ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分が当該シリーズの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由から当該ファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) 当該ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

当該ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続するが、後記「(5) その他 ファンドの解散」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがある。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年１月31日である。

（５）【その他】

発行限度額

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがある。

- （ａ）ファンドを継続すること、またはそれを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。
- （ｂ）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。
- （ｃ）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、代替りの受託会社を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （ｄ）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、代替りの管理会社を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （ｅ）受益証券の販売者としての販売会社の任命が終了した場合。
- （ｆ）ファンドの代行協会員としての代行協会員の任命が終了した場合。
- （ｇ）純資産価額が10億円を下回った場合。
- （ｈ）受託会社および管理会社が、その絶対裁量によりファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

SMAM副投資運用契約

SMAM副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社（SMAM）に対して30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社（SMAM）が投資運用会社に対して90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

MCM副投資運用契約

MCM副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社（MCM）に対して30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社（MCM）が投資運用会社に対して90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来る。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および補足信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

いずれかのファンドの終了日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、基本信託証書および補足信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純

資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されている。

ファンド名は、平成26年11月1日付で「メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B）」から「メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型」に変更された。

(1) 【2015年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2015年 1 月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3 分法ファンド毎月分配型

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券		
- 取得原価		77,563,425,616
- 時価評価額	2.2	96,188,091,834
現金預金		4,206,234,782
債券にかかる未収利息	2.7	1,427,649,000
未収投資有価証券売却代金		381,985,612
未収受益証券発行手取金		165,496,690
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.6,10	139,298,703
資産合計		102,508,756,621
負債		
未払買戻支払金		391,733,063
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.6,10	274,016,139
未払投資有価証券購入代金		232,761,064
未払管理報酬	3	71,600,859
未払販売管理報酬	3	53,531,673
未払販売報酬	6	37,821,512
未払代行協会員報酬	7	8,462,037
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,11	7,524,795
未払印刷および公告費		5,105,313
未払管理事務代行報酬	4	5,077,965
未払保管報酬	5	3,384,128
未払専門家費用		1,454,253
未払弁護士報酬		1,200,921
未払受託報酬	8	220,669
当座借越		39,631
その他の負債		250,418
負債合計		1,094,184,440
純資産総額		101,414,572,181

純資産額

円建ヘッジなしクラスA 受益証券	231,136,957
円建ヘッジなしクラスB 受益証券	12,600,072,143
円建ヘッジありクラスA 受益証券	955,803,863
円建ヘッジありクラスB 受益証券	87,627,559,218

発行済受益証券口数

円建ヘッジなしクラスA 受益証券	207,442,545
円建ヘッジなしクラスB 受益証券	11,705,868,721
円建ヘッジありクラスA 受益証券	1,105,500,000
円建ヘッジありクラスB 受益証券	104,291,997,786

1口当たり純資産価格

円建ヘッジなしクラスA 受益証券	1.1142
円建ヘッジなしクラスB 受益証券	1.0764
円建ヘッジありクラスA 受益証券	0.8646
円建ヘッジありクラスB 受益証券	0.8402

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2015年1月31日終了年度

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

（日本円で表示）

	注記	日本円
収益		
債券にかかる利息	2.7	6,384,702,583
受取配当金		37,958,704
その他収益		51,010,484
収益合計		6,473,671,771
費用		
管理報酬	3	937,053,357
販売管理報酬	3	702,403,804
販売報酬	6	500,999,179
代行協会員報酬	7	111,187,973
管理事務代行報酬	4	66,722,808
保管報酬	5	44,465,838
保護預かり費用		13,016,715
印刷および公告費		8,072,717
専門家費用		3,735,588
取引手数料		3,726,615
弁護士報酬		2,862,707
受託報酬	8	825,084
その他費用		572,257
費用合計		2,395,644,642
投資純利益		4,078,027,129

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2015年1月31日終了年度（続き）
--

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

（日本円で表示）

	注記	日本円
投資純利益		4,078,027,129
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券		13,694,684,550
外国為替		529,245,032
先物契約		(5,405,548)
為替先渡契約		(12,354,764,898)
当期実現純利益		5,941,786,265
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
先物契約		(7,053,246)
投資有価証券		(835,307,556)
為替先渡契約		(1,821,819,787)
運用による純資産の純増加		3,277,605,676
資本の変動		
受益証券発行手取額		21,377,367,014
受益証券買戻支払額		(32,855,210,022)
資本の変動、純額		(11,477,843,008)
支払分配金	12	(9,000,548,663)
期首現在純資産額		118,615,358,176
期末現在純資産額		101,414,572,181

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

(未監査)

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型			
クラスA 受益証券		クラスB 受益証券	
円建ヘッジなし	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし	円建ヘッジあり

期末現在発行済受益証券口数：

2013年1月31日	278,242,083	3,042,496,821	10,394,355,988	122,778,663,262
2014年1月31日	146,300,735	1,459,500,000	9,728,525,827	119,399,002,807
発行口数	252,189,731	285,000,000	5,026,885,382	17,757,214,533
買戻口数	(191,047,921)	(639,000,000)	(3,049,542,488)	(32,864,219,554)
2015年1月31日	207,442,545	1,105,500,000	11,705,868,721	104,291,997,786

期末現在純資産総額：

	日本円	日本円	日本円	日本円
2013年1月31日	261,353,934	2,968,972,874	9,557,167,467	117,733,319,477
2014年1月31日	148,964,294	1,345,824,987	9,632,060,990	107,488,507,905
2015年1月31日	231,136,957	955,803,863	12,600,072,143	87,627,559,218

期末現在1口当たり純資産価格：

	日本円	日本円	日本円	日本円
2013年1月31日	0.9393	0.9758	0.9195	0.9589
2014年1月31日	1.0182	0.9221	0.9901	0.9002
2015年1月31日	1.1142	0.8646	1.0764	0.8402

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で2003年10月14日に締結された基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（旧日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B））（以下「ファンド」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2009年6月22日および2014年10月3日付で締結された補足信託証書に基づき設定されたトラストの個別のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

円建ヘッジありクラスA受益証券、円建ヘッジなしクラスA受益証券、円建ヘッジありクラスB受益証券および円建ヘッジなしクラスB受益証券が発行されている。クラスA受益証券は、購入価格の3%（適用ある税金（もしあれば）を除く。）を上限として申込手数料が発生する。クラスB受益証券は、申込手数料ではなく、条件付後払申込手数料が発生する。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券及び転換社債の3つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。投資運用会社は、ファンドの資産の3つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者として日興グローバルラップ株式会社（以下「NGW」という。）を任命している。配分は、NGWの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

- (a) 下記(b)が適用される投資信託の持分を除き、かつ下記(c)の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記(c)および(e)の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、それぞれの場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引買呼値、取引売呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 クレジット・デフォルト・スワップの評価

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいている。

2.4 外貨の換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.5 設立費

設立費は、全額償却されている。

2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.7 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

注記３．管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日ごとに以下の料率で発生し、計算され、毎月後払いで支払われる管理報酬を受領する権利を有する。

純資産価額	純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.87％
300億円超500億円以下	0.84％
500億円超1,000億円以下	0.82％
1,000億円超	0.79％

更に管理会社は、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われるものとする。

管理会社は、以下の料率にしたがって、自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。

純資産価額	純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.85％
300億円超500億円以下	0.82％
500億円超1,000億円以下	0.80％
1,000億円超	0.77％

投資運用会社は、副投資運用会社（SMAM）、副投資運用会社（MCM）およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された投資運用会社の受任者またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、以下の定められた料率で報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

（ a ）クラス A 受益証券

純資産価額 クラス A 受益証券	クラス A 受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（ % ）
300億円以下	0.62%
300億円超500億円以下	0.65%
500億円超1,000億円以下	0.67%
1,000億円超	0.70%

（ b ）クラス B 受益証券

純資産価額 クラス B 受益証券	クラス B 受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（ % ）
300億円以下	0.42%
300億円超500億円以下	0.45%
500億円超1,000億円以下	0.47%
1,000億円超	0.50%

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得にかかる源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2015年1月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1 - 円建ヘッジありクラスA受益証券の通貨リスクを補うための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現 (評価損)
					日本円
米ドル	8,074,787	日本円	946,106,643	2015年4月23日	(3,458,468)
円建ヘッジありクラスA受益証券の通貨リスクを補うための 為替先渡契約にかかる未実現評価損合計					(3,458,468)

10.2 - 円建ヘッジありクラスB受益証券の通貨リスクを補うための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	116,424,114	米ドル	990,847	2015年4月23日	95,789
日本円	165,573,310	米ドル	1,422,872	2015年4月23日	1,751,206
日本円	267,437,201	米ドル	2,266,198	2015年4月23日	(940,689)
日本円	132,004,344	米ドル	1,121,421	2015年4月23日	(129,385)
日本円	112,832,760	米ドル	958,544	2015年4月23日	(111,571)
日本円	153,985,485	米ドル	1,303,068	2015年4月23日	(749,506)
日本円	142,727,478	米ドル	1,210,262	2015年4月23日	(405,119)
日本円	40,408,427	米ドル	343,261	2015年4月23日	(42,202)
米ドル	126,336,110	日本円	15,000,000,000	2015年3月20日	137,386,864
米ドル	2,144,767	日本円	249,866,838	2015年4月23日	(2,349,837)
米ドル	620,654,984	日本円	72,720,903,123	2015年4月23日	(265,829,350)
米ドル	27,578	日本円	3,259,620	2015年4月23日	16,508
米ドル	64,561	日本円	7,598,956	2015年4月23日	6,807
円建ヘッジありクラスB受益証券の通貨リスクを補うための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(131,300,485)

10.3 - 投資ポートフォリオの通貨リスクを補うための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
米ドル	335,901	日本円	39,571,727	2015年2月4日	41,529
日本円	18,919	米ドル	161	2015年2月4日	(12)
投資ポートフォリオの通貨リスクを補うための 為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					41,517

注記11．先物契約

2015年 1 月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 (売り)	契約額	未実現 (評価損)
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2015年 3 月	(62)	949,948,449	(7,524,795)
金利にかかる先物契約の契約額および未実現評価損合計				949,948,449	(7,524,795)

注記12．支払分配金

2015年 1 月31日に終了した年度中にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円建ヘッジありクラスA 受益証券			
60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日
60 円	2014年 5 月30日	2014年 6 月 2 日	2014年 6 月 5 日
60 円	2014年 6 月30日	2014年 7 月 1 日	2014年 7 月 7 日
60 円	2014年 7 月31日	2014年 8 月 1 日	2014年 8 月 6 日
60 円	2014年 8 月29日	2014年 9 月 2 日	2014年 9 月 5 日
60 円	2014年 9 月30日	2014年10月 1 日	2014年10月 6 日
60 円	2014年10月31日	2014年11月 4 日	2014年11月 7 日
60 円	2014年11月28日	2014年12月 1 日	2014年12月 4 日
60 円	2014年12月30日	2015年 1 月 5 日	2015年 1 月 8 日
円建ヘッジなしクラスA 受益証券			
60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日
60 円	2014年 5 月30日	2014年 6 月 2 日	2014年 6 月 5 日
60 円	2014年 6 月30日	2014年 7 月 1 日	2014年 7 月 7 日
60 円	2014年 7 月31日	2014年 8 月 1 日	2014年 8 月 6 日
60 円	2014年 8 月29日	2014年 9 月 2 日	2014年 9 月 5 日
60 円	2014年 9 月30日	2014年10月 1 日	2014年10月 6 日
60 円	2014年10月31日	2014年11月 4 日	2014年11月 7 日
60 円	2014年11月28日	2014年12月 1 日	2014年12月 4 日
60 円	2014年12月30日	2015年 1 月 5 日	2015年 1 月 8 日

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円建ヘッジありクラスB 受益証券			
60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日
60 円	2014年 5 月30日	2014年 6 月 2 日	2014年 6 月 5 日
60 円	2014年 6 月30日	2014年 7 月 1 日	2014年 7 月 7 日
60 円	2014年 7 月31日	2014年 8 月 1 日	2014年 8 月 6 日
60 円	2014年 8 月29日	2014年 9 月 2 日	2014年 9 月 5 日
60 円	2014年 9 月30日	2014年10月 1 日	2014年10月 6 日
60 円	2014年10月31日	2014年11月 4 日	2014年11月 7 日
60 円	2014年11月28日	2014年12月 1 日	2014年12月 4 日
60 円	2014年12月30日	2015年 1 月 5 日	2015年 1 月 8 日

円建ヘッジなしクラスB 受益証券

60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日
60 円	2014年 5 月30日	2014年 6 月 2 日	2014年 6 月 5 日
60 円	2014年 6 月30日	2014年 7 月 1 日	2014年 7 月 7 日
60 円	2014年 7 月31日	2014年 8 月 1 日	2014年 8 月 6 日
60 円	2014年 8 月29日	2014年 9 月 2 日	2014年 9 月 5 日
60 円	2014年 9 月30日	2014年10月 1 日	2014年10月 6 日
60 円	2014年10月31日	2014年11月 4 日	2014年11月 7 日
60 円	2014年11月28日	2014年12月 1 日	2014年12月 4 日
60 円	2014年12月30日	2015年 1 月 5 日	2015年 1 月 8 日

注記13．為替レート

期末時点で使用された日本円に対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
米ドル	117.6899

注記14．後発事象

2015年 1 月31日より後にファンドが行った分配は以下の通りである：

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円建ヘッジありクラスA 受益証券			
60 円	2015年 1 月30日	2015年 2 月 2 日	2015年 2 月 5 日
60 円	2015年 2 月27日	2015年 3 月 2 日	2015年 3 月 5 日
60 円	2015年 3 月31日	2015年 4 月 1 日	2015年 4 月 8 日
60 円	2015年 4 月30日	2015年 5 月 7 日	2015年 5 月12日
円建ヘッジなしクラスA 受益証券			
60 円	2015年 1 月30日	2015年 2 月 2 日	2015年 2 月 5 日
60 円	2015年 2 月27日	2015年 3 月 2 日	2015年 3 月 5 日
60 円	2015年 3 月31日	2015年 4 月 1 日	2015年 4 月 8 日
60 円	2015年 4 月30日	2015年 5 月 7 日	2015年 5 月12日
円建ヘッジありクラスB 受益証券			
60 円	2015年 1 月30日	2015年 2 月 2 日	2015年 2 月 5 日
60 円	2015年 2 月27日	2015年 3 月 2 日	2015年 3 月 5 日
60 円	2015年 3 月31日	2015年 4 月 1 日	2015年 4 月 8 日
60 円	2015年 4 月30日	2015年 5 月 7 日	2015年 5 月12日
円建ヘッジなしクラスB 受益証券			
60 円	2015年 1 月30日	2015年 2 月 2 日	2015年 2 月 5 日
60 円	2015年 2 月27日	2015年 3 月 2 日	2015年 3 月 5 日
60 円	2015年 3 月31日	2015年 4 月 1 日	2015年 4 月 8 日
60 円	2015年 4 月30日	2015年 5 月 7 日	2015年 5 月12日

【投資有価証券明細表等】

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A . 債券			日本円	日本円	%
2,180,000	ABC SUPPLY INC 5.625 15APR21 144A	米ドル	212,490,806	260,179,658	0.26
3,160,000	ABENGOA FIN 8.875 01NOV17 SER 144A	米ドル	316,172,587	380,004,042	0.37
1,500,000	ACORDA THERAPEUTICS 1.75 CV 15JUN21	米ドル	152,094,560	206,987,048	0.20
3,110,000	ADS WASTE HLDGS 8.25 01OCT20	米ドル	251,508,947	371,041,967	0.37
690,000	AECOM TECHNOLOGY 5.75 15OCT22 144A	米ドル	76,709,103	84,862,387	0.08
4,195,000	AES CORP 7.375 01JUL21	米ドル	338,525,038	550,467,739	0.54
1,280,000	AHERN RENTALS INC 9.5 15JUN18 144A	米ドル	134,773,273	154,660,223	0.15
625,000	AIRCASTLE LTD 5.5 15FEB22	米ドル	74,215,565	76,521,361	0.08
1,250,000	AKAMAI TECHNOLOGI 0 CV 15FEB19 144A	米ドル	126,887,856	149,502,905	0.15
3,850,000	ALBEA BEAUTY HLDG 8.375 1NOV19 144A	米ドル	306,759,660	474,875,000	0.47
2,735,000	ALCATEL LUCENT US 6.45 15MAR29	米ドル	266,658,928	311,305,065	0.31
1,415,000	ALCATEL LUCENT US 6.75 15NOV20 144A	米ドル	140,334,397	173,354,938	0.17
750,000	ALERE INC 3.0 CV 15MAY16	米ドル	62,445,792	95,770,126	0.09
2,250,000	ALGECO SCOTSMAN 10.75 15OCT19 144A	米ドル	201,557,734	204,501,438	0.20
1,910,000	ALGECO SCOTSMAN 8.5 15OCT18 144A	米ドル	152,581,255	220,840,369	0.22
670,000	ALLEGION US HLDG CO 5.75 01OCT21	米ドル	66,065,336	83,131,518	0.08
1,000,000	ALLSCRIPTS HTHC 1.25 CV 1JUL20	米ドル	98,394,832	116,365,853	0.11
1,465,000	ALLY FINANCIAL INC 7.5 15SEP20 WI	米ドル	123,710,950	205,140,141	0.20
2,495,000	ALTICE SA 7.75 15MAY22 144A	米ドル	266,776,827	302,703,404	0.30
1,000,000	AMAG PHARMACEUTICALS 2.5 CV 15FEB19	米ドル	105,179,394	205,442,369	0.20
1,000,000	AMC NETWORKS INC 7.75 15JUL21	米ドル	91,690,066	127,399,277	0.13
1,655,000	AMERICAN CAPTL LTD 6.5 15SEP18 144A	米ドル	165,021,105	203,505,255	0.20
1,325,000	AMKOR TECHNOLOGY 6.375 01OCT22	米ドル	142,032,208	155,545,167	0.15
245,000	AMKOR TECHNOLOGY 6.625 01JUN21	米ドル	26,267,197	29,307,644	0.03
2,670,000	ANNA MERGER SUB 7.75 01OCT22 144A	米ドル	287,033,115	318,874,714	0.31
2,450,000	ANTERO RES CORP 5.125 01DEC22 144A	米ドル	257,320,133	276,165,003	0.27
1,000,000	AOL INC 0.75 CV 01SEP19 SER 144A	米ドル	112,846,405	122,912,351	0.12
1,000,000	APOLLO INVESTM CORP 5.75 CV 15JAN16	米ドル	107,732,696	120,117,217	0.12
1,460,000	ARCELORMITTAL FRN 01JUN19	米ドル	134,133,879	206,147,451	0.20
1,135,000	ARCELORMITTAL FRN 25FEB22	米ドル	96,000,185	142,640,328	0.14
3,194,162	ARDAGH FINANCE 8.625 15JUN19 144A	米ドル	333,240,133	374,680,330	0.37
1,825,000	ARDAGH PKG FIN 6.75 31JAN21 144A	米ドル	188,266,925	212,451,233	0.21
2,035,000	ARES CAPITAL 5.75 CV 01FEB16	米ドル	171,125,172	246,085,092	0.24
990,000	ASHTAD CAP INC 5.625 01OCT24 144A	米ドル	105,578,548	121,581,862	0.12
2,015,000	ASHTAD CAP INC 6.5 15JUL22 144A	米ドル	166,166,555	256,875,784	0.25
2,545,000	ASHTON WOODS USA 6.875 15FEB21 144A	米ドル	250,982,546	282,175,460	0.28
500,000	ATWOOD OCEANICS INC 6.5 1FEB20	米ドル	54,252,281	53,548,888	0.05
1,000,000	AUXILIUM PHARMA 1.5 CV 15JUL18	米ドル	102,830,750	183,743,300	0.18
405,000	BANCO COSTA RICA 6.25 01NOV23 REGS	米ドル	42,444,605	47,795,234	0.05
1,410,000	BANCO NAC DESEN 5.75 26SEP23 REGS	米ドル	175,351,322	174,433,001	0.17
825,000	BANK OF BARODA 4.875 23JUL19 REGS	米ドル	91,100,721	105,263,930	0.10
1,215,000	BANK OF CEYLON 5.325 16APR18	米ドル	127,594,160	142,598,095	0.14

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
2,090,000	BEAZER HOMES USA 5.75 15JUN19	米ドル	217,161,192	235,041,320	0.23
580,000	BEVERAGE PACKAG 5.625 15DEC16 144A	米ドル	57,811,486	67,231,918	0.07
1,500,000	BIOMARIN PHARMA 0.75 CV 15OCT18	米ドル	154,725,459	223,206,182	0.22
1,000,000	BLACKSTONE MTGE TR CV 5.25 01DEC18	米ドル	113,623,231	123,574,357	0.12
1,000,000	BLUCORA INC CV 4.25 01APR19	米ドル	101,513,557	110,187,135	0.11
3,930,000	BONANZA CREEK ENERGY 6.75 15APR21	米ドル	408,571,627	416,911,491	0.41
1,000,000	BOTTOMLINE TECH 1.5 CV 01DEC17	米ドル	114,194,214	122,323,902	0.12
775,000	BOYD GAMING CORP 9 01JUL20	米ドル	96,978,433	95,356,126	0.09
840,000	BRASIL TELECOM 5.75 10FEB22 REGS	米ドル	90,405,821	88,173,072	0.09
2,940,000	BRAZIL MINAS SPE 5.333 15FEB28 REGS	米ドル	326,326,154	345,355,283	0.34
785,000	BRF SA 5.875 06JUN22 REGS	米ドル	86,769,390	99,959,098	0.10
2,000,000	BROADSOFT INC 1.5 CV 01JUL18	米ドル	182,023,396	243,176,681	0.24
1,565,000	BROOKFIELD RESID 6.5 15DEC20 144A	米ドル	132,277,840	190,414,683	0.19
4,370,000	BWAY HOLDING CO 9.125 15AUG21 144A	米ドル	444,142,425	517,717,632	0.51
3,720,000	CAIXA ECONOMICA FED 3.5 7NOV22 REGS	米ドル	343,114,475	393,038,411	0.39
3,125,000	CALCIPAR SA 6.875 01MAY18 SER 144A	米ドル	248,491,431	373,089,742	0.37
1,020,000	CALIFORNIA RES CRP 5.5 15SEP21 144A	米ドル	99,427,042	99,806,220	0.10
2,085,000	CALPINE CORP 6 15JAN22 SER 144A	米ドル	225,096,524	262,898,831	0.26
2,142,000	CALPINE CORP 7.875 15JAN23 SER144A	米ドル	203,187,526	283,311,984	0.28
3,420,000	CAPSUGEL SA 7 15MAY19 144A	米ドル	344,566,048	411,156,693	0.41
1,500,000	CARDTRONICS INC 1 CV 01DEC20	米ドル	153,079,967	167,046,050	0.16
1,000,000	CARRIAGE SERV 2.75 CV 15MAR21 144A	米ドル	106,696,130	134,240,001	0.13
2,775,000	CARRIZO OIL AND GAS INC 7.5 15SEP20	米ドル	284,487,796	320,498,155	0.32
2,110,000	CCO HLDG LLC CAP CORP 7.375 01JUN20	米ドル	167,413,690	265,487,644	0.26
720,000	CCO HLDGS LLC CAP CORP 5.75 01SEP23	米ドル	74,132,781	86,649,548	0.09
1,500,000	CCO HOLDINGS LLC 6.625 31JAN22	米ドル	159,747,442	187,801,953	0.19
2,710,000	CDW LLC CDW FINANCE 6 15AUG22	米ドル	294,675,115	336,461,431	0.33
1,820,000	CENTURYLINK INC 5.625 01APR20 V	米ドル	184,942,255	225,786,316	0.22
1,910,000	CENTURYLINK INC 6.75 01DEC23 SER W	米ドル	199,526,087	252,739,758	0.25
1,250,000	CEPHEID INC 1.25 CV 01FEB21	米ドル	130,387,804	158,145,754	0.16
1,790,000	CEQUEL COM HLDG 6.375 15SEP20 144A	米ドル	144,951,728	220,395,045	0.22
865,000	CERIDIAN HCM HLDG 11 15MAR21 144A	米ドル	83,403,293	109,505,069	0.11
2,000,000	CHESAPEAKE ENERGY 2.75 CV 15NOV35	米ドル	154,528,705	235,232,615	0.23
860,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.125 15FEB21	米ドル	98,170,902	107,761,478	0.11
2,535,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.625 15AUG20	米ドル	206,420,218	322,769,511	0.32
835,000	CHINA CINDA FINANCE 4 14MAY19 REGS	米ドル	85,813,095	99,218,075	0.10
2,655,000	CHS COMM HEALTH 6.875 01FEB22	米ドル	283,693,084	334,093,651	0.33
2,500,000	CIENA CORP 0.875 CV 15JUN17	米ドル	174,145,597	292,753,537	0.29
1,845,000	CIT GROUP INC 5 15AUG22	米ドル	202,241,441	229,525,510	0.23
1,720,000	CIT GROUP INC 5.50 15FEB19 144A	米ドル	173,647,573	214,570,338	0.21
1,500,000	CITRIX SYSTEMS 0.5 CV 15APR19 144A	米ドル	153,280,972	185,030,533	0.18
1,280,226	CLEAR CHANNEL COM 14 01FEB21	米ドル	125,325,357	124,704,877	0.12

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
1,160,000	CLEAR CHANNEL COMM 9 01MAR21	米ドル	115,154,003	132,954,606	0.13
2,700,000	CLEAR CHANNEL COMM 9 15DEC19	米ドル	210,406,280	311,650,468	0.31
3,225,000	CLEAR CHANNEL W 6.5 15NOV22 wi	米ドル	278,766,850	394,695,747	0.39
715,000	CLEAR CHANNEL W 7.625 15MAR20 SER A	米ドル	57,625,404	87,758,212	0.09
1,000,000	CLOVIS ONCOLOGY 2.5 CV 15SEP21 144A	米ドル	107,247,086	149,686,795	0.15
1,240,000	CNOOC CURTIS FDG 4.5 03OCT23 REGS	米ドル	122,654,612	158,788,110	0.16
440,000	COLOMBIA REP OF 5 15JUN45	米ドル	51,340,443	54,354,903	0.05
1,300,000	COLOMBIA REP OF 7.375 18SEP37	米ドル	153,847,997	207,243,377	0.20
900,000	COLOMBIA REPUBLIC OF 4 26FEB24	米ドル	107,680,638	109,811,457	0.11
1,500,000	COLONY FIN INC 3.875 CV 15JAN21	米ドル	156,222,648	185,692,538	0.18
3,870,000	COMISION FED DE 4.875 15JAN24 REGS	米ドル	389,721,103	480,943,659	0.47
990,000	COMISION FED ELE 4.875 26MAY21 REGS	米ドル	82,512,584	125,853,460	0.12
2,320,000	COMISION FED ELE 5.75 14FEB42 REGS	米ドル	195,603,107	296,931,527	0.29
2,795,000	COMMSCOPE HLDGS 6.625 01JUN20 144A	米ドル	294,846,121	332,626,017	0.33
4,610,000	COMPASS INV USIH 7.75 15JAN21 144A	米ドル	386,630,386	532,506,040	0.53
1,620,000	CONSOL ENERGY 5.875 15APR22	米ドル	171,746,721	164,305,270	0.16
1,821,000	CONSOL ENERGY FIN 6.75 15OCT19 144A	米ドル	196,197,803	206,981,586	0.20
2,000,000	CORNERSTONE OND 1.5 CV 01JUL18	米ドル	205,421,923	233,467,267	0.23
1,680,000	CORP FIN DE DESAR 4.75 08FEB22 REGS	米ドル	174,145,741	208,204,601	0.21
400,000	COSTA RICA REP OF 7 04APR44 REGS	米ドル	41,325,979	46,325,178	0.05
4,195,000	CPI INTL ACQ INC 8 15FEB18 SERIE WI	米ドル	346,693,548	508,288,700	0.50
3,430,000	CRESTWOOD MIDS P 6.125 01MAR22	米ドル	346,743,729	395,526,818	0.39
490,000	CROATIA REPUBLIC 5.5 04APR23 REGS	米ドル	45,687,373	61,116,293	0.06
383,000	CROATIA REPUBLIC 6 26JAN24 REGS	米ドル	37,617,160	49,519,228	0.05
610,000	CROATIA REPUBLIC 6.625 14JUL20 REGS	米ドル	52,608,412	79,376,378	0.08
2,065,000	CUMULUS MEDIA HLDGS 7.75 01MAY19	米ドル	166,729,381	248,408,785	0.24
1,300,000	DEALERTRACK HLD CV 1.5 15MAR17	米ドル	113,372,967	190,098,553	0.19
1,065,000	DENALI BORROWER 5.625 15OCT20 144A	米ドル	122,358,918	134,223,783	0.13
1,000,000	DEPOMED INC 2.5 CV 01SEP21	米ドル	130,176,008	139,536,045	0.14
1,500,000	DEVELOPERS DIVER CV 1.75 15NOV40	米ドル	126,186,130	237,328,966	0.23
2,580,000	DIAMONDBACK ENERGY 7.625 01OCT21	米ドル	286,600,441	311,781,648	0.31
585,000	DIANJIAN HAIXING FRN PERP	米ドル	62,732,565	69,683,015	0.07
810,000	DIGICEL GROUP 7.125 01APR22 144A	米ドル	82,304,177	86,864,356	0.09
5,205,000	DIGICEL GROUP LTD 8.25 30SEP20 144A	米ドル	449,661,832	598,038,095	0.59
1,000,000	DISH DBS CORP 4.25 01APR18	米ドル	95,236,452	119,749,436	0.12
1,241,000	DISH DBS CORP 5.875 15NOV24 144A	米ドル	142,026,230	151,020,971	0.15
2,230,000	DISH DBS CORP 6.75 01JUN21	米ドル	192,198,766	284,727,903	0.28
1,290,000	DOMINICAN REP OF 5.875 18APR24 REGS	米ドル	135,739,416	160,769,405	0.16
490,000	DOMINICAN REP OF 6.85 27JAN45 144A	米ドル	57,856,765	59,976,484	0.06
2,035,000	DRIVETIME AUTO GP 8 01JUN21	米ドル	206,664,283	226,686,162	0.22
965,000	DVPT BK OF KAZAK 4.125 10DEC22 REGS	米ドル	78,371,896	93,086,991	0.09
790,000	DYNEGY FIN I/II 6.75 1NOV19 144A	米ドル	85,383,118	95,630,172	0.09

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
1,480,000	DYNEGY FIN I/II 7.375 01NOV22 144A	米ドル	160,854,159	180,323,666	0.18
360,000	DYNEGY FIN I/II 7.625 01NOV24 144A	米ドル	38,908,762	44,161,125	0.04
1,080,000	ECO SERVICES OP 8.5 01NOV22 144A	米ドル	116,823,961	128,313,949	0.13
1,230,000	ECOPETROL SA 5.875 18SEP23	米ドル	133,925,311	154,254,113	0.15
1,595,000	EL FONDO MIVIVIEND 3.5 31JAN23 REGS	米ドル	155,994,655	183,353,768	0.18
205,000	EL SALVADOR REP 5.875 30JAN25 REGS	米ドル	16,776,560	24,219,719	0.02
385,000	EL SALVADOR REP 8.25 10APR32 REGS	米ドル	35,093,531	53,145,162	0.05
1,000,000	ELEC IMAGING 0.75 CV 01SEP19 144A	米ドル	113,072,089	111,511,146	0.11
1,000,000	ELECTRONIC ARTS INC 0.75 CV 15JUL16	米ドル	134,022,693	205,589,481	0.20
1,500,000	EMERGENT BIO 2.875 CV 15JAN21 144A	米ドル	163,975,910	205,001,032	0.20
810,000	EMPRESA NACIONAL 4.375 30OCT24 REGS	米ドル	86,783,501	95,264,728	0.09
2,545,000	EMPRESA NACIONAL 4.75 06DEC21 REGS	米ドル	201,581,688	310,968,086	0.31
1,020,000	EMPRESA NACIONAL 5.25 10AUG20 REGS	米ドル	88,960,483	128,123,680	0.13
380,000	EMPRESAS DE TRANS 4.75 04FEB24 REGS	米ドル	38,814,754	47,876,312	0.05
600,000	ENDO FIN LLC/FINCO 6 01FEB25 144A	米ドル	70,845,019	72,466,615	0.07
1,000,000	ENERNOC INC 2.25 CV 15AUG19 144A	米ドル	106,546,245	101,139,726	0.10
500,000	ENERSYS 3.375 CV 01JUN38	米ドル	47,050,032	87,678,948	0.09
1,020,000	ENPRO INDUSTRIES 5.875 15SEP22 144A	米ドル	108,141,432	123,057,477	0.12
870,000	ENTEL CHILE SA 4.75 01AUG26 REGS	米ドル	88,836,432	105,523,218	0.10
3,575,000	EPICOR SOFTWARE 8.625 01MAY19 SER WI	米ドル	292,222,388	441,932,318	0.44
1,000,000	EQUINIX INC 4.875 01APR20	米ドル	104,305,374	119,749,436	0.12
1,615,000	EXPORT CRED BK OF TURKEY 5 23SEP21	米ドル	172,656,641	196,058,019	0.19
700,000	EXPORT IMP BK KOREA 2.875 21JAN25	米ドル	82,691,695	83,761,582	0.08
2,000,000	EXTRA SPACE CV 2.375 01JUL33 144A	米ドル	195,553,494	288,928,616	0.28
3,105,000	FERRELLGAS LP 6.75 15JAN22	米ドル	315,230,412	357,076,655	0.35
685,000	FERRELLGAS PARTNERS 8.625 15JUN20	米ドル	74,637,466	82,096,889	0.08
1,750,000	FIFTH ST FIN 5.375 CV 01APR16	米ドル	141,590,276	211,106,193	0.21
2,000,000	FINISAR CORP 0.5 CV 15DEC33	米ドル	203,517,305	225,523,202	0.22
1,540,000	FIRST DATA CORP 10.625 15JUN21	米ドル	144,960,212	205,832,270	0.20
985,000	FIRST DATA CORP 11.25 15JAN21	米ドル	89,802,496	131,627,187	0.13
2,243,000	FIRST DATA CORP 11.75 15AUG21	米ドル	225,790,459	305,086,660	0.30
315,000	FIRST DATA CORP 6.75 01NOV20 144A	米ドル	24,520,123	39,698,398	0.04
3,495,000	FMG RES AUG06 8.25 01NOV19 144A	米ドル	391,799,520	369,346,958	0.36
2,000,000	FOREST CITY ENTERPR 4.25 CV 15AUG18	米ドル	160,662,119	287,457,493	0.28
1,000,000	FORESTAR GROUP INC CV 3.75 01MAR20	米ドル	93,169,945	107,833,338	0.11
2,870,000	FORUM ENERGY TECH 6.25 01OCT21	米ドル	289,600,113	321,546,821	0.32
460,000	FRONTIER COMM 7.125 15JAN23	米ドル	48,648,502	56,463,023	0.06
1,385,000	FRONTIER COMMUNICATION 6.25 15SEP21	米ドル	146,260,778	168,426,910	0.17
1,585,000	FRONTIER COMMUNICATION 8.75 15APR22	米ドル	185,581,224	212,722,088	0.21
660,000	GAS NATL DE LIMA 4.375 01APR23 REGS	米ドル	63,171,928	77,416,418	0.08
3,190,000	GATES GLOBAL LLC 6 15JUL22 SER 144A	米ドル	325,619,111	354,727,917	0.35
590,000	GENESIS ENERGY LP 5.625 15JUN24	米ドル	60,121,056	62,960,281	0.06

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
2,325,000	GENESIS ENERGY LP 5.75 15FEB21	米ドル	216,611,043	260,411,014	0.26
210,000	GEORGIA REP OF 6.875 12APR21 REGS	米ドル	17,294,518	27,058,681	0.03
2,350,000	GESTAMP FD LU SA 5.625 31MAY20 144A	米ドル	228,525,701	280,379,012	0.28
2,140,000	GIBRALTAR INDUSTR 6.25 01FEB21	米ドル	212,602,673	256,646,112	0.25
750,000	GILEAD SCIENCES 1.625 CV 01MAY16 D	米ドル	232,783,751	403,768,179	0.40
2,095,000	GLOBAL BRASS AND COPPER 9.5 01JUN19	米ドル	167,742,462	263,781,513	0.26
99,468	GMAC CAP TST 8.125 PFD 15FEB40 SER2	米ドル	262,132,637	307,526,481	0.30
1,745,000	GOODYEAR TIRE RUBBER 6.5 01MAR21	米ドル	182,376,414	220,643,734	0.22
2,650,000	GRAY TELEVISION INC 7.5 01OCT20	米ドル	225,632,378	321,578,797	0.32
1,000,000	GREENBRIER COS 3.5 CV 01APR18	米ドル	74,918,367	173,445,437	0.17
1,460,000	GRIFFON CORP 5.25 01MAR22	米ドル	149,505,323	164,074,701	0.16
390,000	GUATEMALA REP OF 5.75 06JUN22 REGS	米ドル	42,959,310	51,085,960	0.05
2,765,000	H AND E EQUIPMENT SV 7 01SEP22	米ドル	224,235,226	313,966,091	0.31
2,995,000	HALCON RESOURCES CORP 9.75 15JUL20	米ドル	260,974,478	234,954,765	0.23
3,685,000	HCA HOLDINGS INC 6.25 15FEB21	米ドル	374,458,060	471,543,267	0.46
1,110,000	HCA INC 4.75 01MAY23	米ドル	137,657,092	137,654,807	0.14
1,910,000	HCA INC 5 15MAR24	米ドル	238,043,508	241,765,176	0.24
830,000	HCA INC 5.375 01FEB25	米ドル	98,197,241	101,767,282	0.10
595,000	HEALTHSOUTH CORP 5.75 01NOV24	米ドル	71,659,736	72,516,415	0.07
1,000,000	HEALTHWAYS INC 1.5 CV 01JUL18	米ドル	109,044,687	142,036,954	0.14
2,000,000	HEARTWARE INTL 3.5 CV 15DEC17	米ドル	199,566,100	264,802,194	0.26
375,000	HEXION US FIN CORP 6.625 15APR20	米ドル	37,464,059	42,085,983	0.04
1,275,000	HEXION US FIN NOV SC 9 15NOV20	米ドル	132,811,254	103,155,619	0.10
1,495,000	HEXION US FIN NOVA SC 8.875 01FEB18	米ドル	140,198,977	153,379,468	0.15
2,170,000	HILLMAN GRP INC 6.375 15JUL22 144A	米ドル	221,800,865	248,984,452	0.25
815,000	HJ HEINZ CO 4.875 15FEB25 144A	米ドル	96,394,159	96,788,839	0.10
2,005,000	HOCKEY MRG SUB 2 7.875 10CT21 144A	米ドル	203,968,007	236,984,493	0.23
1,500,000	HOLOGIC INC FRN CV 01MAR42 SER 2012	米ドル	162,986,662	211,069,415	0.21
1,250,000	HOMEAWAY INC 0.125 CV 01APR19 144A	米ドル	130,100,751	133,780,275	0.13
3,265,000	HUB HOLDINGS 8.125 15JUL19 SER 144A	米ドル	332,363,235	378,697,970	0.37
2,505,000	HUGHES SATELLITE SYST 7.625 15JUN21	米ドル	208,617,690	324,251,673	0.32
2,295,000	HUNGARIAN DVPT BK 6.25 21OCT20 REGS	米ドル	258,821,722	303,654,973	0.30
830,000	HUNGARY GOVT 5.75 22NOV23	米ドル	81,774,795	113,508,826	0.11
1,000,000	HURON CONSULT 1.25 CV 01OCT19 144A	米ドル	109,608,704	135,196,231	0.13
1,860,000	ICAHN ENTREPRISES 6 01AUG20	米ドル	182,252,214	230,679,479	0.23
1,150,000	ICONIX BRAND GP 2.5 CV 01JUN16	米ドル	94,547,112	162,496,602	0.16
1,000,000	ILLUMINA INC CV 0.25 15MAR16	米ドル	80,147,870	281,205,219	0.28
1,000,000	INCYTE CORP LTD 0.375 CV 15NOV18	米ドル	115,715,363	191,466,697	0.19
215,000	INDO ENER FIN BV 7 7MAY18 REGS	米ドル	22,232,743	19,985,651	0.02
420,000	INDONESIA REP 5.125 15JAN45 REGS	米ドル	49,723,056	53,130,794	0.05
1,295,000	INDONESIA REP 8.5 12OCT35 REGS	米ドル	155,625,256	223,995,654	0.22
1,005,000	INDONESIA REP OF 7.75 17JAN38 REGS	米ドル	132,915,137	164,531,876	0.16

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
905,000	INEOS FINANCE PLC 7.50 01MAY20 144A	米ドル	73,822,989	112,627,968	0.11
340,000	INEOS GROUP HLDG 5.875 15FEB19 144A	米ドル	38,202,838	38,024,670	0.04
3,655,000	INEOS GRP HLDG 6.125 15AUG18 144A	米ドル	357,234,783	415,057,961	0.41
500,000	INFINERA CORP 1.75 CV 01JUN18	米ドル	53,150,696	84,957,370	0.08
1,955,000	INFOR SOFTWARE 7.125 01MAY21 144A	米ドル	211,676,255	231,043,133	0.23
2,525,000	INFOR US INC 9.375 01APR19	米ドル	211,315,448	318,916,256	0.31
645,000	INSTIT COSTA ELEC 6.95 10NOV21 REGS	米ドル	57,839,314	79,377,529	0.08
2,250,000	INTEGRA LIFESCIENC 1.625 CV 15DEC16	米ドル	164,288,623	290,785,909	0.29
1,750,000	INTEL CORP 3.25 CV 01AUG39	米ドル	328,219,355	341,374,162	0.34
1,210,000	INTELSAT JACKSON HLDG 7.25 15OCT20	米ドル	100,501,374	149,667,092	0.15
6,480,000	INTELSAT LUX SA 7.75 01JUN21	米ドル	666,661,164	761,059,302	0.75
2,250,000	INTERDIGITAL INC 2.50 CV 15MAR16	米ドル	192,241,260	287,806,884	0.28
2,502,000	INTERLINE BRANDS INC 10 15NOV18	米ドル	204,009,202	308,564,087	0.30
3,715,000	INTL LEASE FIN 8.25 15DEC20	米ドル	336,540,457	536,707,640	0.53
1,000,000	INVENSENSE INC 1.75 CV 01NOV18	米ドル	104,661,939	115,262,510	0.11
1,750,000	ISIS PHARMA 1 CV 15NOV21 144A	米ドル	201,713,607	253,456,155	0.25
1,800,000	IVORY COAST 5.375 23JUL24 REGS	米ドル	183,719,020	201,975,437	0.20
1,000,000	IXIA 3 CV 15DEC15	米ドル	86,046,574	117,174,970	0.12
1,500,000	J2 GLOBAL COMM 3.25 CV 15JUN29	米ドル	153,253,403	188,892,231	0.19
700,000	JAZZ INVEST CV 1.875 15AUG21 144A	米ドル	71,183,011	95,564,169	0.09
1,500,000	JDS UNIPHASE CORP 0.625 CV 15AUG33	米ドル	152,834,919	185,361,536	0.18
3,310,000	JLL DELTA DUTCH NEW 7.5 1FEB22 144A	米ドル	350,750,908	397,156,364	0.39
2,715,000	JONES ENERGY HLDG 6.75 01APR22 144A	米ドル	283,415,114	260,045,291	0.26
2,870,000	JSC KAZAGRO NAT 4.625 24MAY23 REGS	米ドル	274,636,819	276,363,678	0.27
3,500,000	JURAS HLDG III 6.875 15FEB21 144A	米ドル	366,363,552	353,664,043	0.35
1,075,000	KAZAK TEMIR ZHOLY 6.95 10JUL42 REGS	米ドル	96,189,036	116,154,388	0.11
835,000	KAZAKHSTAN REP 3.875 14OCT24 REGS	米ドル	89,891,973	89,539,654	0.09
610,000	KAZMUNAYGAS NAT 6 07NOV44 SER REGS	米ドル	67,086,871	59,070,058	0.06
2,000,000	KB HOME 1.375 CV 01FEB19	米ドル	199,617,735	219,932,933	0.22
930,000	KENYA REP OF 6.875 24JUN24 REGS	米ドル	111,647,045	114,503,639	0.11
2,315,000	KINDRED ESCROW II 8.75 15JAN23 144A	米ドル	273,783,441	292,816,190	0.29
1,905,000	KINDRED HEALTHCARE 6.375 15APR22	米ドル	195,196,751	217,473,215	0.21
690,000	KING POWER CAPITAL 5.625 03NOV24	米ドル	85,487,435	86,179,224	0.08
895,000	KLX INC 5.875 01DEC22 144A	米ドル	105,587,654	104,563,396	0.10
2,415,000	LADDER CAP FIN 7.375 01OCT17	米ドル	190,892,848	291,732,983	0.29
1,500,000	LAM RESEARCH CORP 0.5 CV 15MAY16	米ドル	205,031,303	233,025,930	0.23
1,450,000	LAREDO PETROLEUM INC 5.625 15JAN22	米ドル	152,299,965	151,772,795	0.15
3,585,000	LEVEL 3 FINANCING 8.625 15JUL20 WI	米ドル	286,161,357	460,345,625	0.45
2,000,000	LIBERTY MEDIA 1.375 CV 15OCT23	米ドル	207,654,223	228,759,673	0.23
1,700,000	LIGAND PHARMA CV 0.75 15AUG19 144A	米ドル	175,466,165	201,698,360	0.20
1,250,000	LIMITED BRANDS LTD 8.5 15JUN19	米ドル	110,931,033	175,799,234	0.17
1,000,000	LINKEDIN CORP 0.5 CV 01NOV19 144A	米ドル	121,366,813	123,868,581	0.12

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
2,000,000	LIVE NATION ENT CV 2.5 15MAY19 144A	米ドル	208,795,564	248,766,950	0.25
3,869,000	LLOYDS BANKING GP FRN PERP	米ドル	402,299,350	465,427,911	0.46
2,510,000	LYNX II CORP 6.375 15APR23 SER 144A	米ドル	274,093,843	316,056,035	0.31
1,250,000	MACQUARIE INFRASTR 2.875 CV 15JUL19	米ドル	136,324,313	168,351,672	0.17
745,000	MAGYAR EXP IMP BK 4 30JAN20 REGS	米ドル	80,886,847	89,040,076	0.09
1,660,000	MARIPOSA BOR 8 15OCT21 144A	米ドル	164,752,614	203,498,031	0.20
1,645,000	MARIPOSA BOR 8.75 15OCT21 144A	米ドル	171,321,782	204,057,701	0.20
2,000,000	MEDICINES CO 1.375 CV 01JUN17	米ドル	238,664,602	280,984,550	0.28
1,750,000	MEDIDATA SOLUTION 1 CV 01AUG18	米ドル	187,741,446	223,978,522	0.22
1,835,000	MERCER INTL INC 7.75 01DEC22 144A	米ドル	214,089,574	222,954,146	0.22
2,500,000	MERITAGE HOMES CO 1.875 CV 15SEP32	米ドル	201,915,445	286,869,043	0.28
1,500,000	MERITOR INC 4 CV 15FEB27	米ドル	149,737,263	182,713,514	0.18
1,230,000	MEXICAN UTD STATES 3.6 30JAN25	米ドル	142,549,880	149,440,458	0.15
1,513,000	MGM RESORTS INTL 11.375 01MAR18	米ドル	131,745,737	212,295,934	0.21
757,000	MGM RESORTS INTL 6.00 15MAR23	米ドル	89,784,013	90,257,698	0.09
908,000	MGM RESORTS INTL 7.75 15MAR22	米ドル	102,258,682	118,921,818	0.12
1,595,000	MICRON TECHN INC 5.50 01FEB25 144A	米ドル	161,700,981	190,298,860	0.19
1,200,000	MICRON TECHNOLOGY 2.375 CV 01MAY32	米ドル	215,782,459	435,776,150	0.48
1,250,000	MOLINA HEALTHCARE 1.125 CV 15JAN20	米ドル	127,071,181	200,716,385	0.20
1,780,000	MOROCCO KINGDOM 4.25 11DEC22 REGS	米ドル	192,100,069	221,250,916	0.22
2,630,000	MPG HOLDCO I INC 7.375 15OCT22 144A	米ドル	284,250,128	324,157,725	0.32
635,000	MTN MAURITIUS 4.755 11NOV24 REGS	米ドル	71,656,615	75,982,825	0.07
2,505,000	MURRAY ENERGY CO 8.625 15JUN21 144A	米ドル	259,039,088	282,724,298	0.28
410,000	NAMIBIA GOVT OF 5.5 03NOV21 REGS	米ドル	30,547,703	51,887,924	0.05
1,500,000	NATIONAL HEALTH INV CV 3.25 01APR21	米ドル	152,665,493	197,167,300	0.19
2,565,000	NAVIOS MARIT ACQ 8.125 15NOV21 144A	米ドル	252,347,652	286,544,409	0.28
1,125,000	NAVIOS MARITIME 7.375 15JAN22 144A	米ドル	121,465,952	118,381,144	0.12
2,930,000	NAVIOS SA LOGIST 7.25 01MAY22 144A	米ドル	301,388,329	330,905,634	0.33
1,000,000	NAVISTAR INTL CV 4.75 15APR19 144A	米ドル	104,981,402	105,773,765	0.10
1,565,000	NCSG CRANE HEAVY 9.5 15AUG19 144A	米ドル	161,481,394	145,016,300	0.14
2,000,000	NETSUITE INC 0.25 CV 01JUN18	米ドル	203,318,779	262,301,284	0.26
1,000,000	NEWPARK RESOURCES 4 CV 01OCT17	米ドル	86,189,240	123,868,581	0.12
2,030,000	NEXSTAR BROADC 6.875 15NOV20 SER WI	米ドル	200,172,429	249,594,976	0.25
1,505,000	NORTEK INC 8.5 15APR21	米ドル	128,089,750	189,011,403	0.19
2,730,000	NORTHERN OIL GAS INC 8 01JUN20 WI	米ドル	218,647,204	278,934,980	0.28
1,780,000	NRG ENERGY INC 6.25 15JUL22	米ドル	186,784,426	216,785,471	0.21
980,000	NRG ENERGY INC 6.625 15MAR23	米ドル	76,714,341	120,216,512	0.12
1,710,000	NRG ENERGY INC 7.875 15MAY21	米ドル	192,130,252	216,579,861	0.21
1,500,000	NRG YIELD INC 3.5 CV 01FEB19 144A	米ドル	162,117,344	215,593,119	0.21
2,000,000	NUANCE COMMUNICATION 2.75 CV 1NOV31	米ドル	175,284,953	232,878,818	0.23
2,480,000	NUMERICABLE GROUP 6.25 15MAY24 144A	米ドル	260,025,991	303,030,837	0.30
955,000	NUMERICABLE GROUP SA 6 15MAY22 144A	米ドル	97,901,890	115,447,898	0.11

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A . 債券（続き）			日本円	日本円	%
500,000	NUVASIVE INC 2.75 CV 01JUL17	米ドル	43,681,364	74,622,729	0.07
1,250,000	NVIDIA CORP 1 CV 01DEC18	米ドル	136,154,565	167,248,330	0.16
1,025,000	ODEBRECHT FIN 7.125 26JUN42 REGS	米ドル	94,968,654	90,136,313	0.09
440,000	OFFICE CHERIFIEN 6.875 25APR44 REGS	米ドル	57,597,978	59,005,583	0.06
625,000	OLEODUCTO CENTRAL SA 4 07MAY21 REGS	米ドル	63,663,219	71,324,765	0.07
1,300,000	OLIN CORP 5.5 15AUG22	米ドル	108,691,022	154,144,299	0.15
2,500,000	OMNICARE INC 3.25 CV 15DEC35	米ドル	190,687,354	317,394,852	0.31
2,040,000	ONEX YORK ACQ CO 8.5 01OCT22 144A	米ドル	218,830,825	233,995,107	0.23
610,000	ONGC VIDESH LTD 4.625 15JUL24 REGS	米ドル	61,910,616	75,778,509	0.07
725,000	OPEN TEXT CORP 5.625 15JAN23 144A	米ドル	86,090,056	87,697,617	0.09
2,000,000	PALO ALTO NETWKS 0 CV 01JUL19 144A	米ドル	207,294,311	310,995,465	0.31
785,000	PANAMA REP 5.625 25JUL22 SER A	米ドル	89,066,619	102,745,846	0.10
1,070,000	PANAMA REP 6.7 26JAN36	米ドル	104,610,460	170,441,111	0.17
420,000	PANAMA REPUBLIC OF 4.875 05FEB21	米ドル	45,339,419	52,328,797	0.05
400,000	PARAGUAY REP 4.625 25JAN23 REGS	米ドル	48,508,319	48,829,807	0.05
1,000,000	PDL BIOPHARMA INC 4 CV 01FEB18	米ドル	113,903,652	113,423,606	0.11
2,460,000	PEMEX PROJECT FUNDING 6.625 15JUN35	米ドル	220,832,074	333,151,630	0.33
2,915,000	PENN NATL GAMING 5.875 1NOV21	米ドル	287,405,050	334,378,495	0.33
2,815,000	PERTAMINA PERSERO 4.3 20MAY23 REGS	米ドル	272,307,041	330,799,359	0.33
530,000	PERTAMINA PERSERO 6.45 30MAY44 REGS	米ドル	53,824,113	68,377,909	0.07
990,000	PERTAMINA PT 6.5 27MAY41 REGS	米ドル	93,312,176	126,125,285	0.12
900,000	PERUSAHAAN GAS 5.125 16MAY24 REGS	米ドル	110,876,038	112,458,420	0.11
2,115,000	PERUSAHAAN LISTRI 5.5 22NOV21 REGS	米ドル	212,975,880	269,864,910	0.27
1,890,000	PETROLEOS MEXICANOS 6.5 2JUN41	米ドル	152,631,094	246,901,565	0.24
850,000	PETROLEUM CO TRINIDA 6 08MAY22 REGS	米ドル	59,385,789	62,673,670	0.06
2,560,000	PHILIPPINES REPUBLIC OF 9.5 02FEB30	米ドル	324,545,772	515,457,644	0.54
1,650,000	PHOTRONICS INC 3.25 CV 01APR16	米ドル	144,069,532	203,048,115	0.20
3,129,000	PHYSIO CONTROL 9.875 15JAN19 144A	米ドル	257,758,376	392,920,758	0.39
305,000	PINNACLE ENTERTAIN 6.375 01AUG21	米ドル	32,752,026	37,123,964	0.04
1,995,000	PINNACLE OP CORP 9 15NOV20 144A	米ドル	200,757,392	240,894,678	0.24
660,000	PLY GEM INDUSTRIES 6.5 01FEB22	米ドル	66,040,885	73,954,895	0.07
765,000	POLAND REPUBLIC 5 23MAR22	米ドル	58,351,733	103,639,485	0.10
1,000,000	PORTFLIO RECO ASS 3 CV 01AUG20	米ドル	119,424,506	121,441,228	0.12
3,090,000	POST HOLDINGS INC 7.375 15FEB22	米ドル	251,026,568	371,686,602	0.37
1,370,000	POWER SECT ASSTS 7.39 02DEC24 REGS	米ドル	158,739,728	215,997,169	0.21
1,500,000	PRICELINE GROUP 0.9 CV 15SEP21 144A	米ドル	161,196,191	163,846,357	0.16
1,000,000	PROOFPOINT INC 1.25 CV 15DEC18	米ドル	110,322,364	164,765,809	0.16
1,450,000	PROSPECT CAPITAL 5.5 CV 15AUG16	米ドル	127,025,898	171,290,241	0.17
1,225,000	PROSPEROUS RAY LTD 4.625 12NOV23	米ドル	127,852,961	155,940,562	0.15
2,520,000	PROVIDENT FDG PFG 6.75 15JUN21 144A	米ドル	260,919,057	284,497,927	0.28
980,000	QGOG CONSTELLATIO 6.25 09NOV19 REGS	米ドル	92,943,670	54,396,871	0.05
1,500,000	RADIAN GROUP INC 2.25 CV 01MAR19	米ドル	172,999,509	274,401,273	0.27

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
2,620,000	RCN TELECOM SER CA 8.5 15AUG20 144A	米ドル	258,441,312	328,359,809	0.32
2,000,000	REDWOOD TRUST INC 4.625 CV 15APR18	米ドル	207,278,962	228,171,224	0.22
2,910,000	RELIANCE INTERMED 9.5 15DEC19 144A	米ドル	241,828,448	356,908,136	0.35
3,460,000	RENAISSANCE ACQU 6.875 15AUG21 144A	米ドル	359,309,255	390,650,710	0.39
1,010,000	RENTECH NIT PART 6.5 15APR21 144A	米ドル	101,946,236	104,461,418	0.10
1,320,000	REP OF VIETNAM 4.8 19NOV24 REGS	米ドル	154,375,132	164,406,474	0.16
190,000	REP OF VIETNAM 6.75 29JAN20 REGS	米ドル	21,103,023	25,388,785	0.03
500,000	RESOURCE CAPITAL CORP 6 CV 01DEC18	米ドル	49,187,533	54,321,227	0.05
2,000,000	RESTORATION HARDW 0 CV 15JUN19 144A	米ドル	202,547,934	241,117,109	0.24
3,395,000	REX ENERGY CORP 8.875 01DEC20	米ドル	357,694,709	348,938,400	0.34
4,610,000	REYNOLDS GROUP 9 15APR19 SERIE WI	米ドル	384,786,306	559,422,502	0.55
2,600,000	REYNOLDS GROUP 9.875 15AUG19 SER WI	米ドル	201,437,355	325,455,760	0.32
1,170,000	RITE AID CORP 6.75 15JUN21 SERIE WI	米ドル	111,249,493	144,784,275	0.14
540,000	ROMANIA GOVT 4.375 22AUG23 REGS	米ドル	50,001,134	69,472,317	0.07
1,120,000	ROMANIA GOVT 4.875 22JAN24 REGS	米ドル	117,497,222	149,357,570	0.15
650,000	ROMANIA GOVT 6.75 07FEB22 REGS	米ドル	92,403,792	94,181,708	0.09
2,190,000	ROSE ROCK MIDSTR 5.625 15JUL22	米ドル	223,472,110	250,020,949	0.25
2,395,000	ROSETTA RESOURCES INC 5.625 01MAY21	米ドル	249,400,819	268,998,577	0.27
680,000	ROSETTA RESOURCES INC 5.875 01JUN24	米ドル	68,642,598	73,464,800	0.07
1,770,000	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 6 19DEC23	米ドル	187,017,001	233,434,206	0.23
1,700,000	ROYAL GOLD INC 2.875 CV 15JUN19	米ドル	158,547,603	214,202,908	0.21
2,500,000	RTI INTL METALS 1.625 CV 15OCT19	米ドル	248,338,476	268,296,112	0.26
2,190,000	RUSSIA 7.50 31MAR30 REGS	米ドル	146,214,400	169,979,682	0.17
2,505,000	RYERSON INC 9 15OCT17	米ドル	266,704,094	299,323,160	0.30
1,500,000	RYLAND GROUP 0.25 CV 01JUN19	米ドル	154,859,087	161,750,007	0.16
550,000	SACI FALABELLA 4.375 27JAN25 REGS	米ドル	58,790,746	64,644,435	0.06
1,500,000	SALESFORCE.COM 0.25 CV 01APR18	米ドル	145,364,449	198,270,642	0.20
750,000	SALIX PHARMA LT 1.5 CV 15MAR19	米ドル	56,256,721	186,354,544	0.18
280,000	SANCHEZ ENERGY 6.125 15JAN23 144A	米ドル	28,777,743	29,359,982	0.03
2,445,000	SANCHEZ ENERGY CO 7.75 15JUN21	米ドル	264,668,254	278,879,469	0.27
1,500,000	SANDISK CORP 0.5 CV 15OCT20	米ドル	185,198,210	189,995,574	0.19
710,000	SAPPI PAPIER HLD 6.625 15APR21 144A	米ドル	76,820,235	85,981,115	0.08
950,000	SCHAEFFLER FI BV 6.75 15NOV22 144A	米ドル	102,575,445	120,181,829	0.12
2,535,000	SCHAEFFLER FI BV 6.875 15AUG18 144a	米ドル	252,870,073	311,751,078	0.31
3,770,000	SCIENTIFIC GAMES 10 01DEC22 144a	米ドル	393,997,358	408,923,621	0.40
1,000,000	SEACOR HLDGS 2.5 CV 15DEC27	米ドル	124,538,705	122,176,790	0.12
550,000	SENSATA TECHNO 5.625 01NOV24 144A	米ドル	59,680,554	68,810,291	0.07
590,000	SERBIA REPUBLIC 7.25 28SEP21 REGS	米ドル	69,880,694	79,534,759	0.08
571,000	SERVICEMASTER CO 8 15FEB20	米ドル	60,769,616	71,340,892	0.07
1,139,000	SERVICEMASTER COMPANY 7 15AUG20	米ドル	120,282,884	139,852,128	0.14
750,000	SERVICENOW INC 0 CV 01NOV18	米ドル	77,310,371	106,086,379	0.10
2,025,000	SHEA HOMES LP 8.625 15MAY19 WI	米ドル	166,218,912	249,970,438	0.25

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
1,500,000	SHUTTERFLY INC CV 0.25 15MAY18	米ドル	156,907,332	169,804,407	0.17
2,925,000	SIGNODE IND GP 6.375 01MAY22 144A	米ドル	304,008,543	329,530,257	0.32
2,705,000	SIL II BO/SIL II 7.75 15DEC20 144A	米ドル	246,847,239	290,061,450	0.29
675,000	SINCLAIR TELE 6.375 01NOV21 SER WI	米ドル	66,767,632	82,767,950	0.08
440,000	SINCLAIR TV GRP 5.625 01AUG24 144A	米ドル	44,918,315	51,575,059	0.05
2,315,000	SINCLAIR TV GRP 6.125 01OCT22	米ドル	179,863,965	281,326,071	0.28
2,250,000	SOLARCITY CORP 2.75 CV 01NOV18	米ドル	295,666,176	271,753,251	0.27
1,495,000	SOPHIA HOLDING F 9.625 01DEC18 144A	米ドル	149,387,578	176,354,894	0.17
1,405,000	SOPHIA LP FIN INC 9.75 15JAN19 144A	米ドル	109,992,132	175,341,491	0.17
860,000	SOUTH AFRICA REP 5.875 16SEP25	米ドル	117,664,720	118,211,649	0.12
2,000,000	SPECTRANETICS CORP CV 2.625 01JUN34	米ドル	219,241,087	300,550,490	0.30
1,000,000	SPIRIT REALTY CAP 2.875 CV 15MAY19	米ドル	106,581,841	120,264,329	0.12
1,455,000	SPRINT CAPITAL CORP 6.875 15NOV28	米ドル	121,244,936	158,651,676	0.16
2,355,000	SPRINT CORP 7.25 15SEP21	米ドル	234,510,615	277,554,583	0.27
2,425,000	SPRINT CORP 7.875 15SEP23	米ドル	248,197,677	292,666,149	0.29
10,000	SPRINT NEXTEL 9 15NOV18 144A	米ドル	845,956	1,362,748	0.00
980,000	SPRINT NEXTEL CORP 11.50 15NOV21	米ドル	77,952,902	139,855,245	0.14
2,840,000	SPRINT NEXTEL CORP 7 15AUG20	米ドル	260,899,893	338,925,582	0.33
380,000	SRI LANKA REP 5.875 25JUL22 REGS	米ドル	47,188,200	46,869,795	0.05
2,000,000	STARWOOD PROPERTY TR 4.55 CV 1MAR18	米ドル	204,346,113	255,828,342	0.25
1,250,000	STARWOOD WAYPOINT 3 CV 01JUL19 144A	米ドル	140,566,005	136,354,741	0.13
215,000	STEEL DYNAMICS 5.125 01OCT21 144A	米ドル	22,562,095	25,937,549	0.03
480,000	STEEL DYNAMICS 6.375 15AUG22	米ドル	51,535,770	60,390,661	0.06
790,000	STEEL DYNAMICS INC 5.25 15APR23	米ドル	75,998,005	95,341,950	0.09
500,000	STONE ENERGY 1.75 CV 01MAR17	米ドル	39,520,447	51,415,759	0.05
1,560,000	STONEMOR PARTNER 7.875 01JUN21	米ドル	156,326,486	189,825,973	0.19
500,000	SUNEDISON INC 0.25 CV 15JAN20 144A	米ドル	52,503,034	55,718,795	0.05
1,000,000	SUNEDISON INC 2 CV 01OCT18 144A	米ドル	137,669,866	169,841,185	0.17
1,000,000	SUNPOWER CORP 0.875 CV 01JUN21 144A	米ドル	105,322,617	102,757,962	0.10
620,000	T MOBILE USA INC 6.5 15JAN24	米ドル	65,922,202	76,106,859	0.08
3,320,000	T MOBILE USA INC 6.633 28APR21	米ドル	337,826,628	407,890,444	0.40
2,220,000	T MOBILE USA INC 6.836 28APR23	米ドル	227,008,663	274,354,407	0.27
1,015,000	TARGA RES PARTNERS 6.875 01FEB21	米ドル	80,626,832	125,408,382	0.12
1,905,000	TARGA RESOURCES 5 15JAN18 144A	米ドル	224,018,706	227,483,934	0.22
3,107,000	TAYLOR MORRISON 7.75 15APR20 144A	米ドル	258,651,551	383,533,060	0.38
1,745,000	TC ZIRAAT BANKASI 4.25 03JUL19 REGS	米ドル	176,031,898	204,520,434	0.20
1,400,000	TELECOM ITALIA CAPITAL 6 30SEP34	米ドル	130,333,959	170,874,337	0.17
805,000	TENEDORA NEMAK SA 5.5 28FEB23 REGS	米ドル	85,184,173	97,326,183	0.10
735,000	TENET HEALTHCARE CO 6 01OCT20	米ドル	85,895,608	94,250,471	0.09
4,045,000	TENET HEALTHCARE CORP 8.125 01APR22	米ドル	425,430,786	540,529,125	0.53
1,500,000	TESLA MOTORS INC 1.25 CV 01MAR21	米ドル	149,736,937	151,819,924	0.15
2,000,000	TIVO INC 2.0 CV 01OCT21 144A	米ドル	214,391,093	214,931,114	0.21

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
1,900,000	T-MOBILE USA INC 6.731 28APR22	米ドル	204,267,851	232,585,358	0.23
1,250,000	TOLL BROS FINANCE 0.5 CV 15SEP32	米ドル	102,472,890	149,319,015	0.15
1,195,000	TOWNSQUARE RADIO LLC 9 01APR19 144A	米ドル	125,082,492	150,732,513	0.15
925,000	TPC GROUP INC 8.75 15DEC20 144A	米ドル	76,704,037	99,722,868	0.10
1,870,000	TRANSDIGM INC 6.5 15JUL24	米ドル	190,056,138	224,925,768	0.22
1,000,000	TRINITY INDUSTRIES 3.875 CV 01JUN36	米ドル	75,864,421	152,114,149	0.15
1,250,000	TTM TECHNOLOGIES 1.75 CV 15DEC20	米ドル	140,142,114	137,366,138	0.14
850,000	TURK TELEKOM AS 3.75 19JUN19 REGS	米ドル	86,427,069	100,867,686	0.10
300,000	TURKEY REP OF 11.875 15JAN30	米ドル	42,277,838	65,066,489	0.06
470,000	TURKEY REP OF 4.875 16APR43	米ドル	55,326,072	58,902,636	0.06
670,000	TURKEY REP OF 6 14JAN41	米ドル	53,696,566	95,963,138	0.09
1,562,000	TURKEY REP OF 6.875 17MAR36	米ドル	149,168,909	241,105,028	0.24
1,472,000	TURKEY REP OF 7.375 05FEB25	米ドル	188,058,539	222,930,106	0.22
3,010,000	TURKIYE EXIMBANK 5.875 24APR19 REGS	米ドル	272,770,023	378,957,309	0.37
1,500,000	TWITTER INC 1 CV 15SEP21 144A	米ドル	158,942,060	156,895,300	0.15
4,035,000	UNIT CORP 6.625 15MAY21	米ドル	326,090,617	449,556,650	0.44
1,000,000	UNITED CONTINENTAL 6.375 01JUN18	米ドル	111,286,354	125,339,705	0.12
1,250,000	UNITED RENTALS 8.375 15SEP20	米ドル	98,783,263	157,435,643	0.16
1,250,000	UNITED STATES STEEL 2.75 CV 01APR19	米ドル	162,633,884	171,569,755	0.17
1,985,000	UNITED SURGICAL PARTNER 9 01APR20 WI	米ドル	168,217,349	250,319,444	0.25
1,050,000	UNITYMEDIA HESSEN 5.5 15JAN23 144A	米ドル	108,785,623	128,985,060	0.13
1,000,000	UNITYMEDIA KABEL 6.125 15JAN25 144A	米ドル	108,510,098	123,992,627	0.12
1,990,000	UPCB FINANCE LTD 7.25 15NOV21 144A	米ドル	156,268,108	254,237,476	0.25
1,380,000	URUGUAY REPUBLIC 7.875 15JAN33	米ドル	160,401,957	232,666,251	0.23
490,000	URUGUAY REPUBLIC OF 7.625 21MAR36	米ドル	79,064,943	82,083,294	0.08
1,745,000	US COAT ACQ F D2 7.375 01MAY21 144A	米ドル	173,083,144	218,398,437	0.22
85,000	US T-BILL 0.00 21MAY15	米ドル	10,055,532	10,003,308	0.01
500,000	VALEANT PHARMA 5.5 01MAR23 144A	米ドル	58,797,560	60,710,492	0.06
1,500,000	VERINT SYS INC 1.5 CV 1JUN21	米ドル	156,152,158	188,671,563	0.19
750,000	VERISIGN INC 3.25 CV 15AUG37	米ドル	126,194,248	145,696,373	0.14
700,000	VIRGIN MEDIA 5.75 15JAN25 144a	米ドル	82,816,951	85,564,862	0.08
2,000,000	VISHAY INTERT 2.25 CV 15MAY41 144A	米ドル	160,531,574	199,925,656	0.20
3,620,000	VNESHECONOMBANK 6.8 22NOV25 REGS	米ドル	341,546,409	295,645,607	0.29
1,000,000	VOLCANO CORP 1.75 CV 01DEC17	米ドル	93,543,125	117,101,414	0.12
4,245,000	VPI ESCROW CORP 6.375 15OCT20 144A	米ドル	425,290,997	527,454,802	0.52
1,000,000	VULCAN MATERIALS 7 15JUN18	米ドル	76,966,936	130,929,973	0.13
855,000	WAVE HOLDCO LLC 8.25 15JUL19 144A	米ドル	88,202,018	101,898,542	0.10
1,500,000	WEB.COM GROUP INC 1 CV 15AUG18	米ドル	142,142,919	155,019,617	0.15
2,000,000	WEBMD HEALTH 2.5 CV 31JAN18	米ドル	214,838,419	234,349,941	0.23
1,840,000	WEEKLEY HOMES LLC 6 01FEB23	米ドル	172,290,322	205,748,734	0.20
1,000,000	WELLPOINT INC CV 2.75 15OCT42	米ドル	80,252,699	218,094,029	0.22
4,270,000	WELLTEC A/S 8 01FEB19 144A	米ドル	324,656,643	453,524,416	0.45

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2015年1月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A . 債券（続き）			日本円	日本円	%
2,200,000	WEST CORP 5.375 15JUL22 144A	米ドル	224,906,271	249,876,036	0.25
1,360,000	WEYERHAEUSER RE 5.875 15JUN24 144A	米ドル	137,014,582	154,993,012	0.15
1,940,000	WILLIAM LYON HOMES 8.5 15NOV20	米ドル	164,069,402	245,544,726	0.24
4,860,000	WIND ACQ FIN 7.375 23APR21 SER 144A	米ドル	499,632,043	557,191,820	0.55
1,665,000	WINDSTREAM CORP 7.75 15OCT20	米ドル	148,967,850	203,927,565	0.20
500,000	WORKDAY INC 0.75 CV 15JUL18	米ドル	49,704,474	68,848,570	0.07
1,500,000	WRIGHT MEDICAL GP 2 CV 15AUG17	米ドル	129,014,018	203,235,684	0.20
1,500,000	XILINX INC 2.625 CV 15JUN17	米ドル	255,433,606	246,597,043	0.24
520,000	XPO LOGISTICS 7.875 01SEP19 144A	米ドル	53,284,421	63,673,177	0.06
2,750,000	YAHOO INC 0 CV 01DEC18	米ドル	282,272,746	348,325,219	0.34
2,840,000	ZACHRY HLDGS INC 7.5 01FEB20 144A	米ドル	269,339,733	334,588,494	0.33
債券合計			76,269,474,396	94,680,598,358	93.38
B . 中期債券			日本円	日本円	%
4,030,000	EURASIAN DVPT BK 4.767 20SEP22 REGS	米ドル	331,932,104	395,797,977	0.39
740,000	GAZ CAPITAL SA 6.51 07MAR22 REGS	米ドル	59,401,183	75,154,572	0.07
1,540,000	GAZPROM NEFT OAO VIA 6 27NOV23 REGS	米ドル	160,753,502	139,416,903	0.14
2,610,000	RSHB CAPITAL 7.75 29MAY18 RegS	米ドル	278,206,724	268,488,558	0.26
2,025,000	SLM CORP 8 25MAR20 SER MTN	米ドル	176,171,797	267,902,260	0.26
2,135,000	TRANSNET LTD 4 26JUL22 REGS	米ドル	191,146,312	247,635,281	0.24
935,000	TURKIYE VAKIFLAR BK 5 31OCT18 REGS	米ドル	96,339,598	113,097,925	0.11
中期債券合計			1,293,951,220	1,507,493,476	1.47
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			77,563,425,616	96,188,091,834	94.85
投資有価証券合計			77,563,425,616	96,188,091,834	94.85

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国	通信	12.19
	医療およびヘルスケア・サービス	8.27
	エネルギー・公益事業	6.19
	ソフトウェア会社	6.03
	各種サービス	4.76
	持株および金融会社	4.59
	石油	3.62
	電気工学・電子	2.87
	不動産会社	2.34
	建設資材・貿易	2.27
	銀行およびその他の金融機関	1.79
	小売・百貨店	1.68
	包装業	1.38
	石炭採掘・鉄鋼業	1.33
	医薬品・化粧品	1.28
	自動車	1.03
	化学品	0.99
	各種消費財	0.86
	ホテル・レストラン	0.84
	運輸	0.63
	食料・農業	0.37
	航空宇宙産業	0.32
	機械・装置製造	0.32
	保険	0.23
	製紙・林産物	0.22
	ゴム・タイヤ	0.22
	貴金属・宝石	0.21
	各種貿易会社	0.16
	繊維・衣料	0.16
	食品・ノンアルコール飲料	0.10
	中央政府 - 債券	0.01
		67.26

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	通信	1.92
	医薬品・化粧品	0.88
	化学品	0.45
	包装業	0.44
	建設資材・貿易	0.37
	石炭採掘・鉄鋼業	0.34
	航空宇宙産業	0.29
	自動車	0.28
	銀行およびその他の金融機関	0.26
	石油	0.21
	持株および金融会社	0.20
	エネルギー・公益事業	0.05
		5.69
メキシコ		
	エネルギー・公益事業	0.88
	石油	0.57
	中央政府 - 債券	0.15
	自動車	0.10
		1.70
トルコ		
	銀行およびその他の金融機関	0.87
	中央政府 - 債券	0.67
	通信	0.10
		1.64
イギリス		
	銀行およびその他の金融機関	0.69
	各種サービス	0.42
	通信	0.39
	化学品	0.11
		1.61
インドネシア		
	石油	0.52
	中央政府 - 債券	0.43
	エネルギー・公益事業	0.38
		1.33
オランダ		
	各種消費財	0.43
	医薬品・化粧品	0.39
	運輸	0.11
	電気工学・電子	0.07
	エネルギー・公益事業	0.02
		1.02

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
カザフスタン		
	国際機関	0.39
	食品・ノンアルコール飲料	0.27
	銀行およびその他の金融機関	0.09
	中央政府 - 債券	0.09
	エネルギー・公益事業	0.06
		0.90
バーミューダ諸島		
	通信	0.68
	医薬品・化粧品	0.09
	その他の金融機関	0.08
		0.85
カナダ		
	建設資材・貿易	0.54
	電気工学・電子	0.14
	各種サービス	0.09
	医薬品・化粧品	0.06
		0.83
ブラジル		
	銀行およびその他の金融機関	0.39
	政府機関	0.17
	食品・ノンアルコール飲料	0.10
	通信	0.09
		0.75
フィリピン		
	中央政府 - 債券	0.54
	政府機関	0.21
		0.75
チリ		
	石油	0.53
	通信	0.10
	小売・百貨店	0.06
	運輸	0.05
		0.74
マーシャル諸島		
	運輸	0.73
		0.73
ケイマン諸島		
	地方政府	0.34
	通信	0.25
	建設資材・貿易	0.09
		0.68

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
コロンビア		
	中央政府 - 債券	0.36
	石油	0.22
		0.58
オーストラリア		
	石炭採掘・鉄鋼業	0.36
	石油	0.16
		0.52
ハンガリー		
	銀行およびその他の金融機関	0.39
	中央政府 - 債券	0.11
		0.50
アイルランド		
	銀行およびその他の金融機関	0.29
	包装業	0.21
		0.50
ペルー		
	銀行およびその他の金融機関	0.21
	持株および金融会社	0.18
	エネルギー・公益事業	0.08
		0.47
デンマーク		
	事務用品・コンピューター	0.45
		0.45
フランス		
	通信	0.41
		0.41
ヴァージン諸島		
	各種サービス	0.23
	持株および金融会社	0.17
		0.40
スペイン		
	エネルギー・公益事業	0.37
		0.37
南アフリカ		
	運輸	0.24
	中央政府 - 債券	0.12
		0.36

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
パナマ		
	中央政府 - 債券	0.32
		0.32
ルーマニア		
	中央政府 - 債券	0.31
		0.31
ウルグアイ		
	中央政府 - 債券	0.31
		0.31
モロッコ		
	中央政府 - 債券	0.22
	化学品	0.06
		0.28
ドイツ		
	通信	0.25
		0.25
ドミニカ共和国		
	中央政府 - 債券	0.22
		0.22
コートジボワール		
	中央政府 - 債券	0.20
		0.20
スリランカ		
	銀行およびその他の金融機関	0.14
	中央政府 - 債券	0.05
		0.19
クロアチア		
	中央政府 - 債券	0.19
		0.19
ベトナム		
	中央政府 - 債券	0.19
		0.19
コスタリカ		
	エネルギー・公益事業	0.08
	銀行およびその他の金融機関	0.05
	中央政府 - 債券	0.05
		0.18

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
インド		
	銀行およびその他の金融機関	0.10
	石油	0.07
		0.17
ロシア	中央政府 - 債券	0.17
		0.17
ケニア	中央政府 - 債券	0.11
		0.11
ポーランド	中央政府 - 債券	0.10
		0.10
オーストリア	製紙・林産物	0.08
		0.08
韓国	銀行およびその他の金融機関	0.08
		0.08
セルビア	中央政府 - 債券	0.08
		0.08
エルサルバドル	中央政府 - 債券	0.07
		0.07
モーリシャス	通信	0.07
		0.07
トリニダード・トバゴ	石油	0.06
		0.06
グアテマラ	中央政府 - 債券	0.05
		0.05

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ナミビア		
	中央政府 - 債券	0.05
		0.05
パラグアイ		
	中央政府 - 債券	0.05
		0.05
ジョージア		
	中央政府 - 債券	0.03
		0.03
投資有価証券合計		94.85

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at January 31, 2015

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund
Monthly Distribution Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		77,563,425,616
At market value	2.2	96,188,091,834
Cash at bank		4,206,234,782
Interest receivable on bonds	2.7	1,427,649,000
Receivable on investments sold		381,985,612
Receivable on subscriptions		165,496,690
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6,10	139,298,703
Total assets		102,508,756,621
Liabilities		
Payable on redemptions		391,733,063
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.6,10	274,016,139
Payable on investments purchased		232,761,064
Manager fees payable	3	71,600,859
Marketing fees payable	3	53,531,673
Distributor fees payable	6	37,821,512
Agent Company fees payable	7	8,462,037
Unrealised depreciation on future contracts	2.8,11	7,524,795
Printing and publishing expenses payable		5,105,313
Administrator fees payable	4	5,077,965
Custodian fees payable	5	3,384,128
Professional expenses payable		1,454,253
Legal expenses payable		1,200,921
Trustee fees payable	8	220,669
Bank overdraft		39,631
Other liabilities		250,418
Total liabilities		1,094,184,440
Total net assets		101,414,572,181
Net assets		
Yen Non-Hedged Class A Units		231,136,957
Yen Non-Hedged Class B Units		12,600,072,143
Yen Hedged Class A Units		955,803,863
Yen Hedged Class B Units		87,627,559,218
Number of units outstanding		
Yen Non-Hedged Class A Units		207,442,545
Yen Non-Hedged Class B Units		11,705,868,721
Yen Hedged Class A Units		1,105,500,000
Yen Hedged Class B Units		104,291,997,786
Net asset value per unit		
Yen Non-Hedged Class A Units		1.1142
Yen Non-Hedged Class B Units		1.0764
Yen Hedged Class A Units		0.8646
Yen Hedged Class B Units		0.8402

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2015

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Monthly Distribution Type

	Notes	JPY
Income		
Interest on bonds	2.7	6,384,702,583
Dividend income		37,958,704
Other income		51,010,484
Total income		6,473,671,771
Expenses		
Manager fees	3	937,053,357
Marketing fees	3	702,403,804
Distributor fees	6	500,999,179
Agent Company fees	7	111,187,973
Administrator fees	4	66,722,808
Custodian fees	5	44,465,838
Safekeeping fees		13,016,715
Printing and publishing expenses		8,072,717
Professional expenses		3,735,588
Transactions fees		3,726,615
Legal expenses		2,862,707
Trustee fees	8	825,084
Other expenses		572,257
Total expenses		2,395,644,642
Net investment gain		4,078,027,129

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund
Monthly Distribution Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment gain		4,078,027,129
Net realised		
Gain on investments		13,694,684,550
Gain on foreign exchange		529,245,032
Loss on future contracts		(5,405,548)
Loss on forward foreign exchange contracts		(12,354,764,898)
Net realised gain for the year		5,941,786,265
Net change in unrealised		
Depreciation on future contracts		(7,053,246)
Depreciation on investments		(835,307,556)
Depreciation on forward foreign exchange contracts		(1,821,819,787)
Net increase in net assets as result of operations		3,277,605,676
Movement in capital		
Subscription of units		21,377,367,014
Redemptions of units		(32,855,210,022)
Net movement in capital		(11,477,843,008)
Distribution	12	(9,000,548,663)
Net assets at the beginning of the year		118,615,358,176
Net assets at the end of the year		101,414,572,181

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED			
-------------------------	-----------	--	--	--

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type			
Class A Units		Class B Units	
Yen Non-Hedged	Yen Hedged	Yen Non-Hedged	Yen Hedged

Number of units outstanding at the end of the year:				
January 31, 2013	278,242,083	3,042,496,821	10,394,355,988	122,778,663,262
January 31, 2014	146,300,735	1,459,500,000	9,728,525,827	119,399,002,807
number of units issued	252,189,731	285,000,000	5,026,885,382	17,757,214,533
number of units redeemed	(191,047,921)	(639,000,000)	(3,049,542,488)	(32,864,219,554)
January 31, 2015	207,442,545	1,105,500,000	11,705,868,721	104,291,997,786
Total net assets at the end of the year:				
	JPY	JPY	JPY	JPY
January 31, 2013	261,353,934	2,968,972,874	9,557,167,467	117,733,319,477
January 31, 2014	148,964,294	1,345,824,987	9,632,060,990	107,488,507,905
January 31, 2015	231,136,957	955,803,863	12,600,072,143	87,627,559,218
Net assets per unit at the end of the year:				
	JPY	JPY	JPY	JPY
January 31, 2013	0.9393	0.9758	0.9195	0.9589
January 31, 2014	1.0182	0.9221	0.9901	0.9002
January 31, 2015	1.1142	0.8646	1.0764	0.8402

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type**Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (formerly known as Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)) (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and supplemental trust deeds dated June 22, 2009 and October 3, 2014, all between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Yen Hedged Class A Units, Yen Non-Hedged Class A Units, Yen Hedged Class B Units and Yen Non-Hedged Class B Units are available for issue. Class A Units are subject to an initial charge of up to 3 % (excluding applicable tax, if any) of the purchase price. Class B Units are subject to a contingent deferred sales charge instead of an initial charge.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income and steady growth in capital by controlling risk through investment in three different asset classes: high yield bonds, emerging market debts and convertible bonds. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. (“NGW”) to advise it on the allocation of the Series Trust's assets between the three different asset classes. The allocation is determined by the Investment Manager after considering NGW's advice and may be altered from time to time by the Investment Manager in accordance with changes in market conditions.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

2.3 - Valuation of Credit Default Swaps

Credit Default Swaps are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the credit default swap and its liquidity on the secondary market.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.4 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.7 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.8 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

Note 3 - Manager fees and marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rates defined in the table below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears:

Net asset value (JPY Billion)	% per annum of the net asset value
For the part of 30 or less	0.87%
For the part of over 30 and 50 or less	0.84%
For the part of over 50 and 100 or less	0.82%
For the part of over 100	0.79%

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64 % per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Note 3 - Manager fees and marketing fees (continued)

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees, as per the below scale.

Net asset value (JPY Billion)	% per annum of the net asset value
For the part of 30 or less	0.85%
For the part of over 30 and 50 or less	0.82%
For the part of over 50 and 100 or less	0.80%
For the part of over 100	0.77%

The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager (SMAM), the Sub-Investment Manager (MCM) and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rates defined by the tables below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears:

(a) In respect of Class A Units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class A Units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class A Units
For the part of 30 or less	0.62%
For the part of over 30 and 50 or less	0.65%
For the part of over 50 and 100 or less	0.67%
For the part of over 100	0.70%

(b) In respect of Class B Units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class B Units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class B Units
For the part of 30 or less	0.42%
For the part of over 30 and 50 or less	0.45%
For the part of over 50 and 100 or less	0.47%
For the part of over 100	0.50%

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type**Note 7 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class A Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					JPY
USD	8,074,787	JPY	946,106,643	23/04/15	(3,458,468)
Total unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class A Units					(3,458,468)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class B Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	116,424,114	USD	990,847	23/04/15	95,789
JPY	165,573,310	USD	1,422,872	23/04/15	1,751,206
JPY	267,437,201	USD	2,266,198	23/04/15	(940,689)
JPY	132,004,344	USD	1,121,421	23/04/15	(129,385)
JPY	112,832,760	USD	958,544	23/04/15	(111,571)
JPY	153,985,485	USD	1,303,068	23/04/15	(749,506)
JPY	142,727,478	USD	1,210,262	23/04/15	(405,119)
JPY	40,408,427	USD	343,261	23/04/15	(42,202)
USD	126,336,110	JPY	15,000,000,000	20/03/15	137,386,864
USD	2,144,767	JPY	249,866,838	23/04/15	(2,349,837)
USD	620,654,984	JPY	72,720,903,123	23/04/15	(265,829,350)
USD	27,578	JPY	3,259,620	23/04/15	16,508
USD	64,561	JPY	7,598,956	23/04/15	6,807
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class B Units					(131,300,485)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at January 31, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	335,901	JPY	39,571,727	04/02/15	41,529
JPY	18,919	USD	161	04/02/15	(12)
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio					41,517

Note 11 - Futures contracts

As at January 31, 2015, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts (sold)	Commitment	Unrealised (depreciation)
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	March 2015	(62)	949,948,449	(7,524,795)
Total commitment and unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				949,948,449	(7,524,795)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Note 12 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending January 31, 2015 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Hedged Class A Units			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014
60 JPY	30/05/2014	2/06/2014	5/06/2014
60 JPY	30/06/2014	1/07/2014	7/07/2014
60 JPY	31/07/2014	1/08/2014	6/08/2014
60 JPY	29/08/2014	2/09/2014	5/09/2014
60 JPY	30/09/2014	1/10/2014	6/10/2014
60 JPY	31/10/2014	4/11/2014	7/11/2014
60 JPY	28/11/2014	1/12/2014	4/12/2014
60 JPY	30/12/2014	5/01/2015	8/01/2015
Yen Non-Hedged Class A Units			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014
60 JPY	30/05/2014	2/06/2014	5/06/2014
60 JPY	30/06/2014	1/07/2014	7/07/2014
60 JPY	31/07/2014	1/08/2014	6/08/2014
60 JPY	29/08/2014	2/09/2014	5/09/2014
60 JPY	30/09/2014	1/10/2014	6/10/2014
60 JPY	31/10/2014	4/11/2014	7/11/2014
60 JPY	28/11/2014	1/12/2014	4/12/2014
60 JPY	30/12/2014	5/01/2015	8/01/2015
Yen Hedged Class B Units			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014
60 JPY	30/05/2014	2/06/2014	5/06/2014
60 JPY	30/06/2014	1/07/2014	7/07/2014
60 JPY	31/07/2014	1/08/2014	6/08/2014
60 JPY	29/08/2014	2/09/2014	5/09/2014
60 JPY	30/09/2014	1/10/2014	6/10/2014
60 JPY	31/10/2014	4/11/2014	7/11/2014
60 JPY	28/11/2014	1/12/2014	4/12/2014
60 JPY	30/12/2014	5/01/2015	8/01/2015

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type**Note 12 - Distribution (continued)**

Distributions made by the Series Trust during the year ending January 31, 2015 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Non-Hedged Class B Units			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014
60 JPY	30/05/2014	2/06/2014	5/06/2014
60 JPY	30/06/2014	1/07/2014	7/07/2014
60 JPY	31/07/2014	1/08/2014	6/08/2014
60 JPY	29/08/2014	2/09/2014	5/09/2014
60 JPY	30/09/2014	1/10/2014	6/10/2014
60 JPY	31/10/2014	4/11/2014	7/11/2014
60 JPY	28/11/2014	1/12/2014	4/12/2014
60 JPY	30/12/2014	5/01/2015	8/01/2015

Note 13 - Exchange rates

The exchange rate against JPY used at the end of the year is as follows:

Currency	Exchange rate
USD	117.6899

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2015)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Note 14 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after January 31, 2015 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Hedged Class A Units			
60 JPY	30/01/2015	02/02/2015	05/02/2015
60 JPY	27/02/2015	02/03/2015	05/03/2015
60 JPY	31/03/2015	01/04/2015	08/04/2015
60 JPY	30/04/2015	07/05/2015	12/05/2015
Yen Non-Hedged Class A Units			
60 JPY	30/01/2015	02/02/2015	05/02/2015
60 JPY	27/02/2015	02/03/2015	05/03/2015
60 JPY	31/03/2015	01/04/2015	08/04/2015
60 JPY	30/04/2015	07/05/2015	12/05/2015
Yen Hedged Class B Units			
60 JPY	30/01/2015	02/02/2015	05/02/2015
60 JPY	27/02/2015	02/03/2015	05/03/2015
60 JPY	31/03/2015	01/04/2015	08/04/2015
60 JPY	30/04/2015	07/05/2015	12/05/2015
Yen Non-Hedged Class B Units			
60 JPY	30/01/2015	02/02/2015	05/02/2015
60 JPY	27/02/2015	02/03/2015	05/03/2015
60 JPY	31/03/2015	01/04/2015	08/04/2015
60 JPY	30/04/2015	07/05/2015	12/05/2015

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			JPY	JPY	%
2,180,000	ABC SUPPLY INC 5.625 15APR21 144A	USD	212,490,806	260,179,658	0.26
3,160,000	ABENGOA FIN 8.875 01NOV17 SER 144A	USD	316,172,587	380,004,042	0.37
1,500,000	ACORDA THERAPEUTICS 1.75 CV 15JUN21	USD	152,094,560	206,987,048	0.20
3,110,000	ADS WASTE HLDGS 8.25 01OCT20	USD	251,508,947	371,041,967	0.37
690,000	AECOM TECHNOLOGY 5.75 15OCT22 144A	USD	76,709,103	84,862,387	0.08
4,195,000	AES CORP 7.375 01JUL21	USD	338,525,038	550,467,739	0.54
1,280,000	AHERN RENTALS INC 9.5 15JUN18 144A	USD	134,773,273	154,660,223	0.15
625,000	AIRCASTLE LTD 5.5 15FEB22	USD	74,215,565	76,521,361	0.08
1,250,000	AKAMAI TECHNOLOGI 0 CV 15FEB19 144A	USD	126,887,856	149,502,905	0.15
3,850,000	ALBEA BEAUTY HLDG 8.375 1NOV19 144A	USD	306,759,660	474,875,000	0.47
2,735,000	ALCATEL LUCENT US 6.45 15MAR29	USD	266,658,928	311,305,065	0.31
1,415,000	ALCATEL LUCENT US 6.75 15NOV20 144A	USD	140,334,397	173,354,938	0.17
750,000	ALERE INC 3.0 CV 15MAY16	USD	62,445,792	95,770,126	0.09
2,250,000	ALGECO SCOTSMAN 10.75 15OCT19 144A	USD	201,557,734	204,501,438	0.20
1,910,000	ALGECO SCOTSMAN 8.5 15OCT18 144A	USD	152,581,255	220,840,369	0.22
670,000	ALLEGION US HLDG CO 5.75 01OCT21	USD	66,065,336	83,131,518	0.08
1,000,000	ALLSCRIPTS HTHC 1.25 CV 1JUL20	USD	98,394,832	116,365,853	0.11
1,465,000	ALLY FINANCIAL INC 7.5 15SEP20 WI	USD	123,710,950	205,140,141	0.20
2,495,000	ALTICE SA 7.75 15MAY22 144A	USD	266,776,827	302,703,404	0.30
1,000,000	AMAG PHARMACEUTICALS 2.5 CV 15FEB19	USD	105,179,394	205,442,369	0.20
1,000,000	AMC NETWORKS INC 7.75 15JUL21	USD	91,690,066	127,399,277	0.13
1,655,000	AMERICAN CAPTL LTD 6.5 15SEP18 144A	USD	165,021,105	203,505,255	0.20
1,325,000	AMKOR TECHNOLOGY 6.375 01OCT22	USD	142,032,208	155,545,167	0.15
245,000	AMKOR TECHNOLOGY 6.625 01JUN21	USD	26,267,197	29,307,644	0.03
2,670,000	ANNA MERGER SUB 7.75 01OCT22 144A	USD	287,033,115	318,874,714	0.31
2,450,000	ANTERO RES CORP 5.125 01DEC22 144A	USD	257,320,133	276,165,003	0.27
1,000,000	AOL INC 0.75 CV 01SEP19 SER 144A	USD	112,846,405	122,912,351	0.12
1,000,000	APOLLO INVESTM CORP 5.75 CV 15JAN16	USD	107,732,696	120,117,217	0.12
1,460,000	ARCELORMITTAL FRN 01JUN19	USD	134,133,879	206,147,451	0.20
1,135,000	ARCELORMITTAL FRN 25FEB22	USD	96,000,185	142,640,328	0.14
3,194,162	ARDAGH FINANCE 8.625 15JUN19 144A	USD	333,240,133	374,680,330	0.37
1,825,000	ARDAGH PKG FIN 6.75 31JAN21 144A	USD	188,266,925	212,451,233	0.21
2,035,000	ARES CAPITAL 5.75 CV 01FEB16	USD	171,125,172	246,085,092	0.24
990,000	ASHTREAD CAP INC 5.625 01OCT24 144A	USD	105,578,548	121,581,862	0.12
2,015,000	ASHTREAD CAP INC 6.5 15JUL22 144A	USD	166,166,555	256,875,784	0.25
2,545,000	ASHTON WOODS USA 6.875 15FEB21 144A	USD	250,982,546	282,175,460	0.28
500,000	ATWOOD OCEANICS INC 6.5 1FEB20	USD	54,252,281	53,548,888	0.05
1,000,000	AUXILIUM PHARMA 1.5 CV 15JUL18	USD	102,830,750	183,743,300	0.18
405,000	BANCO COSTA RICA 6.25 01NOV23 REGS	USD	42,444,605	47,795,234	0.05
1,410,000	BANCO NAC DESEN 5.75 26SEP23 REGS	USD	175,351,322	174,433,001	0.17
825,000	BANK OF BARODA 4.875 23JUL19 REGS	USD	91,100,721	105,263,930	0.10
1,215,000	BANK OF CEYLON 5.325 16APR18	USD	127,594,160	142,598,095	0.14

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
2,090,000	BEAZER HOMES USA 5.75 15JUN19	USD	217,161,192	235,041,320	0.23
580,000	BEVERAGE PACKAG 5.625 15DEC16 144A	USD	57,811,486	67,231,918	0.07
1,500,000	BIOMARIN PHARMA 0.75 CV 15OCT18	USD	154,725,459	223,206,182	0.22
1,000,000	BLACKSTONE MTGE TR CV 5.25 01DEC18	USD	113,623,231	123,574,357	0.12
1,000,000	BLUCORA INC CV 4.25 01APR19	USD	101,513,557	110,187,135	0.11
3,930,000	BONANZA CREEK ENERGY 6.75 15APR21	USD	408,571,627	416,911,491	0.41
1,000,000	BOTTOMLINE TECH 1.5 CV 01DEC17	USD	114,194,214	122,323,902	0.12
775,000	BOYD GAMING CORP 9 01JUL20	USD	96,978,433	95,356,126	0.09
840,000	BRASIL TELECOM 5.75 10FEB22 REGS	USD	90,405,821	88,173,072	0.09
2,940,000	BRAZIL MINAS SPE 5.333 15FEB28 REGS	USD	326,326,154	345,355,283	0.34
785,000	BRF SA 5.875 06JUN22 REGS	USD	86,769,390	99,959,098	0.10
2,000,000	BROADSOFT INC 1.5 CV 01JUL18	USD	182,023,396	243,176,681	0.24
1,565,000	BROOKFIELD RESID 6.5 15DEC20 144A	USD	132,277,840	190,414,683	0.19
4,370,000	BWAY HOLDING CO 9.125 15AUG21 144A	USD	444,142,425	517,717,632	0.51
3,720,000	CAIXA ECONOMICA FED 3.5 7NOV22 REGS	USD	343,114,475	393,038,411	0.39
3,125,000	CALCIPAR SA 6.875 01MAY18 SER 144A	USD	248,491,431	373,089,742	0.37
1,020,000	CALIFORNIA RES CRP 5.5 15SEP21 144A	USD	99,427,042	99,806,220	0.10
2,085,000	CALPINE CORP 6 15JAN22 SER 144A	USD	225,096,524	262,898,831	0.26
2,142,000	CALPINE CORP 7.875 15JAN23 SER144A	USD	203,187,526	283,311,984	0.28
3,420,000	CAPSUGEL SA 7 15MAY19 144A	USD	344,566,048	411,156,693	0.41
1,500,000	CARDTRONICS INC 1 CV 01DEC20	USD	153,079,967	167,046,050	0.16
1,000,000	CARRIAGE SERV 2.75 CV 15MAR21 144A	USD	106,696,130	134,240,001	0.13
2,775,000	CARRIZO OIL AND GAS INC 7.5 15SEP20	USD	284,487,796	320,498,155	0.32
2,110,000	CCO HLDG LLC CAP CORP 7.375 01JUN20	USD	167,413,690	265,487,644	0.26
720,000	CCO HLDGS LLC CAP CORP 5.75 01SEP23	USD	74,132,781	86,649,548	0.09
1,500,000	CCO HOLDINGS LLC 6.625 31JAN22	USD	159,747,442	187,801,953	0.19
2,710,000	CDW LLC CDW FINANCE 6 15AUG22	USD	294,675,115	336,461,431	0.33
1,820,000	CENTURYLINK INC 5.625 01APR20 V	USD	184,942,255	225,786,316	0.22
1,910,000	CENTURYLINK INC 6.75 01DEC23 SER W	USD	199,526,087	252,739,758	0.25
1,250,000	CEPHEID INC 1.25 CV 01FEB21	USD	130,387,804	158,145,754	0.16
1,790,000	CEQUEL COM HLDG 6.375 15SEP20 144A	USD	144,951,728	220,395,045	0.22
865,000	CERIDIAN HCM HLDG 11 15MAR21 144A	USD	83,403,293	109,505,069	0.11
2,000,000	CHESAPEAKE ENERGY 2.75 CV 15NOV35	USD	154,528,705	235,232,615	0.23
860,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.125 15FEB21	USD	98,170,902	107,761,478	0.11
2,535,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.625 15AUG20	USD	206,420,218	322,769,511	0.32
835,000	CHINA CINDA FINANCE 4 14MAY19 REGS	USD	85,813,095	99,218,075	0.10
2,655,000	CHS COMM HEALTH 6.875 01FEB22	USD	283,693,084	334,093,651	0.33
2,500,000	CIENA CORP 0.875 CV 15JUN17	USD	174,145,597	292,753,537	0.29
1,845,000	CIT GROUP INC 5 15AUG22	USD	202,241,441	229,525,510	0.23
1,720,000	CIT GROUP INC 5.50 15FEB19 144A	USD	173,647,573	214,570,338	0.21
1,500,000	CIITRIX SYSTEMS 0.5 CV 15APR19 144A	USD	153,280,972	185,030,533	0.18
1,280,226	CLEAR CHANNEL COM 14 01FEB21	USD	125,325,357	124,704,877	0.12

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
1,160,000	CLEAR CHANNEL COMM 9 01MAR21	USD	115,154,003	132,954,606	0.13
2,700,000	CLEAR CHANNEL COMM 9 15DEC19	USD	210,406,280	311,650,468	0.31
3,225,000	CLEAR CHANNEL W 6.5 15NOV22 wi	USD	278,766,850	394,695,747	0.39
715,000	CLEAR CHANNEL W 7.625 15MAR20 SER A	USD	57,625,404	87,758,212	0.09
1,000,000	CLOVIS ONCOLOGY 2.5 CV 15SEP21 144A	USD	107,247,086	149,686,795	0.15
1,240,000	CNOOC CURTIS FDG 4.5 03OCT23 REGS	USD	122,654,612	158,788,110	0.16
440,000	COLOMBIA REP OF 5 15JUN45	USD	51,340,443	54,354,903	0.05
1,300,000	COLOMBIA REP OF 7.375 18SEP37	USD	153,847,997	207,243,377	0.20
900,000	COLOMBIA REPUBLIC OF 4 26FEB24	USD	107,680,638	109,811,457	0.11
1,500,000	COLONY FIN INC 3.875 CV 15JAN21	USD	156,222,648	185,692,538	0.18
3,870,000	COMISION FED DE 4.875 15JAN24 REGS	USD	389,721,103	480,943,659	0.47
990,000	COMISION FED ELE 4.875 26MAY21 REGS	USD	82,512,584	125,853,460	0.12
2,320,000	COMISION FED ELE 5.75 14FEB42 REGS	USD	195,603,107	296,931,527	0.29
2,795,000	COMMSCOPE HLDGS 6.625 01JUN20 144A	USD	294,846,121	332,626,017	0.33
4,610,000	COMPASS INV USIH 7.75 15JAN21 144A	USD	386,630,386	532,506,040	0.53
1,620,000	CONSOL ENERGY 5.875 15APR22	USD	171,746,721	164,305,270	0.16
1,821,000	CONSOL ENERGY FIN 6.75 15OCT19 144A	USD	196,197,803	206,981,586	0.20
2,000,000	CORNERSTONE OND 1.5 CV 01JUL18	USD	205,421,923	233,467,267	0.23
1,680,000	CORP FIN DE DESAR 4.75 08FEB22 REGS	USD	174,145,741	208,204,601	0.21
400,000	COSTA RICA REP OF 7 04APR44 REGS	USD	41,325,979	46,325,178	0.05
4,195,000	CPI INTL ACQ INC 8 15FEB18 SERIE WI	USD	346,693,548	508,288,700	0.50
3,430,000	CRESTWOOD MIDS P 6.125 01MAR22	USD	346,743,729	395,526,818	0.39
490,000	CROATIA REPUBLIC 5.5 04APR23 REGS	USD	45,687,373	61,116,293	0.06
383,000	CROATIA REPUBLIC 6 26JAN24 REGS	USD	37,617,160	49,519,228	0.05
610,000	CROATIA REPUBLIC 6.625 14JUL20 REGS	USD	52,608,412	79,376,378	0.08
2,065,000	CUMULUS MEDIA HLDGS 7.75 01MAY19	USD	166,729,381	248,408,785	0.24
1,300,000	DEALERTRACK HLD CV 1.5 15MAR17	USD	113,372,967	190,098,553	0.19
1,065,000	DENALI BORROWER 5.625 15OCT20 144A	USD	122,358,918	134,223,783	0.13
1,000,000	DEPOMED INC 2.5 CV 01SEP21	USD	130,176,008	139,536,045	0.14
1,500,000	DEVELOPERS DIVER CV 1.75 15NOV40	USD	126,186,130	237,328,966	0.23
2,580,000	DIAMONDBACK ENERGY 7.625 01OCT21	USD	286,600,441	311,781,648	0.31
585,000	DIANJIAN HAIXING FRN PERP	USD	62,732,565	69,683,015	0.07
810,000	DIGICEL GROUP 7.125 01APR22 144A	USD	82,304,177	86,864,356	0.09
5,205,000	DIGICEL GROUP LTD 8.25 30SEP20 144A	USD	449,661,832	598,038,095	0.59
1,000,000	DISH DBS CORP 4.25 01APR18	USD	95,236,452	119,749,436	0.12
1,241,000	DISH DBS CORP 5.875 15NOV24 144A	USD	142,026,230	151,020,971	0.15
2,230,000	DISH DBS CORP 6.75 01JUN21	USD	192,198,766	284,727,903	0.28
1,290,000	DOMINICAN REP OF 5.875 18APR24 REGS	USD	135,739,416	160,769,405	0.16
490,000	DOMINICAN REP OF 6.85 27JAN45 144A	USD	57,856,765	59,976,484	0.06
2,035,000	DRIVETIME AUTO GP 8 01JUN21	USD	206,664,283	226,686,162	0.22
965,000	DVPT BK OF KAZAK 4.125 10DEC22 REGS	USD	78,371,896	93,086,991	0.09
790,000	DYNEGY FIN I/II 6.75 1NOV19 144A	USD	85,383,118	95,630,172	0.09

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
1,480,000	DYNEGY FIN I/II 7.375 01NOV22 144A	USD	160,854,159	180,323,666	0.18
360,000	DYNEGY FIN I/II 7.625 01NOV24 144A	USD	38,908,762	44,161,125	0.04
1,080,000	ECO SERVICES OP 8.5 01NOV22 144A	USD	116,823,961	128,313,949	0.13
1,230,000	ECOPETROL SA 5.875 18SEP23	USD	133,925,311	154,254,113	0.15
1,595,000	EL FONDO MIVIVIEND 3.5 31JAN23 REGS	USD	155,994,655	183,353,768	0.18
205,000	EL SALVADOR REP 5.875 30JAN25 REGS	USD	16,776,560	24,219,719	0.02
385,000	EL SALVADOR REP 8.25 10APR32 REGS	USD	35,093,531	53,145,162	0.05
1,000,000	ELEC IMAGING 0.75 CV 01SEP19 144A	USD	113,072,089	111,511,146	0.11
1,000,000	ELECTRONIC ARTS INC 0.75 CV 15JUL16	USD	134,022,693	205,589,481	0.20
1,500,000	EMERGENT BIO 2.875 CV 15JAN21 144A	USD	163,975,910	205,001,032	0.20
810,000	EMPRESA NACIONAL 4.375 30OCT24 REGS	USD	86,783,501	95,264,728	0.09
2,545,000	EMPRESA NACIONAL 4.75 06DEC21 REGS	USD	201,581,688	310,968,086	0.31
1,020,000	EMPRESA NACIONAL 5.25 10AUG20 REGS	USD	88,960,483	128,123,680	0.13
380,000	EMPRESAS DE TRANS 4.75 04FEB24 REGS	USD	38,814,754	47,876,312	0.05
600,000	ENDO FIN LLC/FINCO 6 01FEB25 144A	USD	70,845,019	72,466,615	0.07
1,000,000	ENERNOC INC 2.25 CV 15AUG19 144A	USD	106,546,245	101,139,726	0.10
500,000	ENERSYS 3.375 CV 01JUN38	USD	47,050,032	87,678,948	0.09
1,020,000	ENPRO INDUSTRIES 5.875 15SEP22 144A	USD	108,141,432	123,057,477	0.12
870,000	ENTEL CHILE SA 4.75 01AUG26 REGS	USD	88,836,432	105,523,218	0.10
3,575,000	EPICOR SOFTWARE 8.625 01MAY19 SER WI	USD	292,222,388	441,932,318	0.44
1,000,000	EQUINIX INC 4.875 01APR20	USD	104,305,374	119,749,436	0.12
1,615,000	EXPORT CRED BK OF TURKEY 5 23SEP21	USD	172,656,641	196,058,019	0.19
700,000	EXPORT IMP BK KOREA 2.875 21JAN25	USD	82,691,695	83,761,582	0.08
2,000,000	EXTRA SPACE CV 2.375 01JUL33 144A	USD	195,553,494	288,928,616	0.28
3,105,000	FERRELLGAS LP 6.75 15JAN22	USD	315,230,412	357,076,655	0.35
685,000	FERRELLGAS PARTNERS 8.625 15JUN20	USD	74,637,466	82,096,889	0.08
1,750,000	FIFTH ST FIN 5.375 CV 01APR16	USD	141,590,276	211,106,193	0.21
2,000,000	FINISAR CORP 0.5 CV 15DEC33	USD	203,517,305	225,523,202	0.22
1,540,000	FIRST DATA CORP 10.625 15JUN21	USD	144,960,212	205,832,270	0.20
985,000	FIRST DATA CORP 11.25 15JAN21	USD	89,802,496	131,627,187	0.13
2,243,000	FIRST DATA CORP 11.75 15AUG21	USD	225,790,459	305,086,660	0.30
315,000	FIRST DATA CORP 6.75 01NOV20 144A	USD	24,520,123	39,698,398	0.04
3,495,000	FMG RES AUG06 8.25 01NOV19 144A	USD	391,799,520	369,346,958	0.36
2,000,000	FOREST CITY ENTERPR 4.25 CV 15AUG18	USD	160,662,119	287,457,493	0.28
1,000,000	FORESTAR GROUP INC CV 3.75 01MAR20	USD	93,169,945	107,833,338	0.11
2,870,000	FORUM ENERGY TECH 6.25 01OCT21	USD	289,600,113	321,546,821	0.32
460,000	FRONTIER COMM 7.125 15JAN23	USD	48,648,502	56,463,023	0.06
1,385,000	FRONTIER COMMUNICATION 6.25 15SEP21	USD	146,260,778	168,426,910	0.17
1,585,000	FRONTIER COMMUNICATION 8.75 15APR22	USD	185,581,224	212,722,088	0.21
660,000	GAS NATL DE LIMA 4.375 01APR23 REGS	USD	63,171,928	77,416,418	0.08
3,190,000	GATES GLOBAL LLC 6 15JUL22 SER 144A	USD	325,619,111	354,727,917	0.35
590,000	GENESIS ENERGY LP 5.625 15JUN24	USD	60,121,056	62,960,281	0.06

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
2,325,000	GENESIS ENERGY LP 5.75 15FEB21	USD	216,611,043	260,411,014	0.26
210,000	GEORGIA REP OF 6.875 12APR21 REGS	USD	17,294,518	27,058,681	0.03
2,350,000	GESTAMP FD LU SA 5.625 31MAY20 144A	USD	228,525,701	280,379,012	0.28
2,140,000	GIBRALTAR INDUSTR 6.25 01FEB21	USD	212,602,673	256,646,112	0.25
750,000	GILEAD SCIENCES 1.625 CV 01MAY16 D	USD	232,783,751	403,768,179	0.40
2,095,000	GLOBAL BRASS AND COPPER 9.5 01JUN19	USD	167,742,462	263,781,513	0.26
99,468	GMAC CAP TST 8.125 PFD 15FEB40 SER2	USD	262,132,637	307,526,481	0.30
1,745,000	GOODYEAR TIRE RUBBER 6.5 01MAR21	USD	182,376,414	220,643,734	0.22
2,650,000	GRAY TELEVISION INC 7.5 01OCT20	USD	225,632,378	321,578,797	0.32
1,000,000	GREENBRIER COS 3.5 CV 01APR18	USD	74,918,367	173,445,437	0.17
1,460,000	GRIFFON CORP 5.25 01MAR22	USD	149,505,323	164,074,701	0.16
390,000	GUATEMALA REP OF 5.75 06JUN22 REGS	USD	42,959,310	51,085,960	0.05
2,765,000	H AND E EQUIPMENT SV 7 01SEP22	USD	224,235,226	313,966,091	0.31
2,995,000	HALCON RESOURCES CORP 9.75 15JUL20	USD	260,974,478	234,954,765	0.23
3,685,000	HCA HOLDINGS INC 6.25 15FEB21	USD	374,458,060	471,543,267	0.46
1,110,000	HCA INC 4.75 01MAY23	USD	137,657,092	137,654,807	0.14
1,910,000	HCA INC 5 15MAR24	USD	238,043,508	241,765,176	0.24
830,000	HCA INC 5.375 01FEB25	USD	98,197,241	101,767,282	0.10
595,000	HEALTHSOUTH CORP 5.75 01NOV24	USD	71,659,736	72,516,415	0.07
1,000,000	HEALTHWAYS INC 1.5 CV 01JUL18	USD	109,044,687	142,036,954	0.14
2,000,000	HEARTWARE INTL 3.5 CV 15DEC17	USD	199,566,100	264,802,194	0.26
375,000	HEXION US FIN CORP 6.625 15APR20	USD	37,464,059	42,085,983	0.04
1,275,000	HEXION US FIN NOV SC 9 15NOV20	USD	132,811,254	103,155,619	0.10
1,495,000	HEXION US FIN NOVA SC 8.875 01FEB18	USD	140,198,977	153,379,468	0.15
2,170,000	HILLMAN GRP INC 6.375 15JUL22 144A	USD	221,800,865	248,984,452	0.25
815,000	HJ HEINZ CO 4.875 15FEB25 144A	USD	96,394,159	96,788,839	0.10
2,005,000	HOCKEY MRG SUB 2 7.875 10OCT21 144A	USD	203,968,007	236,984,493	0.23
1,500,000	HOLOGIC INC FRN CV 01MAR42 SER 2012	USD	162,986,662	211,069,415	0.21
1,250,000	HOMEAWAY INC 0.125 CV 01APR19 144A	USD	130,100,751	133,780,275	0.13
3,265,000	HUB HOLDINGS 8.125 15JUL19 SER 144A	USD	332,363,235	378,697,970	0.37
2,505,000	HUGHES SATELLITE SYST 7.625 15JUN21	USD	208,617,690	324,251,673	0.32
2,295,000	HUNGARIAN DVPT BK 6.25 21OCT20 REGS	USD	258,821,722	303,654,973	0.30
830,000	HUNGARY GOVT 5.75 22NOV23	USD	81,774,795	113,508,826	0.11
1,000,000	HURON CONSULT 1.25 CV 01OCT19 144A	USD	109,608,704	135,196,231	0.13
1,860,000	ICAHN ENTREPRISES 6 01AUG20	USD	182,252,214	230,679,479	0.23
1,150,000	ICONIX BRAND GP 2.5 CV 01JUN16	USD	94,547,112	162,496,602	0.16
1,000,000	ILLUMINA INC CV 0.25 15MAR16	USD	80,147,870	281,205,219	0.28
1,000,000	INCYTE CORP LTD 0.375 CV 15NOV18	USD	115,715,363	191,466,697	0.19
215,000	INDO ENER FIN BV 7 7MAY18 REGS	USD	22,232,743	19,985,651	0.02
420,000	INDONESIA REP 5.125 15JAN45 REGS	USD	49,723,056	53,130,794	0.05
1,295,000	INDONESIA REP 8.5 12OCT35 REGS	USD	155,625,256	223,995,654	0.22
1,005,000	INDONESIA REP OF 7.75 17JAN38 REGS	USD	132,915,137	164,531,876	0.16

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
905,000	INEOS FINANCE PLC 7.50 01MAY20 144A	USD	73,822,989	112,627,968	0.11
340,000	INEOS GROUP HLDG 5.875 15FEB19 144A	USD	38,202,838	38,024,670	0.04
3,655,000	INEOS GRP HLDG 6.125 15AUG18 144A	USD	357,234,783	415,057,961	0.41
500,000	INFINERA CORP 1.75 CV 01JUN18	USD	53,150,696	84,957,370	0.08
1,955,000	INFOR SOFTWARE 7.125 01MAY21 144A	USD	211,676,255	231,043,133	0.23
2,525,000	INFOR US INC 9.375 01APR19	USD	211,315,448	318,916,256	0.31
645,000	INSTIT COSTA ELEC 6.95 10NOV21 REGS	USD	57,839,314	79,377,529	0.08
2,250,000	INTEGRA LIFESCIENC 1.625 CV 15DEC16	USD	164,288,623	290,785,909	0.29
1,750,000	INTEL CORP 3.25 CV 01AUG39	USD	328,219,355	341,374,162	0.34
1,210,000	INTELSAT JACKSON HLDG 7.25 15OCT20	USD	100,501,374	149,667,092	0.15
6,480,000	INTELSAT LUX SA 7.75 01JUN21	USD	666,661,164	761,059,302	0.75
2,250,000	INTERDIGITAL INC 2.50 CV 15MAR16	USD	192,241,260	287,806,884	0.28
2,502,000	INTERLINE BRANDS INC 10 15NOV18	USD	204,009,202	308,564,087	0.30
3,715,000	INTL LEASE FIN 8.25 15DEC20	USD	336,540,457	536,707,640	0.53
1,000,000	INVENSENSE INC 1.75 CV 01NOV18	USD	104,661,939	115,262,510	0.11
1,750,000	ISIS PHARMA 1 CV 15NOV21 144A	USD	201,713,607	253,456,155	0.25
1,800,000	IVORY COAST 5.375 23JUL24 REGS	USD	183,719,020	201,975,437	0.20
1,000,000	IXIA 3 CV 15DEC15	USD	86,046,574	117,174,970	0.12
1,500,000	J2 GLOBAL COMM 3.25 CV 15JUN29	USD	153,253,403	188,892,231	0.19
700,000	JAZZ INVEST CV 1.875 15AUG21 144A	USD	71,183,011	95,564,169	0.09
1,500,000	JDS UNIPHASE CORP 0.625 CV 15AUG33	USD	152,834,919	185,361,536	0.18
3,310,000	JLL DELTA DUTCH NEW 7.5 1FEB22 144A	USD	350,750,908	397,156,364	0.39
2,715,000	JONES ENERGY HLDG 6.75 01APR22 144A	USD	283,415,114	260,045,291	0.26
2,870,000	JSC KAZAGRO NAT 4.625 24MAY23 REGS	USD	274,636,819	276,363,678	0.27
3,500,000	JURAS HLDG III 6.875 15FEB21 144A	USD	366,363,552	353,664,043	0.35
1,075,000	KAZAK TEMIR ZHOLY 6.95 10JUL42 REGS	USD	96,189,036	116,154,388	0.11
835,000	KAZAKHSTAN REP 3.875 14OCT24 REGS	USD	89,891,973	89,539,654	0.09
610,000	KAZMUNAYGAS NAT 6 07NOV44 SER REGS	USD	67,086,871	59,070,058	0.06
2,000,000	KB HOME 1.375 CV 01FEB19	USD	199,617,735	219,932,933	0.22
930,000	KENYA REP OF 6.875 24JUN24 REGS	USD	111,647,045	114,503,639	0.11
2,315,000	KINDRED ESCROW II 8.75 15JAN23 144A	USD	273,783,441	292,816,190	0.29
1,905,000	KINDRED HEALTHCARE 6.375 15APR22	USD	195,196,751	217,473,215	0.21
690,000	KING POWER CAPITAL 5.625 03NOV24	USD	85,487,435	86,179,224	0.08
895,000	KLX INC 5.875 01DEC22 144A	USD	105,587,654	104,563,396	0.10
2,415,000	LADDER CAP FIN 7.375 01OCT17	USD	190,892,848	291,732,983	0.29
1,500,000	LAM RESEARCH CORP 0.5 CV 15MAY16	USD	205,031,303	233,025,930	0.23
1,450,000	LAREDO PETROLEUM INC 5.625 15JAN22	USD	152,299,965	151,772,795	0.15
3,585,000	LEVEL 3 FINANCING 8.625 15JUL20 WI	USD	286,161,357	460,345,625	0.45
2,000,000	LIBERTY MEDIA 1.375 CV 15OCT23	USD	207,654,223	228,759,673	0.23
1,700,000	LIGAND PHARMA CV 0.75 15AUG19 144A	USD	175,466,165	201,698,360	0.20
1,250,000	LIMITED BRANDS LTD 8.5 15JUN19	USD	110,931,033	175,799,234	0.17
1,000,000	LINKEDIN CORP 0.5 CV 01NOV19 144A	USD	121,366,813	123,868,581	0.12

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
2,000,000	LIVE NATION ENT CV 2.5 15MAY19 144A	USD	208,795,564	248,766,950	0.25
3,869,000	LLOYDS BANKING GP FRN PERP	USD	402,299,350	465,427,911	0.46
2,510,000	LYNX II CORP 6.375 15APR23 SER 144A	USD	274,093,843	316,056,035	0.31
1,250,000	MACQUARIE INFRASTR 2.875 CV 15JUL19	USD	136,324,313	168,351,672	0.17
745,000	MAGYAR EXP IMP BK 4 30JAN20 REGS	USD	80,886,847	89,040,076	0.09
1,660,000	MARIPOSA BOR 8 15OCT21 144A	USD	164,752,614	203,498,031	0.20
1,645,000	MARIPOSA BOR 8.75 15OCT21 144A	USD	171,321,782	204,057,701	0.20
2,000,000	MEDICINES CO 1.375 CV 01JUN17	USD	238,664,602	280,984,550	0.28
1,750,000	MEDIDATA SOLUTION 1 CV 01AUG18	USD	187,741,446	223,978,522	0.22
1,835,000	MERCER INTL INC 7.75 01DEC22 144A	USD	214,089,574	222,954,146	0.22
2,500,000	MERITAGE HOMES CO 1.875 CV 15SEP32	USD	201,915,445	286,869,043	0.28
1,500,000	MERITOR INC 4 CV 15FEB27	USD	149,737,263	182,713,514	0.18
1,230,000	MEXICAN UTD STATES 3.6 30JAN25	USD	142,549,880	149,440,458	0.15
1,513,000	MGM RESORTS INTL 11.375 01MAR18	USD	131,745,737	212,295,934	0.21
757,000	MGM RESORTS INTL 6.00 15MAR23	USD	89,784,013	90,257,698	0.09
908,000	MGM RESORTS INTL 7.75 15MAR22	USD	102,258,682	118,921,818	0.12
1,595,000	MICRON TECHN INC 5.50 01FEB25 144A	USD	161,700,981	190,298,860	0.19
1,200,000	MICRON TECHNOLOGY 2.375 CV 01MAY32	USD	215,782,459	435,776,150	0.48
1,250,000	MOLINA HEALTHCARE 1.125 CV 15JAN20	USD	127,071,181	200,716,385	0.20
1,780,000	MOROCCO KINGDOM 4.25 11DEC22 REGS	USD	192,100,069	221,250,916	0.22
2,630,000	MPG HOLDCO I INC 7.375 15OCT22 144A	USD	284,250,128	324,157,725	0.32
635,000	MTN MAURITIUS 4.755 11NOV24 REGS	USD	71,656,615	75,982,825	0.07
2,505,000	MURRAY ENERGY CO 8.625 15JUN21 144A	USD	259,039,088	282,724,298	0.28
410,000	NAMIBIA GOVT OF 5.5 03NOV21 REGS	USD	30,547,703	51,887,924	0.05
1,500,000	NATIONAL HEALTH INV CV 3.25 01APR21	USD	152,665,493	197,167,300	0.19
2,565,000	NAVIOS MARIT ACQ 8.125 15NOV21 144A	USD	252,347,652	286,544,409	0.28
1,125,000	NAVIOS MARITIME 7.375 15JAN22 144A	USD	121,465,952	118,381,144	0.12
2,930,000	NAVIOS SA LOGIST 7.25 01MAY22 144A	USD	301,388,329	330,905,634	0.33
1,000,000	NAVISTAR INTL CV 4.75 15APR19 144A	USD	104,981,402	105,773,765	0.10
1,565,000	NCSG CRANE HEAVY 9.5 15AUG19 144A	USD	161,481,394	145,016,300	0.14
2,000,000	NETSUITE INC 0.25 CV 01JUN18	USD	203,318,779	262,301,284	0.26
1,000,000	NEWPARK RESOURCES 4 CV 01OCT17	USD	86,189,240	123,868,581	0.12
2,030,000	NEXSTAR BROADC 6.875 15NOV20 SER WI	USD	200,172,429	249,594,976	0.25
1,505,000	NORTEK INC 8.5 15APR21	USD	128,089,750	189,011,403	0.19
2,730,000	NORTHERN OIL GAS INC 8 01JUN20 WI	USD	218,647,204	278,934,980	0.28
1,780,000	NRG ENERGY INC 6.25 15JUL22	USD	186,784,426	216,785,471	0.21
980,000	NRG ENERGY INC 6.625 15MAR23	USD	76,714,341	120,216,512	0.12
1,710,000	NRG ENERGY INC 7.875 15MAY21	USD	192,130,252	216,579,861	0.21
1,500,000	NRG YIELD INC 3.5 CV 01FEB19 144A	USD	162,117,344	215,593,119	0.21
2,000,000	NUANCE COMMUNICATION 2.75 CV 1NOV31	USD	175,284,953	232,878,818	0.23
2,480,000	NUMERICABLE GROUP 6.25 15MAY24 144A	USD	260,025,991	303,030,837	0.30
955,000	NUMERICABLE GROUP SA 6 15MAY22 144A	USD	97,901,890	115,447,898	0.11

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
500,000	NUVASIVE INC 2.75 CV 01JUL17	USD	43,681,364	74,622,729	0.07
1,250,000	NVIDIA CORP 1 CV 01DEC18	USD	136,154,565	167,248,330	0.16
1,025,000	ODEBRECHT FIN 7.125 26JUN42 REGS	USD	94,968,654	90,136,313	0.09
440,000	OFFICE CHERIFIEN 6.875 25APR44 REGS	USD	57,597,978	59,005,583	0.06
625,000	OLEODUCTO CENTRAL SA 4 07MAY21 REGS	USD	63,663,219	71,324,765	0.07
1,300,000	OLIN CORP 5.5 15AUG22	USD	108,691,022	154,144,299	0.15
2,500,000	OMNICARE INC 3.25 CV 15DEC35	USD	190,687,354	317,394,852	0.31
2,040,000	ONEX YORK ACQ CO 8.5 01OCT22 144A	USD	218,830,825	233,995,107	0.23
610,000	ONGC VIDESH LTD 4.625 15JUL24 REGS	USD	61,910,616	75,778,509	0.07
725,000	OPEN TEXT CORP 5.625 15JAN23 144A	USD	86,090,056	87,697,617	0.09
2,000,000	PALO ALTO NETWKS 0 CV 01JUL19 144A	USD	207,294,311	310,995,465	0.31
785,000	PANAMA REP 5.625 25JUL22 SER A	USD	89,066,619	102,745,846	0.10
1,070,000	PANAMA REP 6.7 26JAN36	USD	104,610,460	170,441,111	0.17
420,000	PANAMA REPUBLIC OF 4.875 05FEB21	USD	45,339,419	52,328,797	0.05
400,000	PARAGUAY REP 4.625 25JAN23 REGS	USD	48,508,319	48,829,807	0.05
1,000,000	PDL BIOPHARMA INC 4 CV 01FEB18	USD	113,903,652	113,423,606	0.11
2,460,000	PEMEX PROJECT FUNDING 6.625 15JUN35	USD	220,832,074	333,151,630	0.33
2,915,000	PENN NATL GAMING 5.875 1NOV21	USD	287,405,050	334,378,495	0.33
2,815,000	PERTAMINA PERSERO 4.3 20MAY23 REGS	USD	272,307,041	330,799,359	0.33
530,000	PERTAMINA PERSERO 6.45 30MAY44 REGS	USD	53,824,113	68,377,909	0.07
990,000	PERTAMINA PT 6.5 27MAY41 REGS	USD	93,312,176	126,125,285	0.12
900,000	PERUSAHAAN GAS 5.125 16MAY24 REGS	USD	110,876,038	112,458,420	0.11
2,115,000	PERUSAHAAN LISTRI 5.5 22NOV21 REGS	USD	212,975,880	269,864,910	0.27
1,890,000	PETROLEOS MEXICANOS 6.5 2JUN41	USD	152,631,094	246,901,565	0.24
850,000	PETROLEUM CO TRINIDA 6 08MAY22 REGS	USD	59,385,789	62,673,670	0.06
2,560,000	PHILIPPINES REPUBLIC OF 9.5 02FEB30	USD	324,545,772	515,457,644	0.54
1,650,000	PHOTRONICS INC 3.25 CV 01APR16	USD	144,069,532	203,048,115	0.20
3,129,000	PHYSIO CONTROL 9.875 15JAN19 144A	USD	257,758,376	392,920,758	0.39
305,000	PINNACLE ENTERTAIN 6.375 01AUG21	USD	32,752,026	37,123,964	0.04
1,995,000	PINNACLE OP CORP 9 15NOV20 144A	USD	200,757,392	240,894,678	0.24
660,000	PLY GEM INDUSTRIES 6.5 01FEB22	USD	66,040,885	73,954,895	0.07
765,000	POLAND REPUBLIC 5 23MAR22	USD	58,351,733	103,639,485	0.10
1,000,000	PORTFLIO RECO ASS 3 CV 01AUG20	USD	119,424,506	121,441,228	0.12
3,090,000	POST HOLDINGS INC 7.375 15FEB22	USD	251,026,568	371,686,602	0.37
1,370,000	POWER SECT ASSTS 7.39 02DEC24 REGS	USD	158,739,728	215,997,169	0.21
1,500,000	PRICELINE GROUP 0.9 CV 15SEP21 144A	USD	161,196,191	163,846,357	0.16
1,000,000	PROOFPOINT INC 1.25 CV 15DEC18	USD	110,322,364	164,765,809	0.16
1,450,000	PROSPECT CAPITAL 5.5 CV 15AUG16	USD	127,025,898	171,290,241	0.17
1,225,000	PROSPEROUS RAY LTD 4.625 12NOV23	USD	127,852,961	155,940,562	0.15
2,520,000	PROVIDENT FDG PFG 6.75 15JUN21 144A	USD	260,919,057	284,497,927	0.28
980,000	QGOG CONSTELLATIO 6.25 09NOV19 REGS	USD	92,943,670	54,396,871	0.05
1,500,000	RADIAN GROUP INC 2.25 CV 01MAR19	USD	172,999,509	274,401,273	0.27

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
2,620,000	RCN TELECOM SER CA 8.5 15AUG20 144A	USD	258,441,312	328,359,809	0.32
2,000,000	REDWOOD TRUST INC 4.625 CV 15APR18	USD	207,278,962	228,171,224	0.22
2,910,000	RELIANCE INTERMED 9.5 15DEC19 144A	USD	241,828,448	356,908,136	0.35
3,460,000	RENAISSANCE ACQU 6.875 15AUG21 144A	USD	359,309,255	390,650,710	0.39
1,010,000	RENTECH NIT PART 6.5 15APR21 144A	USD	101,946,236	104,461,418	0.10
1,320,000	REP OF VIETNAM 4.8 19NOV24 REGS	USD	154,375,132	164,406,474	0.16
190,000	REP OF VIETNAM 6.75 29JAN20 REGS	USD	21,103,023	25,388,785	0.03
500,000	RESOURCE CAPITAL CORP 6 CV 01DEC18	USD	49,187,533	54,321,227	0.05
2,000,000	RESTORATION HARDW 0 CV 15JUN19 144A	USD	202,547,934	241,117,109	0.24
3,395,000	REX ENERGY CORP 8.875 01DEC20	USD	357,694,709	348,938,400	0.34
4,610,000	REYNOLDS GROUP 9 15APR19 SERIE WI	USD	384,786,306	559,422,502	0.55
2,600,000	REYNOLDS GROUP 9.875 15AUG19 SER WI	USD	201,437,355	325,455,760	0.32
1,170,000	RITE AID CORP 6.75 15JUN21 SERIE WI	USD	111,249,493	144,784,275	0.14
540,000	ROMANIA GOVT 4.375 22AUG23 REGS	USD	50,001,134	69,472,317	0.07
1,120,000	ROMANIA GOVT 4.875 22JAN24 REGS	USD	117,497,222	149,357,570	0.15
650,000	ROMANIA GOVT 6.75 07FEB22 REGS	USD	92,403,792	94,181,708	0.09
2,190,000	ROSE ROCK MIDSTR 5.625 15JUL22	USD	223,472,110	250,020,949	0.25
2,395,000	ROSETTA RESOURCES INC 5.625 01MAY21	USD	249,400,819	268,998,577	0.27
680,000	ROSETTA RESOURCES INC 5.875 01JUN24	USD	68,642,598	73,464,800	0.07
1,770,000	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 6 19DEC23	USD	187,017,001	233,434,206	0.23
1,700,000	ROYAL GOLD INC 2.875 CV 15JUN19	USD	158,547,603	214,202,908	0.21
2,500,000	RTI INTL METALS 1.625 CV 15OCT19	USD	248,338,476	268,296,112	0.26
2,190,000	RUSSIA 7.50 31MAR30 REGS	USD	146,214,400	169,979,682	0.17
2,505,000	RYERSON INC 9 15OCT17	USD	266,704,094	299,323,160	0.30
1,500,000	RYLAND GROUP 0.25 CV 01JUN19	USD	154,859,087	161,750,007	0.16
550,000	SACI FALABELLA 4.375 27JAN25 REGS	USD	58,790,746	64,644,435	0.06
1,500,000	SALESFORCE.COM 0.25 CV 01APR18	USD	145,364,449	198,270,642	0.20
750,000	SALIX PHARMA LT 1.5 CV 15MAR19	USD	56,256,721	186,354,544	0.18
280,000	SANCHEZ ENERGY 6.125 15JAN23 144A	USD	28,777,743	29,359,982	0.03
2,445,000	SANCHEZ ENERGY CO 7.75 15JUN21	USD	264,668,254	278,879,469	0.27
1,500,000	SANDISK CORP 0.5 CV 15OCT20	USD	185,198,210	189,995,574	0.19
710,000	SAPPI PAPIER HLD 6.625 15APR21 144A	USD	76,820,235	85,981,115	0.08
950,000	SCHAEFFLER FI BV 6.75 15NOV22 144A	USD	102,575,445	120,181,829	0.12
2,535,000	SCHAEFFLER FI BV 6.875 15AUG18 144a	USD	252,870,073	311,751,078	0.31
3,770,000	SCIENTIFIC GAMES 10 01DEC22 144a	USD	393,997,358	408,923,621	0.40
1,000,000	SEACOR HLDGS 2.5 CV 15DEC27	USD	124,538,705	122,176,790	0.12
550,000	SENSATA TECHNO 5.625 01NOV24 144A	USD	59,680,554	68,810,291	0.07
590,000	SERBIA REPUBLIC 7.25 28SEP21 REGS	USD	69,880,694	79,534,759	0.08
571,000	SERVICEMASTER CO 8 15FEB20	USD	60,769,616	71,340,892	0.07
1,139,000	SERVICEMASTER COMPANY 7 15AUG20	USD	120,282,884	139,852,128	0.14
750,000	SERVICENOW INC 0 CV 01NOV18	USD	77,310,371	106,086,379	0.10
2,025,000	SHEA HOMES LP 8.625 15MAY19 WI	USD	166,218,912	249,970,438	0.25

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
1,500,000	SHUTTERFLY INC CV 0.25 15MAY18	USD	156,907,332	169,804,407	0.17
2,925,000	SIGNODE IND GP 6.375 01MAY22 144A	USD	304,008,543	329,530,257	0.32
2,705,000	SIL II BO/SIL II 7.75 15DEC20 144A	USD	246,847,239	290,061,450	0.29
675,000	SINCLAIR TELE 6.375 01NOV21 SER WI	USD	66,767,632	82,767,950	0.08
440,000	SINCLAIR TV GRP 5.625 01AUG24 144A	USD	44,918,315	51,575,059	0.05
2,315,000	SINCLAIR TV GRP 6.125 01OCT22	USD	179,863,965	281,326,071	0.28
2,250,000	SOLARCITY CORP 2.75 CV 01NOV18	USD	295,666,176	271,753,251	0.27
1,495,000	SOPHIA HOLDING F 9.625 01DEC18 144A	USD	149,387,578	176,354,894	0.17
1,405,000	SOPHIA LP FIN INC 9.75 15JAN19 144A	USD	109,992,132	175,341,491	0.17
860,000	SOUTH AFRICA REP 5.875 16SEP25	USD	117,664,720	118,211,649	0.12
2,000,000	SPECTRANETICS CORP CV 2.625 01JUN34	USD	219,241,087	300,550,490	0.30
1,000,000	SPIRIT REALTY CAP 2.875 CV 15MAY19	USD	106,581,841	120,264,329	0.12
1,455,000	SPRINT CAPITAL CORP 6.875 15NOV28	USD	121,244,936	158,651,676	0.16
2,355,000	SPRINT CORP 7.25 15SEP21	USD	234,510,615	277,554,583	0.27
2,425,000	SPRINT CORP 7.875 15SEP23	USD	248,197,677	292,666,149	0.29
10,000	SPRINT NEXTEL 9 15NOV18 144A	USD	845,956	1,362,748	0.00
980,000	SPRINT NEXTEL CORP 11.50 15NOV21	USD	77,952,902	139,855,245	0.14
2,840,000	SPRINT NEXTEL CORP 7 15AUG20	USD	260,899,893	338,925,582	0.33
380,000	SRI LANKA REP 5.875 25JUL22 REGS	USD	47,188,200	46,869,795	0.05
2,000,000	STARWOOD PROPERTY TR 4.55 CV 1MAR18	USD	204,346,113	255,828,342	0.25
1,250,000	STARWOOD WAYPOINT 3 CV 01JUL19 144A	USD	140,566,005	136,354,741	0.13
215,000	STEEL DYNAMICS 5.125 01OCT21 144A	USD	22,562,095	25,937,549	0.03
480,000	STEEL DYNAMICS 6.375 15AUG22	USD	51,535,770	60,390,661	0.06
790,000	STEEL DYNAMICS INC 5.25 15APR23	USD	75,998,005	95,341,950	0.09
500,000	STONE ENERGY 1.75 CV 01MAR17	USD	39,520,447	51,415,759	0.05
1,560,000	STONEMOR PARTNER 7.875 01JUN21	USD	156,326,486	189,825,973	0.19
500,000	SUNEDISON INC 0.25 CV 15JAN20 144A	USD	52,503,034	55,718,795	0.05
1,000,000	SUNEDISON INC 2 CV 01OCT18 144A	USD	137,669,866	169,841,185	0.17
1,000,000	SUNPOWER CORP 0.875 CV 01JUN21 144A	USD	105,322,617	102,757,962	0.10
620,000	T MOBILE USA INC 6.5 15JAN24	USD	65,922,202	76,106,859	0.08
3,320,000	T MOBILE USA INC 6.633 28APR21	USD	337,826,628	407,890,444	0.40
2,220,000	T MOBILE USA INC 6.836 28APR23	USD	227,008,663	274,354,407	0.27
1,015,000	TARGA RES PARTNERS 6.875 01FEB21	USD	80,626,832	125,408,382	0.12
1,905,000	TARGA RESOURCES 5 15JAN18 144A	USD	224,018,706	227,483,934	0.22
3,107,000	TAYLOR MORRISON 7.75 15APR20 144A	USD	258,651,551	383,533,060	0.38
1,745,000	TC ZIRAAT BANKASI 4.25 03JUL19 REGS	USD	176,031,898	204,520,434	0.20
1,400,000	TELECOM ITALIA CAPITAL 6 30SEP34	USD	130,333,959	170,874,337	0.17
805,000	TENEDORA NEMAK SA 5.5 28FEB23 REGS	USD	85,184,173	97,326,183	0.10
735,000	TENET HEALTHCARE CO 6 01OCT20	USD	85,895,608	94,250,471	0.09
4,045,000	TENET HEALTHCARE CORP 8.125 01APR22	USD	425,430,786	540,529,125	0.53
1,500,000	TESLA MOTORS INC 1.25 CV 01MAR21	USD	149,736,937	151,819,924	0.15
2,000,000	TIVO INC 2.0 CV 01OCT21 144A	USD	214,391,093	214,931,114	0.21

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
1,900,000	T-MOBILE USA INC 6.731 28APR22	USD	204,267,851	232,585,358	0.23
1,250,000	TOLL BROS FINANCE 0.5 CV 15SEP32	USD	102,472,890	149,319,015	0.15
1,195,000	TOWNSQUARE RADIO LLC 9 01APR19 144A	USD	125,082,492	150,732,513	0.15
925,000	TPC GROUP INC 8.75 15DEC20 144A	USD	76,704,037	99,722,868	0.10
1,870,000	TRANSDIGM INC 6.5 15JUL24	USD	190,056,138	224,925,768	0.22
1,000,000	TRINITY INDUSTRIES 3.875 CV 01JUN36	USD	75,864,421	152,114,149	0.15
1,250,000	TTM TECHNOLOGIES 1.75 CV 15DEC20	USD	140,142,114	137,366,138	0.14
850,000	TURK TELEKOM AS 3.75 19JUN19 REGS	USD	86,427,069	100,867,686	0.10
300,000	TURKEY REP OF 11.875 15JAN30	USD	42,277,838	65,066,489	0.06
470,000	TURKEY REP OF 4.875 16APR43	USD	55,326,072	58,902,636	0.06
670,000	TURKEY REP OF 6 14JAN41	USD	53,696,566	95,963,138	0.09
1,562,000	TURKEY REP OF 6.875 17MAR36	USD	149,168,909	241,105,028	0.24
1,472,000	TURKEY REP OF 7.375 05FEB25	USD	188,058,539	222,930,106	0.22
3,010,000	TURKIYE EXIMBANK 5.875 24APR19 REGS	USD	272,770,023	378,957,309	0.37
1,500,000	TWITTER INC 1 CV 15SEP21 144A	USD	158,942,060	156,895,300	0.15
4,035,000	UNIT CORP 6.625 15MAY21	USD	326,090,617	449,556,650	0.44
1,000,000	UNITED CONTINENTAL 6.375 01JUN18	USD	111,286,354	125,339,705	0.12
1,250,000	UNITED RENTALS 8.375 15SEP20	USD	98,783,263	157,435,643	0.16
1,250,000	UNITED STATES STEEL 2.75 CV 01APR19	USD	162,633,884	171,569,755	0.17
1,985,000	UNITED SURGICAL PARTNER 9 01APR20 WI	USD	168,217,349	250,319,444	0.25
1,050,000	UNITYMEDIA HESSEN 5.5 15JAN23 144A	USD	108,785,623	128,985,060	0.13
1,000,000	UNITYMEDIA KABEL 6.125 15JAN25 144A	USD	108,510,098	123,992,627	0.12
1,990,000	UPCB FINANCE LTD 7.25 15NOV21 144A	USD	156,268,108	254,237,476	0.25
1,380,000	URUGUAY REPUBLIC 7.875 15JAN33	USD	160,401,957	232,666,251	0.23
490,000	URUGUAY REPUBLIC OF 7.625 21MAR36	USD	79,064,943	82,083,294	0.08
1,745,000	US COAT ACQ F D2 7.375 01MAY21 144A	USD	173,083,144	218,398,437	0.22
85,000	US T-BILL 0.00 21MAY15	USD	10,055,532	10,003,308	0.01
500,000	VALEANT PHARMA 5.5 01MAR23 144A	USD	58,797,560	60,710,492	0.06
1,500,000	VERINT SYS INC 1.5 CV 1JUN21	USD	156,152,158	188,671,563	0.19
750,000	VERISIGN INC 3.25 CV 15AUG37	USD	126,194,248	145,696,373	0.14
700,000	VIRGIN MEDIA 5.75 15JAN25 144a	USD	82,816,951	85,564,862	0.08
2,000,000	VISHAY INTERT 2.25 CV 15MAY41 144A	USD	160,531,574	199,925,656	0.20
3,620,000	VNESHECONOMBANK 6.8 22NOV25 REGS	USD	341,546,409	295,645,607	0.29
1,000,000	VOLCANO CORP 1.75 CV 01DEC17	USD	93,543,125	117,101,414	0.12
4,245,000	VPI ESCROW CORP 6.375 15OCT20 144A	USD	425,290,997	527,454,802	0.52
1,000,000	VULCAN MATERIALS 7 15JUN18	USD	76,966,936	130,929,973	0.13
855,000	WAVE HOLDCO LLC 8.25 15JUL19 144A	USD	88,202,018	101,898,542	0.10
1,500,000	WEB.COM GROUP INC 1 CV 15AUG18	USD	142,142,919	155,019,617	0.15
2,000,000	WEBMD HEALTH 2.5 CV 31JAN18	USD	214,838,419	234,349,941	0.23
1,840,000	WEEKLEY HOMES LLC 6 01FEB23	USD	172,290,322	205,748,734	0.20
1,000,000	WELLPOINT INC CV 2.75 15OCT42	USD	80,252,699	218,094,029	0.22
4,270,000	WELLTEC A/S 8 01FEB19 144A	USD	324,656,643	453,524,416	0.45

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2015 (continued)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
2,200,000	WEST CORP 5.375 15JUL22 144A	USD	224,906,271	249,876,036	0.25
1,360,000	WEYERHAEUSER RE 5.875 15JUN24 144A	USD	137,014,582	154,993,012	0.15
1,940,000	WILLIAM LYON HOMES 8.5 15NOV20	USD	164,069,402	245,544,726	0.24
4,860,000	WIND ACQ FIN 7.375 23APR21 SER 144A	USD	499,632,043	557,191,820	0.55
1,665,000	WINDSTREAM CORP 7.75 15OCT20	USD	148,967,850	203,927,565	0.20
500,000	WORKDAY INC 0.75 CV 15JUL18	USD	49,704,474	68,848,570	0.07
1,500,000	WRIGHT MEDICAL GP 2 CV 15AUG17	USD	129,014,018	203,235,684	0.20
1,500,000	XILINX INC 2.625 CV 15JUN17	USD	255,433,606	246,597,043	0.24
520,000	XPO LOGISTICS 7.875 01SEP19 144A	USD	53,284,421	63,673,177	0.06
2,750,000	YAHOO INC 0 CV 01DEC18	USD	282,272,746	348,325,219	0.34
2,840,000	ZACHRY HLDGS INC 7.5 01FEB20 144A	USD	269,339,733	334,588,494	0.33
Total bonds			76,269,474,396	94,680,598,358	93.38
B. Medium term note			JPY	JPY	%
4,030,000	EURASIAN DVPT BK 4.767 20SEP22 REGS	USD	331,932,104	395,797,977	0.39
740,000	GAZ CAPITAL SA 6.51 07MAR22 REGS	USD	59,401,183	75,154,572	0.07
1,540,000	GAZPROM NEFT OAO VIA 6 27NOV23 REGS	USD	160,753,502	139,416,903	0.14
2,610,000	RSHB CAPITAL 7.75 29MAY18 RegS	USD	278,206,724	268,488,558	0.26
2,025,000	SLM CORP 8 25MAR20 SER MTN	USD	176,171,797	267,902,260	0.26
2,135,000	TRANSNET LTD 4 26JUL22 REGS	USD	191,146,312	247,635,281	0.24
935,000	TURKIYE VAKIFLAR BK 5 31OCT18 REGS	USD	96,339,598	113,097,925	0.11
Total medium term note			1,293,951,220	1,507,493,476	1.47
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			77,563,425,616	96,188,091,834	94.85
Total investments			77,563,425,616	96,188,091,834	94.85

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Communications	12.19
	Medical & Healthcare Services	8.27
	Energy & Public Utilities	6.19
	Software Companies	6.03
	Miscellaneous Services	4.76
	Holding & Finance Companies	4.59
	Petroleum	3.62
	Electrical Engineering & Electronic	2.87
	Real Estate Companies	2.34
	Building Materials & Trade	2.27
	Banks & Other Credit Institutions	1.79
	Retail Trade & Department Stores	1.68
	Packing Industry	1.38
	Coal Mining & Steel Industry	1.33
	Pharmaceuticals & Cosmetics	1.28
	Road Vehicles	1.03
	Chemicals	0.99
	Miscellaneous Consumer Goods	0.86
	Hotels & Restaurants	0.84
	Transportation	0.63
	Food & Agriculture	0.37
	Aerospace Industry	0.32
	Machine & Apparatus Construction	0.32
	Insurance	0.23
	Paper & Forest Products	0.22
	Rubber & Tires	0.22
	Precious Metals And Stones	0.21
	Miscellaneous Trading Companies	0.16
	Textiles & Garments	0.16
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.10
	Central Government - Debt Issues	0.01
		67.26

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg		
	Communications	1.92
	Pharmaceuticals & Cosmetics	0.88
	Chemicals	0.45
	Packing Industry	0.44
	Building Materials & Trade	0.37
	Coal Mining & Steel Industry	0.34
	Aerospace Industry	0.29
	Road Vehicles	0.28
	Banks & Other Credit Institutions	0.26
	Petroleum	0.21
	Holding & Finance Companies	0.20
	Energy & Public Utilities	0.05
		5.69
Mexico		
	Energy & Public Utilities	0.88
	Petroleum	0.57
	Central Government - Debt Issues	0.15
	Road Vehicles	0.10
		1.70
Turkey		
	Banks & Other Credit Institutions	0.87
	Central Government - Debt Issues	0.67
	Communications	0.10
		1.64
United Kingdom		
	Banks & Other Credit Institutions	0.69
	Miscellaneous Services	0.42
	Communications	0.39
	Chemicals	0.11
		1.61
Indonesia		
	Petroleum	0.52
	Central Government - Debt Issues	0.43
	Energy & Public Utilities	0.38
		1.33
Netherlands		
	Miscellaneous Consumer Goods	0.43
	Pharmaceuticals & Cosmetics	0.39
	Transportation	0.11
	Electrical Engineering & Electronic	0.07
	Energy & Public Utilities	0.02
		1.02

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Kazakhstan		
	Supra-National Institution	0.39
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.27
	Banks & Other Credit Institutions	0.09
	Central Government - Debt Issues	0.09
	Energy & Public Utilities	0.06
		0.90
Bermuda		
	Communications	0.68
	Pharmaceuticals & Cosmetics	0.09
	Other Financial Institution	0.08
		0.85
Canada		
	Building Materials & Trade	0.54
	Electrical Engineering & Electronic	0.14
	Miscellaneous Services	0.09
	Pharmaceuticals & Cosmetics	0.06
		0.83
Brazil		
	Banks & Other Credit Institutions	0.39
	Government Agencies	0.17
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.10
	Communications	0.09
		0.75
Philippines		
	Central Government - Debt Issues	0.54
	Government Agencies	0.21
		0.75
Chile		
	Petroleum	0.53
	Communications	0.10
	Retail Trade & Department Stores	0.06
	Transportation	0.05
		0.74

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Marshall Islands		
	Transportation	0.73
		0.73
Cayman Islands		
	Government Regional	0.34
	Communications	0.25
	Building Materials & Trade	0.09
		0.68
Colombia		
	Central Government - Debt Issues	0.36
	Petroleum	0.22
		0.58
Australia		
	Coal Mining & Steel Industry	0.36
	Petroleum	0.16
		0.52
Hungary		
	Banks & Other Credit Institutions	0.39
	Central Government - Debt Issues	0.11
		0.50
Ireland		
	Banks & Other Credit Institutions	0.29
	Packing Industry	0.21
		0.50
Peru		
	Banks & Other Credit Institutions	0.21
	Holding & Finance Companies	0.18
	Energy & Public Utilities	0.08
		0.47
Denmark		
	Office Supplies & Computing	0.45
		0.45
France		
	Communications	0.41
		0.41

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Virgin Islands		
	Miscellaneous Services	0.23
	Holding & Finance Companies	0.17
		0.40
Spain		
	Energy & Public Utilities	0.37
		0.37
South Africa		
	Transportation	0.24
	Central Government - Debt Issues	0.12
		0.36
Panama		
	Central Government - Debt Issues	0.32
		0.32
Romania		
	Central Government - Debt Issues	0.31
		0.31
Uruguay		
	Central Government - Debt Issues	0.31
		0.31
Morocco		
	Central Government - Debt Issues	0.22
	Chemicals	0.06
		0.28
Germany		
	Communications	0.25
		0.25
Dominican Republic		
	Central Government - Debt Issues	0.22
		0.22
Cote d'Ivoire		
	Central Government - Debt Issues	0.20
		0.20

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Sri Lanka		
	Banks & Other Credit Institutions	0.14
	Central Government - Debt Issues	0.05
		0.19
Croatia		
	Central Government - Debt Issues	0.19
		0.19
Vietnam		
	Central Government - Debt Issues	0.19
		0.19
Costa Rica		
	Energy & Public Utilities	0.08
	Banks & Other Credit Institutions	0.05
	Central Government - Debt Issues	0.05
		0.18
India		
	Banks & Other Credit Institutions	0.10
	Petroleum	0.07
		0.17
Russia		
	Central Government - Debt Issues	0.17
		0.17
Kenya		
	Central Government - Debt Issues	0.11
		0.11
Poland		
	Central Government - Debt Issues	0.10
		0.10
Austria		
	Paper & Forest Products	0.08
		0.08
Republic of Korea		
	Banks & Other Credit Institutions	0.08
		0.08

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Serbia		
	Central Government - Debt Issues	0.08
		0.08
El Salvador		
	Central Government - Debt Issues	0.07
		0.07
Mauritius		
	Communications	0.07
		0.07
Trinidad and Tobago		
	Petroleum	0.06
		0.06
Guatemala		
	Central Government - Debt Issues	0.05
		0.05
Namibia		
	Central Government - Debt Issues	0.05
		0.05
Paraguay		
	Central Government - Debt Issues	0.05
		0.05
Georgia		
	Central Government - Debt Issues	0.03
		0.03
Total Investments		94.85

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

（ 2 ）【2014年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2014年 1 月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

（日本円で表示）

（円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B）

	注記	日本円
資産		
投資有価証券		
- 取得原価		91,626,057,295
- 時価評価額	2.2	111,086,031,069
未収投資有価証券売却代金		2,885,503,206
現金預金		2,588,644,343
債券にかかる未収利息	2.7	1,723,384,053
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.6,10	1,707,318,886
未収受益証券発行手取金		186,575,435
その他の資産		489,039
資産合計		120,177,946,031
負債		
未払投資有価証券購入代金		705,901,393
未払買戻支払金		615,586,143
未払管理報酬	3	83,641,255
未払販売管理報酬	3	63,013,003
未払販売報酬	6	45,290,827
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.6,10	20,216,535
未払代行協会員報酬	7	9,969,669
未払管理事務代行報酬	4	5,982,654
未払印刷および公告費		5,478,651
未払保管報酬	5	3,987,060
未払弁護士報酬		1,501,384
未払専門家費用		1,355,254
先物契約にかかる未実現評価損（訳注）	2.8,11	471,549
未払受託報酬	8	192,478
負債合計		1,562,587,855
純資産総額		118,615,358,176

純資産額

円建ヘッジなしクラスA 受益証券	148,964,294
円建ヘッジなしクラスB 受益証券	9,632,060,990
円建ヘッジありクラスA 受益証券	1,345,824,987
円建ヘッジありクラスB 受益証券	107,488,507,905

発行済受益証券口数

円建ヘッジなしクラスA 受益証券	146,300,735
円建ヘッジなしクラスB 受益証券	9,728,525,827
円建ヘッジありクラスA 受益証券	1,459,500,000
円建ヘッジありクラスB 受益証券	119,399,002,807

1口当たり純資産価格

円建ヘッジなしクラスA 受益証券	1.0182
円建ヘッジなしクラスB 受益証券	0.9901
円建ヘッジありクラスA 受益証券	0.9221
円建ヘッジありクラスB 受益証券	0.9002

（訳注：原文では「appreciation」と記載されているが、正しくは「depreciation」である旨の確認がとれているため、本文書においては正しい英文に対する訳文を記載している。）

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年1月31日終了年度

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型

（日本円で表示）

（円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B）

	注記	日本円
収益		
債券にかかる利息	2.7	8,012,647,867
受取配当金		50,148,892
預金利息	2.7	600,417
その他収益		71,629,070
収益合計		8,135,026,246
費用		
管理報酬	3	1,076,432,381
販売管理報酬	3	811,587,321
販売報酬	6	590,436,140
代行協会員報酬	7	128,827,380
管理事務代行報酬	4	77,307,795
保管報酬	5	51,519,968
保護預かり費用		15,579,144
印刷および公告費		9,636,741
設立費	2.5	3,757,216
取引手数料		3,638,870
専門家費用		3,431,654
弁護士報酬		2,477,417
受託報酬	8	797,146
その他費用		12,217,654
費用合計		2,787,646,827
投資純利益		5,347,379,419

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年1月31日終了年度（続き）日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（日本円で表示）
（円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B）

	注記	日本円
投資純利益		5,347,379,419
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券		17,984,928,709
為替先渡契約		(21,536,218,706)
外国為替		639,124,942
先物契約		(167,591)
当期実現純利益		2,435,046,773
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券		(1,629,863,894)
為替先渡契約		5,804,691,432
先物契約		(471,549)
運用による純資産の純増加		6,609,402,762
資本の変動		
受益証券発行手取額		48,613,337,152
受益証券買戻支払額		(53,249,441,065)
資本の変動、純額		(4,636,103,913)
支払分配金	12	(13,878,754,425)
期首現在純資産額		130,520,813,752
期末現在純資産額		118,615,358,176

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

(未監査)

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型
(円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B)

クラスA 受益証券		クラスB 受益証券	
円建ヘッジなし	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし	円建ヘッジあり

期末現在発行済受益証券口数：

2012年1月31日	278,242,083	2,700,496,821	7,656,417,109	98,321,367,592
2013年1月31日	278,242,083	3,042,496,821	10,394,355,988	122,778,663,262
発行口数	457,458,352	400,000,000	5,480,093,525	45,718,640,493
買戻口数	(589,399,700)	(1,982,996,821)	(6,145,923,686)	(49,098,300,948)
2014年1月31日	146,300,735	1,459,500,000	9,728,525,827	119,399,002,807

期末現在純資産総額：

日本円 日本円 日本円 日本円

2012年1月31日	220,048,245	2,638,522,756	5,965,473,589	94,921,477,022
2013年1月31日	261,353,934	2,968,972,874	9,557,167,467	117,733,319,477
2014年1月31日	148,964,294	1,345,824,987	9,632,060,990	107,488,507,905

期末現在1口当たり純資産価格：

日本円 日本円 日本円 日本円

2012年1月31日	0.7909	0.9771	0.7791	0.9654
2013年1月31日	0.9393	0.9758	0.9195	0.9589
2014年1月31日	1.0182	0.9221	0.9901	0.9002

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年 1 月31日現在

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型
(円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B)

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で2003年10月14日に締結された基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（円建ヘッジありクラスA / B、円建ヘッジなしクラスA / B）（以下「ファンド」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2009年6月22日に締結された補足信託証書に基づき設定されたトラストの個別のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

円建ヘッジありクラスA受益証券、円建ヘッジなしクラスA受益証券、円建ヘッジありクラスB受益証券および円建ヘッジなしクラスB受益証券が発行されている。クラスA受益証券は、購入価格の3%（適用ある税金（もしあれば）を除く。）を上限として申込手数料が発生する。クラスB受益証券は、申込手数料ではなく、条件付後払申込手数料が発生する。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券及び転換社債の3つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。投資運用会社は、ファンドの資産の3つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者として日興グローバルラップ株式会社（以下「NGW」という。）を任命している。配分は、NGWの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記(b)が適用される投資信託の持分を除き、かつ下記(c)の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記(c)および(e)の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、それぞれの場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引買呼値、取引売呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 クレジット・デフォルト・スワップの評価

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいている。

2.4 外貨の換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.5 設立費

設立費は、全額償却されている。

2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.7 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

注記3．管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日ごとに以下の料率で発生し、計算され、毎月後払いで支払われる管理報酬を受領する権利を有する。

純資産価額	純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.87％
300億円超500億円以下	0.84％
500億円超1,000億円以下	0.82％
1,000億円超	0.79％

更に管理会社は、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われるものとする。

管理会社は、以下の料率にしたがって、自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。

純資産価額	純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.85％
300億円超500億円以下	0.82％
500億円超1,000億円以下	0.80％
1,000億円超	0.77％

投資運用会社は、副投資運用会社（SMAM）、副投資運用会社（MCM）およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された投資運用会社の受任者またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、以下の定められた料率で報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

（ a ）クラス A 受益証券

純資産価額 クラス A 受益証券	クラス A 受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（ % ）
300億円以下	0.62%
300億円超500億円以下	0.65%
500億円超1,000億円以下	0.67%
1,000億円超	0.70%

（ b ）クラス B 受益証券

純資産価額 クラス B 受益証券	クラス B 受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（ % ）
300億円以下	0.42%
300億円超500億円以下	0.45%
500億円超1,000億円以下	0.47%
1,000億円超	0.50%

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得にかかる源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2014年1月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1 - 円建ヘッジありクラスA受益証券の通貨リスクを補うための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益
					日本円
米ドル	12,890,081	日本円	1,344,657,143	2014年4月23日	21,789,025
円建ヘッジありクラスA受益証券の通貨リスクを補うための 為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					21,789,025

10.2 - 円建ヘッジありクラスB受益証券の通貨リスクを補うための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
米ドル	144,666,159	日本円	15,000,000,000	2014年3月20日	150,184,322
米ドル	907,397,188	日本円	94,657,133,917	2014年4月23日	1,533,838,315
米ドル	517,848	日本円	54,017,340	2014年4月23日	872,274
日本円	65,168,722	米ドル	629,419	2014年4月23日	(573,445)
日本円	199,024,304	米ドル	1,907,441	2014年4月23日	(3,269,680)
日本円	213,776,940	米ドル	2,041,914	2014年4月23日	(4,221,803)
日本円	329,409,486	米ドル	3,157,411	2014年4月23日	(5,374,454)
日本円	200,396,018	米ドル	1,915,367	2014年4月23日	(3,827,998)
日本円	52,497,203	米ドル	503,684	2014年4月23日	(805,754)
日本円	84,103,980	米ドル	816,634	2014年4月23日	(295,394)
日本円	82,598,670	米ドル	806,545	2014年4月23日	174,438
日本円	153,142,184	米ドル	1,488,199	2014年4月23日	(413,081)
日本円	191,884,164	米ドル	1,859,971	2014年4月23日	(1,001,262)
日本円	117,316,298	米ドル	1,147,620	2014年4月23日	460,343
円建ヘッジありクラスB受益証券の通貨リスクを補うための 為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					1,665,746,821

10.3 - 投資ポートフォリオの通貨リスクを補うための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
米ドル	1,045,502	日本円	106,891,378	2014年2月5日	(433,664)
日本円	246,980	米ドル	2,408	2014年2月5日	169
投資ポートフォリオの通貨リスクを補うための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(433,495)

注記11．先物契約

2014年 1 月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 (売り)	契約額	未実現 (評価損)
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2014年 3 月	(21)	270,445,970	(471,549)
金利にかかる先物契約の契約額および未実現評価損合計				270,445,970	(471,549)

注記12．支払分配金

2014年 1 月31日に終了した年度中にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円建ヘッジありクラスA 受益証券			
90 円	2013年 1 月31日	2013年 2 月 1 日	2013年 2 月 6 日
90 円	2013年 2 月28日	2013年 3 月 1 日	2013年 3 月 6 日
90 円	2013年 3 月28日	2013年 4 月 2 日	2013年 4 月 5 日
90 円	2013年 4 月30日	2013年 5 月 2 日	2013年 5 月10日
90 円	2013年 5 月31日	2013年 6 月 3 日	2013年 6 月 6 日
90 円	2013年 6 月28日	2013年 7 月 1 日	2013年 7 月 5 日
90 円	2013年 7 月31日	2013年 8 月 1 日	2013年 8 月 6 日
90 円	2013年 8 月30日	2013年 9 月 3 日	2013年 9 月 6 日
90 円	2013年 9 月30日	2013年10月 1 日	2013年10月 4 日
60 円	2013年10月31日	2013年11月 5 日	2013年11月 8 日
60 円	2013年11月29日	2013年12月 2 日	2013年12月 5 日
60 円	2013年12月30日	2014年 1 月 6 日	2014年 1 月 9 日
円建ヘッジなしクラスA 受益証券			
80 円	2013年 1 月31日	2013年 2 月 1 日	2013年 2 月 6 日
80 円	2013年 2 月28日	2013年 3 月 1 日	2013年 3 月 6 日
80 円	2013年 3 月28日	2013年 4 月 2 日	2013年 4 月 5 日
80 円	2013年 4 月30日	2013年 5 月 2 日	2013年 5 月10日
80 円	2013年 5 月31日	2013年 6 月 3 日	2013年 6 月 6 日
80 円	2013年 6 月28日	2013年 7 月 1 日	2013年 7 月 5 日
80 円	2013年 7 月31日	2013年 8 月 1 日	2013年 8 月 6 日
80 円	2013年 8 月30日	2013年 9 月 3 日	2013年 9 月 6 日
80 円	2013年 9 月30日	2013年10月 1 日	2013年10月 4 日
60 円	2013年10月31日	2013年11月 5 日	2013年11月 8 日
60 円	2013年11月29日	2013年12月 2 日	2013年12月 5 日
60 円	2013年12月30日	2014年 1 月 6 日	2014年 1 月 9 日

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円建ヘッジありクラスB 受益証券			
90 円	2013年 1 月31日	2013年 2 月 1 日	2013年 2 月 6 日
90 円	2013年 2 月28日	2013年 3 月 1 日	2013年 3 月 6 日
90 円	2013年 3 月28日	2013年 4 月 2 日	2013年 4 月 5 日
90 円	2013年 4 月30日	2013年 5 月 2 日	2013年 5 月10日
90 円	2013年 5 月31日	2013年 6 月 3 日	2013年 6 月 6 日
90 円	2013年 6 月28日	2013年 7 月 1 日	2013年 7 月 5 日
90 円	2013年 7 月31日	2013年 8 月 1 日	2013年 8 月 6 日
90 円	2013年 8 月30日	2013年 9 月 3 日	2013年 9 月 6 日
90 円	2013年 9 月30日	2013年10月 1 日	2013年10月 4 日
60 円	2013年10月31日	2013年11月 5 日	2013年11月 8 日
60 円	2013年11月29日	2013年12月 2 日	2013年12月 5 日
60 円	2013年12月30日	2014年 1 月 6 日	2014年 1 月 9 日

円建ヘッジなしクラスB 受益証券			
80 円	2013年 1 月31日	2013年 2 月 1 日	2013年 2 月 6 日
80 円	2013年 2 月28日	2013年 3 月 1 日	2013年 3 月 6 日
80 円	2013年 3 月28日	2013年 4 月 2 日	2013年 4 月 5 日
80 円	2013年 4 月30日	2013年 5 月 2 日	2013年 5 月10日
80 円	2013年 5 月31日	2013年 6 月 3 日	2013年 6 月 6 日
80 円	2013年 6 月28日	2013年 7 月 1 日	2013年 7 月 5 日
80 円	2013年 7 月31日	2013年 8 月 1 日	2013年 8 月 6 日
80 円	2013年 8 月30日	2013年 9 月 3 日	2013年 9 月 6 日
80 円	2013年 9 月30日	2013年10月 1 日	2013年10月 4 日
60 円	2013年10月31日	2013年11月 5 日	2013年11月 8 日
60 円	2013年11月29日	2013年12月 2 日	2013年12月 5 日
60 円	2013年12月30日	2014年 1 月 6 日	2014年 1 月 9 日

注記13．為替レート

2014年 1 月31日時点で使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
米ドル	102.6549

注記14．後発事象

年度末より後にファンドにより行われた分配は以下の通りである：

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円建ヘッジありクラスA 受益証券			
60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日
円建ヘッジなしクラスA 受益証券			
60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日
円建ヘッジありクラスB 受益証券			
60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日
円建ヘッジなしクラスB 受益証券			
60 円	2014年 1 月31日	2014年 2 月 3 日	2014年 2 月 6 日
60 円	2014年 2 月28日	2014年 3 月 3 日	2014年 3 月 6 日
60 円	2014年 3 月31日	2014年 4 月 1 日	2014年 4 月 4 日
60 円	2014年 4 月30日	2014年 5 月 2 日	2014年 5 月 9 日

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at January 31, 2014

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly
Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		91,626,057,295
At market value	2.2	111,086,031,069
Receivable on investments sold		2,885,503,206
Cash at bank		2,588,644,343
Interest receivable on bonds	2.7	1,723,384,053
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6,10	1,707,318,886
Receivable on subscriptions		186,575,435
Other assets		489,039
Total assets		120,177,946,031
Liabilities		
Payable on investments purchased		705,901,393
Payable on redemptions		615,586,143
Manager fees payable	3	83,641,255
Marketing fees payable	3	63,013,003
Distributor fees payable	6	45,290,827
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.6,10	20,216,535
Agent Company fees payable	7	9,969,669
Administrator fees payable	4	5,982,654
Printing and publishing expenses payable		5,478,651
Custodian fees payable	5	3,987,060
Legal expenses payable		1,501,384
Professional expenses payable		1,355,254
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8,11	471,549
Trustee fees payable	8	192,478
Total liabilities		1,562,587,855
Total net assets		118,615,358,176
Net assets		
Yen Non-Hedged Class A unit		148,964,294
Yen Non-Hedged Class B unit		9,632,060,990
Yen Hedged Class A unit		1,345,824,987
Yen Hedged Class B unit		107,488,507,905
Number of units outstanding		
Yen Non-Hedged Class A unit		146,300,735
Yen Non-Hedged Class B unit		9,728,525,827
Yen Hedged Class A unit		1,459,500,000
Yen Hedged Class B unit		119,399,002,807
Net asset value per unit		
Yen Non-Hedged Class A unit		1.0182
Yen Non-Hedged Class B unit		0.9901
Yen Hedged Class A unit		0.9221
Yen Hedged Class B unit		0.9002

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2014

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly
Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Interest on bonds	2.7	8,012,647,867
Dividend income		50,148,892
Bank interest	2.7	600,417
Other income		71,629,070
Total income		8,135,026,246
Expenses		
Manager fees	3	1,076,432,381
Marketing fees	3	811,587,321
Distributor fees	6	590,436,140
Agent Company fees	7	128,827,380
Administrator fees	4	77,307,795
Custodian fees	5	51,519,968
Safekeeping fees		15,579,144
Printing and publishing expenses		9,636,741
Formation expenses	2.5	3,757,216
Transactions fees		3,638,870
Professional expenses		3,431,654
Legal expenses		2,477,417
Trustee fees	8	797,146
Other expenses		12,217,654
Total expenses		2,787,646,827
Net investment gain		5,347,379,419

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2014 (continued)
--

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly
Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment gain		5,347,379,419
Net realised		
Gain on investments		17,984,928,709
Loss on forward foreign exchange contracts		(21,536,218,706)
Gain on foreign exchange		639,124,942
Loss on futures contracts		(167,591)
Net realised gain for the year		2,435,046,773
Net change in unrealised		
Depreciation on investments		(1,629,863,894)
Appreciation on forward foreign exchange contracts		5,804,691,432
Depreciation on futures contracts		(471,549)
Net increase in net assets as result of operations		6,609,402,762
Movement in capital		
Subscriptions of units		48,613,337,152
Redemptions of units		(53,249,441,065)
Net movement in capital		(4,636,103,913)
Distribution	12	(13,878,754,425)
Net assets at the beginning of the year		130,520,813,752
Net assets at the end of the year		118,615,358,176

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED
-------------------------	-----------

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)			
Class A units		Class B units	
Yen Non-Hedged	Yen Hedged	Yen Non-Hedged	Yen Hedged

Number of units outstanding at the end of the year:				
January 31, 2012	278,242,083	2,700,496,821	7,656,417,109	98,321,367,592
January 31, 2013	278,242,083	3,042,496,821	10,394,355,988	122,778,663,262
number of units issued	457,458,352	400,000,000	5,480,093,525	45,718,640,493
number of units redeemed	(589,399,700)	(1,982,996,821)	(6,145,923,686)	(49,098,300,948)
January 31, 2014	146,300,735	1,459,500,000	9,728,525,827	119,399,002,807
Total net assets at the end of the year:				
	JPY	JPY	JPY	JPY
January 31, 2012	220,048,245	2,638,522,756	5,965,473,589	94,921,477,022
January 31, 2013	261,353,934	2,968,972,874	9,557,167,467	117,733,319,477
January 31, 2014	148,964,294	1,345,824,987	9,632,060,990	107,488,507,905
Net asset value per unit at the end of the year:				
	JPY	JPY	JPY	JPY
January 31, 2012	0.7909	0.9771	0.7791	0.9654
January 31, 2013	0.9393	0.9758	0.9195	0.9589
January 31, 2014	1.0182	0.9221	0.9901	0.9002

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at January 31, 2014)

**Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)****Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit) (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated June 22, 2009, both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Yen Hedged Class A Units, Yen Non-Hedged Class A Units, Yen Hedged Class B Units and Yen Non-Hedged Class B Units are available for issue. Class A Units are subject to an initial charge of up to 3 % (excluding applicable tax, if any) of the purchase price. Class B Units are subject to a contingent deferred sales charge instead of an initial charge.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income and steady growth in capital by controlling risk through investment in three different asset classes: high yield bonds, emerging market debts and convertible bonds. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. ("NGW") to advise it on the allocation of the Series Trust's assets between the three different asset classes. The allocation is determined by the Investment Manager after considering NGW's advice and may be altered from time to time by the Investment Manager in accordance with changes in market conditions.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at January 31, 2014)

**Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)****Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

2.3 - Valuation of Credit Default Swaps

Credit Default Swaps are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the credit default swap and its liquidity on the secondary market.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at January 31, 2014)

**Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.4 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.7 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.8 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

Note 3 - Manager fees and marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate defined by the table below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Net asset value (JPY Billion)	% per annum of the net asset value
For the part of 30 or less	0.87%
For the part of over 30 and 50 or less	0.84%
For the part of over 50 and 100 or less	0.82%
For the part of over 100	0.79%

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at the rate of 0.64 % per annum of the net asset value attributable to the Class B units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at January 31, 2014)

**Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)****Note 3 - Manager fees and marketing fees (continued)**

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees, as per the below scale.

Net asset value (JPY Billion)	% per annum of the net asset value
For the part of 30 or less	0.85%
For the part of over 30 and 50 or less	0.82%
For the part of over 50 and 100 or less	0.80%
For the part of over 100	0.77%

The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager (SMAM), the Sub-Investment Manager (MCM) and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2014)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate defined by the tables below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears:

(a) In respect of Class A units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class A units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class A units
For the part of 30 or less	0.62%
For the part of over 30 and 50 or less	0.65%
For the part of over 50 and 100 or less	0.67%
For the part of over 100	0.70%

(b) In respect of Class B units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class B units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class B units
For the part of 30 or less	0.42%
For the part of over 30 and 50 or less	0.45%
For the part of over 50 and 100 or less	0.47%
For the part of over 100	0.50%

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2014)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class A unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY
USD	12,890,081	JPY	1,344,657,143	23/04/14	21,789,025
Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class A unit					21,789,025

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2014)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class B unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	144,666,159	JPY	15,000,000,000	20/03/14	150,184,322
USD	907,397,188	JPY	94,657,133,917	23/04/14	1,533,838,315
USD	517,848	JPY	54,017,340	23/04/14	872,274
JPY	65,168,722	USD	629,419	23/04/14	(573,445)
JPY	199,024,304	USD	1,907,441	23/04/14	(3,269,680)
JPY	213,776,940	USD	2,041,914	23/04/14	(4,221,803)
JPY	329,409,486	USD	3,157,411	23/04/14	(5,374,454)
JPY	200,396,018	USD	1,915,367	23/04/14	(3,827,998)
JPY	52,497,203	USD	503,684	23/04/14	(805,754)
JPY	84,103,980	USD	816,634	23/04/14	(295,394)
JPY	82,598,670	USD	806,545	23/04/14	174,438
JPY	153,142,184	USD	1,488,199	23/04/14	(413,081)
JPY	191,884,164	USD	1,859,971	23/04/14	(1,001,262)
JPY	117,316,298	USD	1,147,620	23/04/14	460,343
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Class B unit					1,665,746,821

10.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	1,045,502	JPY	106,891,378	05/02/14	(433,664)
JPY	246,980	USD	2,408	05/02/14	169
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio					(433,495)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2014)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

Note 11 - Futures contracts

As at January 31, 2014, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts (sold)	Commitment	Unrealised (depreciation)
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	March 2014	(21)	270,445,970	(471,549)
Total commitment and unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				270,445,970	(471,549)

Note 12 - Distribution

Distribution made by the Series Trust during the year ending January 31, 2014 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Hedged Class A unit			
90 JPY	31/01/2013	1/02/2013	6/02/2013
90 JPY	28/02/2013	1/03/2013	6/03/2013
90 JPY	28/03/2013	2/04/2013	5/04/2013
90 JPY	30/04/2013	2/05/2013	10/05/2013
90 JPY	31/05/2013	3/06/2013	6/06/2013
90 JPY	28/06/2013	1/07/2013	5/07/2013
90 JPY	31/07/2013	1/08/2013	6/08/2013
90 JPY	30/08/2013	3/09/2013	6/09/2013
90 JPY	30/09/2013	1/10/2013	4/10/2013
60 JPY	31/10/2013	5/11/2013	8/11/2013
60 JPY	29/11/2013	2/12/2013	5/12/2013
60 JPY	30/12/2013	6/01/2014	9/01/2014
Yen Non-Hedged Class A unit			
80 JPY	31/01/2013	1/02/2013	6/02/2013
80 JPY	28/02/2013	1/03/2013	6/03/2013
80 JPY	28/03/2013	2/04/2013	5/04/2013
80 JPY	30/04/2013	2/05/2013	10/05/2013
80 JPY	31/05/2013	3/06/2013	6/06/2013
80 JPY	28/06/2013	1/07/2013	5/07/2013
80 JPY	31/07/2013	1/08/2013	6/08/2013
80 JPY	30/08/2013	3/09/2013	6/09/2013
80 JPY	30/09/2013	1/10/2013	4/10/2013
60 JPY	31/10/2013	5/11/2013	8/11/2013
60 JPY	29/11/2013	2/12/2013	5/12/2013
60 JPY	30/12/2013	6/01/2014	9/01/2014

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2014)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

Note 12 - Distribution (continued)

Distribution made by the Series Trust during the year ending January 31, 2014 are as follows (continued):

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Hedged Class B unit			
90 JPY	31/01/2013	1/02/2013	6/02/2013
90 JPY	28/02/2013	1/03/2013	6/03/2013
90 JPY	28/03/2013	2/04/2013	5/04/2013
90 JPY	30/04/2013	2/05/2013	10/05/2013
90 JPY	31/05/2013	3/06/2013	6/06/2013
90 JPY	28/06/2013	1/07/2013	5/07/2013
90 JPY	31/07/2013	1/08/2013	6/08/2013
90 JPY	30/08/2013	3/09/2013	6/09/2013
90 JPY	30/09/2013	1/10/2013	4/10/2013
60 JPY	31/10/2013	5/11/2013	8/11/2013
60 JPY	29/11/2013	2/12/2013	5/12/2013
60 JPY	30/12/2013	6/01/2014	9/01/2014
Yen Non-Hedged Class B unit			
80 JPY	31/01/2013	1/02/2013	6/02/2013
80 JPY	28/02/2013	1/03/2013	6/03/2013
80 JPY	28/03/2013	2/04/2013	5/04/2013
80 JPY	30/04/2013	2/05/2013	10/05/2013
80 JPY	31/05/2013	3/06/2013	6/06/2013
80 JPY	28/06/2013	1/07/2013	5/07/2013
80 JPY	31/07/2013	1/08/2013	6/08/2013
80 JPY	30/08/2013	3/09/2013	6/09/2013
80 JPY	30/09/2013	1/10/2013	4/10/2013
60 JPY	31/10/2013	5/11/2013	8/11/2013
60 JPY	29/11/2013	2/12/2013	5/12/2013
60 JPY	30/12/2013	6/01/2014	9/01/2014

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2014)

Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type
(Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

Note 13 - Exchange rate

The exchange rate used as at January 31, 2014 is as follows:

Currency	Exchange rate
USD	102.6549

Note 14 - Subsequent event

Distribution made by the Series Trust after the year end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Hedged Class A unit			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014
Yen Non-Hedged Class A unit			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014
Yen Hedged Class B unit			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014
Yen Non-Hedged Class B unit			
60 JPY	31/01/2014	3/02/2014	6/02/2014
60 JPY	28/02/2014	3/03/2014	6/03/2014
60 JPY	31/03/2014	1/04/2014	4/04/2014
60 JPY	30/04/2014	2/05/2014	9/05/2014

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

() 円建ヘッジありクラスA 受益証券

(2015年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	1,062,452,100
負債総額	1,486,947
純資産価額(-)	1,060,965,153
発行済受益証券口数	1,221,500,000口
1口当たり純資産価格(/)	0.8686

() 円建ヘッジなしクラスA 受益証券

(2015年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	246,360,634
負債総額	335,968
純資産価額(-)	246,024,666
発行済受益証券口数	207,442,545口
1口当たり純資産価格(/)	1.1860

() 円建ヘッジありクラスB 受益証券

(2015年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	82,512,236,133
負債総額	147,043,365
純資産価額(-)	82,365,192,768
発行済受益証券口数	97,803,446,544口
1口当たり純資産価格(/)	0.8422

(iv) 円建ヘッジなしクラスB 受益証券

(2015年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	12,729,595,057
負債総額	22,084,328
純資産価額(-)	12,707,510,729
発行済受益証券口数	11,115,744,275口
1口当たり純資産価格(/)	1.1432

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができる。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、（a）適格投資家への名義書換であること、（b）譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および（c）受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要がある。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

第二部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（ 1 ）資本金の額（2014年12月末日現在）

2014年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式の総数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2014年12月末日現在、約62億4,903万円である。

最近5年間に資本の増減はなされていない。ただし、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

（ 2 ）管理会社の機構（2015年5月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。同社の取締役会は、以下の7名の取締役から構成される。

スティーブ・リピナー	取締役
スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
ギ・ユーディン	取締役
パトリツィア・ブルツィオ	取締役
ブレンドン・ドネラン	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、ファンドの管理事務をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2015年5月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	23	559,218,147,768円
	オープン・エンド型 会社型投資信託	0	0円

3【管理会社の経理状況】

（１）管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第５項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）管理会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（自平成26年１月１日至平成26年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,838,588	4,166,415
未収委託者報酬	447,075	621,789
前払販売関連費用	13,280,064	11,197,758
未収入金	1,239,048	1,008,407
流動資産計	18,804,775	16,994,370
資産合計	18,804,775	16,994,370
負債の部		
流動負債		
未払金	536,738	550,138
未払費用	1,938,923	1,848,330
流動負債計	2,475,661	2,398,468
固定負債		
長期借入金	10,718,661	8,346,868
固定負債計	10,718,661	10,745,336
負債合計	13,194,322	10,745,336
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,416,377	5,054,958
純資産合計	5,610,453	6,249,034
負債・純資産合計	18,804,775	16,994,370

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年12月31日）	当事業年度 （自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,594,951	4,376,600
販売管理報酬等	13,004,897	7,042,323
営業収益計	17,599,848	11,418,924
営業費用		
支払手数料	3,924,277	3,764,944
販売関連費用	10,889,897	6,149,407
営業費用計	14,814,174	9,914,351
一般管理費		
事務委託費	260,516	346,848
諸経費	14,458	17,815
一般管理費計	274,974	364,663
営業利益	2,510,700	1,139,908
営業外収益		
受取利息	6,422	5,976
為替差益	25,590	-
営業外収益計	32,012	5,976
営業外費用		
支払利息	369,850	257,704
為替差損	-	4,210
営業外費用計	369,850	261,914
経常利益	2,172,861	883,970
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* 1 458,490	245,388
税引前当期純利益	1,714,371	638,581
当期純利益	1,714,371	638,581

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	2,702,005	3,896,081	3,896,081
当期変動額					
当期純利益			1,714,371	1,714,371	1,714,371
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,714,371	1,714,371	1,714,371
当期末残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453

当事業年度（自平成26年 1 月 1 日 至平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453
当期変動額					
当期純利益			638,581	638,581	638,581
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	638,581	638,581	638,581
当期末残高	246	1,193,830	5,054,958	6,249,034	6,249,034

重要な会計方針

１．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

２．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

＊１．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自平成26年１月１日 至平成26年12月31日）

＊１．前払販売関連費用追加償却費

同上

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成26年１月１日 至平成26年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,838,588	3,838,588	-
（２）未収委託者報酬	447,075	447,075	-
（３）未収入金	1,239,048	1,239,048	-
資産計	5,524,711	5,524,711	-
（１）未払金	536,738	536,738	-
（２）未払費用	1,938,923	1,938,923	-
（３）長期借入金	10,718,661	10,718,661	-
負債計	13,194,322	13,194,322	-
デリバティブ取引（＊１）			
（１）ヘッジ会計が 適用されていないもの	-	-	-
（２）ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（平成26年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,166,415	4,166,415	-
（２）未収委託者報酬	621,789	621,789	-
（３）未収入金	1,008,407	1,008,407	-
資産計	5,796,611	5,796,611	-
（１）未払金	550,138	550,138	-
（２）未払費用	1,848,330	1,848,330	-
（３）長期借入金	8,346,868	8,346,868	-
負債計	10,745,336	10,745,336	-
デリバティブ取引（＊１）			
（１）ヘッジ会計が 適用されていないもの	-	-	-
（２）ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬、並びに（３）未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）未払金、並びに（２）未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,838,588	-	-	-
未収委託者報酬	447,075	-	-	-
未収入金	1,239,048	-	-	-
合計	5,524,711	-	-	-

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,166,415	-	-	-
未収委託者報酬	621,789	-	-	-
未収入金	1,008,407	-	-	-
合計	5,796,611	-	-	-

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962
合計	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000
合計	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000

（デリバティブ取引関係）

１．取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度（平成25年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	588,387	-	-	-
	ＵＳドル	682,606	-	-	-
	オーストラリアドル	1,590,642	-	-	-
合計		2,861,635	-	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	690,273	-	-	-
	USドル	892,331	-	-	-
	オーストラリアドル	2,033,456	-	-	-
合計		3,616,061	-	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,594,951	13,004,897	17,599,849

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,376,600	7,042,323	11,418,924

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成25年１月１日　至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・インターナ ショナル・リミ テッド	英国ロン ドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	31,730	未払 費用	691,021
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・ジャパン・ リミテッド	東京都千 代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,923,866 260,516	未払 費用 未払 費用	946,697 260,516
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注3)	1,555,936	預金	3,221,960
						資金の 借入	資金の 返済 (純額) (注3) 利息の 支払 (注3)	4,357,676 369,850	長期 借入金	10,718,661

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	191,367	未払 費用	881,500
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,526,147 346,848	未払 費用 未払 費用	933,438 86,712
同一の親会社を持つ会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注3)	106,773	預金	3,328,733
						資金の 借入	資金の 返済 (純額) (注3) 利息の 支払 (注3)	2,371,792 257,704	長期 借入金	8,346,868

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 〔 自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年 1 月 1 日 至平成26年12月31日 〕
1株当たり純資産額	2,805,228円12銭	3,124,517円88銭
1株当たり当期純利益金額	857,186円05銭	319,290円58銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年 1 月 1 日 至平成26年12月31日 〕
当期純利益（千円）	1,714,371	638,581
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,714,371	638,581
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「関連当事者」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。ただし、上記（a）乃至（c）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- （ ）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- （ ）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- （ ）上記（ ）または（ ）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- （d）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- （e）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- （f）関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含む。）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

（2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社の全ての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「MIHC」という。）が保有していた。その後MIHCは解散し、この解散に伴い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債を全て引受けた。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバースーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社の全ての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社となった。

（3）出資の状況

該当なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

資本金の額

2015年6月末日現在、受託会社の資本金の額は、48,544,177米ドル（約60億637万円）である。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

（2）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

資本金の額

2015年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約122億2,584万円）である。

（注）ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成27年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.61円）による。

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行であり、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

（3）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

資本金の額

2015年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいる。

（4）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「**副投資運用会社（SMAM）**」）

資本金の額

副投資運用会社（SMAM）の資本金の額は公開されていない。なお、副投資運用会社（SMAM）を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2014年12月末日現在における資本金の額は374億4,100万米ドル（約4兆6,326億円）である。

事業の内容

副投資運用会社（SMAM）は、1933年に米国マサチューセッツ州において設立され、1940年米国投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいる。

（５）メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「**副投資運用会社（MCM）**」）

資本金の額

2014年12月末日現在、副投資運用会社（MCM）の資本金の額は989,666,814.10米ドル（約1,224億5,147万円）である。

事業の内容

副投資運用会社（MCM）は、1983年に米国カリフォルニア州サンフランシスコを本店所在地として設立され、米国1940年投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいる。

（６）S M B C 日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」または「**日本における販売会社**」）

資本金の額

2015年５月末日現在、代行協会員および日本における販売会社の資本金の額は、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

２【関係業務の概要】

（１）C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、各ファンドの受託業務を行う。

（２）S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー ・エル・エル・シー（「**副投資運用会社（SMAM）**」）

副投資運用会社（SMAM）は、投資運用会社から委託を受け、SMAM副投資運用契約に基づきファンドのハイイールド債券および新興国ソブリン債券に対する投資に関する投資運用業務を行う。

（５）メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「**副投資運用会社（MCM）**」）

副投資運用会社（MCM）は、投資運用会社から委託を受け、MCM副投資運用契約に基づきファンドの転換社債に対する投資に関する投資運用業務を行う。

（６）S M B C日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」または「**日本における販売会社**」）

代行協会の業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

3【資本関係】

（１）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

該当事項なし。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「**副投資運用会社（SMAM）**」）

副投資運用会社（SMAM）は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

（５）メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「**副投資運用会社（MCM）**」）

副投資運用会社（MCM）は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

（６）S M B C日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」または「**日本における販売会社**」）

S M B C日興証券株式会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有している。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年3月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,755であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方

法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要

件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登録上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するた

めに適切と考える命令を求めて申請することができ、グラントコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
 - (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
 - (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
 - (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラス

ト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

(i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

() マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

() 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

(h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

(a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

(a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

(i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

() 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

() 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

() 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

(v) 監査人の氏名および住所

- () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成26年7月31日	有価証券届出書 有価証券報告書
平成26年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書 半期報告書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「ファンド営業日」	ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足される。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいう。
「買戻日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「管理会社」	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいう。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格でのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社間で2006年3月30日に締結された管理事務代行契約（2009年6月22日に締結された2006年3月30日付管理事務代行契約の変更に係る契約により変更済み）をいう。
「基本信託証書」	受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2003年10月14日付基本信託証書（随時修正または補足されるものを含む）をいう。
「クラスA受益証券」	ヘッジありクラスA受益証券およびヘッジなしクラスA受益証券をいう。
「クラスB受益証券」	ヘッジありクラスB受益証券およびヘッジなしクラスB受益証券をいう。
「受益者」	登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。

「受益証券」	ファンドの受益証券をいう。ただし、文脈上別の解釈が求められる場合を除き、すべてのクラスの受益証券を意味する。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「純資産価額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。
「適格投資家」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。 （ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。
「転換日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「転換通知書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる転換通知書をいう。
「投資運用会社」	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間の2009年7月29日に締結された投資運用契約をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるメロン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

「販売会社」または「日本における販売会社」	ファンドの日本における販売会社としての資格でのS M B C日興証券株式会社をいう。
「評価日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書および2009年6月22日付補足信託証書、2014年10月3日付補足信託証書および2015年7月31日付補足信託証書に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストの日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型をいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会において当該ファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「副投資運用会社（SMAM）」	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーをいう。
「副投資運用会社（MCM）」	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションをいう。
「副投資運用契約」	SMAM副投資運用契約およびMCM副投資運用契約を総称していう。
「SMAM副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社（SMAM）との間で締結された2009年7月29日付の副投資運用契約をいう。
「MCM副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社（MCM）との間で締結された2009年7月29日付の副投資運用契約をいう。
「分配期間」	前回の分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「分配基準日」	各暦月の最終ファンド営業日、またはファンドまたはファンドのいずれかの受益証券クラスに関し管理会社が随時に決定することのできる各年のその他の日をいう。
「分配日」	各分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドまたは受益証券のいずれかのクラスに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「ヘッジありクラスA受益証券」	日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスA受益証券と称する受益証券をいう。

「ヘッジありクラスB 受益証券」	日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券と称する受益証券をいう。
「ヘッジありファンド」	ヘッジありクラスA受益証券およびヘッジありクラスB受益証券を総称している。
「ヘッジなしクラスA 受益証券」	日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスA受益証券と称する受益証券をいう。
「ヘッジなしクラスB 受益証券」	日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券と称する受益証券をいう。
「ヘッジなしファンド」	ヘッジなしクラスA受益証券およびヘッジなしクラスB受益証券を総称している。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格でのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間で、2006年3月30日に締結された保管契約（2009年6月22日に締結された2006年3月30日付保管契約に係る変更契約による変更済み）をいう。
「ユーロ」	1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って単一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型の受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2015年1月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト。）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠し、真実かつ公正に表示される財務書類の作成および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要と経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針の適切性および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2015年1月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - 日興B N Yメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型の財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2015年5月12日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of Mellon Offshore Funds - Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type

We have audited the accompanying financial statements of Mellon offshore Funds - Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 January 2015, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon offshore Funds - Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type as at 31 January 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

12 May 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年 6月30日

B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズ - 日興 B N Yメロン利回り債券 3 分法ファンド毎月分配型
(円建ヘッジありクラス A / B、円建ヘッジなしクラス A / B) の受託会社としての C I B C バン
ク・アンド・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド御中

我々は、2014年 1 月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズ - 日興 B N Yメロン利回り債券 3 分法ファンド毎月分配型 (円建ヘッジありクラス A / B、円建ヘッジなしクラス A / B) (メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト。) の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠し、真実かつ公正に表示される財務書類の作成および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要と経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針の適切性および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2014年 1 月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - 日興 B N Yメロン利回り債券 3 分法ファンド毎月分配型 (円建ヘッジありクラス A / B、円建ヘッジなしクラス A / B) の財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2014年 5 月28日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of Mellon Offshore Funds - Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit)

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit) (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 January 2014, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - Nikko BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type (Yen Hedged Unit/Yen Non-Hedged Unit) as at 31 January 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

28 May 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。